

季刊

社会保障研究

Vol. 7, No. 3

社会保障研究所

1971

周知のように、社会開発という言葉は、第1次佐藤内閣の表看板であった。私は当時開かれた社会開発懇談会において、経済成長があくまでも社会開発優先のために奮勇をふるわれたいと要望したが、その奮勇はついにふるわれなかった。そのため残念なことに、この看板は色あせてしまった。そして日本は経済大国になりあがった。

ヘドバーグの表現をもってすれば、日本の経済成長は、フライ級の国土におけるヘビー級の経済発展ということになるが、そのヘビー級の発展がつづけば、日本人の国民所得は、1975年には70年の1.8倍となり、80年には4倍になると予測されている。70年代には、確実に西欧水準に到達し、85年にはアメリカに追いつくというわけである。このような予測は、最近のドル・ショックから考えてみても、かなりあやしいように思われるが、それはともかく、日本人は、こうした経済超大国への道をつっぱしってよいのであろうか。たとえ15年後にアメリカを追いこすとしても、空気はよごれ水はにごり後代の人間の健康を保障できないような国土で青息をはいているとしたら、何のための経済発展であろうか。アメリカ並の国民所得が平均として達成されたにしても、その配分が偏り、なお多くの人々が生活の不安から解放されていなければ、その不安は繁栄のゆえに一層深刻になるかもしれない。この不安から解放された人々も、経済発展にともなって地価も資材も高騰し、上昇した欲求水準にみあつた家がもてないとすれば、決して幸せにはならないであろう。生活水準が上るにつれて、寿命ののびた老後の生活も苦しくなるとすれば、経済大国から経済超大国になったとしても、どれほど意味があるであろうか。

経済大国から超大国へという夢は、ここで捨て去られなければならない。1960年代、生産第1主義におし流された日本人は、1970年代において生活の復権をめざすべきである。復権すべき生活優先の伝統が明治維新以来の近代日本の1世紀の間になかったとすれば、今こそ生活創建の時代が始まらなければならない。「成長なくして福祉なし」といわれた60年代はすぎ去り、首相自ら「福祉なくして成長なし」といわなければならなくなつた時代が、すでにきているのである。パイを大きくすることよりも、パイを分けることを優先させ、経済の発展との調和ではなく、生活環境の改善と社会保障の充実とを経済の成長よりも優位におかなければならぬ時代が70年代であるべきだというわけである。

こうして、日本の路線は、経済大国から超大国へではなく、経済大国から福祉大国へと転轍されなければならない。明治維新以来の日本は、ひたすら富国強兵の道を歩んだ。しかし国民の多くは貧民にとどまつた。戦後は、強兵の道を一応捨てたが、それだけに富国の大道が猛進されたといつてもよい。生活関連部門の社会資本投資を極力節約して生産関連部門の社会資本投資に集中してきた戦後日本は、たしかに部分的には豊かになつたが、前者のストックの乏しさが一層目につくようになった。そのゆえに、ひずみの是正がとなえられ、これに対して社会開発が旗印になったはずである。けれども、それは旗印になつただけで、路線の切りかえをともなわなかつた。そのため、たとえば、公害の増大による自然環境の破壊という高価な代償が、昨年来クローズ・アップされるに至つたのであり、「社会開発のために奮勇をときにはふるわせてもらいたい」と首相自身もいわざるをえなくなつた。

社会開発という色あせた看板を、けずりなおしてかけるのではなく、全く新しい看板として、しかも偽りのない看板として高くかかげてほしいものである。首相は、この看板が国民の理解をえられなかつたとも述べたといわれるが、その実を示せば理解されたはずであり、色あせもしなかつたはずである。輝やかしい看板として社会開発が復権することこそ、「福祉なくして成長なし」という言葉の実証となるのであり、それが福祉大国の道を切り開いてくれることを心から祈りたいのである。

社会保障と財政

橋 本 徹

I 予算と社会保障

社会保障費を予算のなかで飛躍的に増大させることはいまや急務である。46年度『経済白書』も、「最も重視されることは、高度な国民福祉の積極的実現である。……いまや工業力では世界一流の水準に達したわが国は、生活環境に密接に関連した公共投資の拡充を急ぎ、社会保障水準を意欲的に引上げることによって、経済力に適応した国民福祉の充実につとめることが最も重要である」という。これまで財政のなかで社会保障の充実にどれだけ努力したか、そのあとづけのため、表1の「一般会計予算の主要経費別分類」を利用しよう。これによれば、昭和45年度現在で、社会保障費は公共事業費に次ぐ重要な地位を占めている。戦前では予算中わずかに0.7%にすぎなかった比重も、戦後、それも高度成長の始まる昭和30年度には10.5%に上昇し、その後、一般会計の増加率を上回る増加率を示して、45年度には14.3%までにも上昇している。このように最近の社会保障の充実ぶりは目ざましいものがある。なお、財政による社会保障費は単に国の予算のみならず、地方財政支出をも考慮しなければならない。しくみとしては、地方財政は国からこの一般会計の社会保障費の大半を国庫負担金として受け入れ、それに一般財源等を加えて、民生費、衛生費、労働費といった費目で支出する。したがって、財政として社会保障費をみる場合は、この地方財政費を計算しなければ正確でない。しかしながら、ここでは一般会計予算を利用して、その全般的な傾向を明らかにしようとしたのである。

ところで社会保障の定義や範囲等は必ずしも明確ではない。しかし財政による所得再分配の中心的機構に社会保障制度をおくと、わが国の社会保

障制度は、生活困窮者に公的資金で生活保護費を支給している公的扶助と、自己責任の原則によって経費の負担に応ずる相互共済的な社会保険を中心として、社会福祉、保健衛生対策および失業対策の公的サービス部門によって補完している。そしてこれは憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という理念の実現目的となる。このような範囲で、表2の一般会計社会保障関係費の推移が示されている。なお、社会保障制度審議会は、社会保障を、貧困階層に対する施策、低所得階層に対する施策、一般所得階層に対する施策およびすべての所得階層に共通する施策に分け、それぞれに対応するものとして、公的扶助、社会福祉と低所得階層の社会保険、社会保険、公衆衛生および医療をあげている¹⁾。そして同審議会事務局は社会保障の総費用の範囲を「狭義の社会保障」(公的扶助、社会福祉、社会保険、公衆衛生および医療)、「広義の社会保障」(狭義の範囲に、恩給、戦争犠牲者援護を加えたもの)、「社会保障関連制度」((住宅等、雇用(失業)対策))の3段階に分けて算定している²⁾。またILO事務局が世界各国の社会保障費を比較するときは、社会保障制度を社会保険および類似制度、家族手当、公務員(軍人、文官)、公衆保健サービス、公的扶助および類似制度、戦争犠牲者援護に区分している³⁾。

表2によれば、わが国の社会保障関係費の重点

- 1) 「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する方策」社会保障制度審議会、昭和37年8月。
- 2) 昭和25年10月の「社会保障制度に関する勧告」に基づいた算定方法が昭和37年8月にこのように改訂された。
- 3) 社会保障の概念については、健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』1971、東洋経済新報社、を参照せよ。

表 1 一般会計予算の主要経費別分類(予算額、構成比、年平均増加率)

(単位: 昭和9~11年度平均10万円、30年度以降億円、%)

	昭和9~11 年度平均	昭和30年度	35年 度	40年 度	45年 度	年平均増加率		
						30→35	35→40	40→45
社会保障関係費	166	0.7	1,043	10.5	1,803	11.5	5,183	14.2
文教および科学振興費	1,507	6.6	1,308	13.2	2,129	13.6	4,751	13.0
国 債 費	3,860	16.9	434	4.4	274	1.7	221	0.6
恩 給 関 係 費	1,745	7.6	895	9.0	1,318	8.4	1,693	4.6
地方交付税交付金	—	—	1,374	13.9	2,835	18.1	7,162	19.6
防衛関係費	10,231	44.8	1,349	13.6	1,569	10.0	3,014	8.2
公共事業関係費	1,695	7.4	1,635	16.5	2,866	18.3	7,333	20.0
貿易振興および経済協力費	45	0.2	117	1.2	288	1.8	338	0.9
中小企業対策費	8	0.0	26	0.3	25	0.2	216	0.6
食糧管理費	—	—	0	—	100	0.6	1,055	2.9
産業投資特別会計へ繰入	—	—	0	—	0	—	125	0.3
その他の事項経費	3,286	14.3	1,654	16.6	2,410	15.4	4,990	13.7
予備費	313	1.4	80	0.8	80	0.5	500	1.4
合 計	22,856	100.0	9,915	100.0	15,697	100.0	36,581	100.0
							79,497	100.0
							9.6	18.1
								16.8

(資料出所)『財政統計』昭和45年度。

(注)昭和9~11年度は補正予算、30年度以降は当初予算である。

表 2 一般会計社会保障関係費の推移

	金額(億円)				年平均増加率(%)			構成比(%)			
	30年度	35	40	45	30→35	35→40	40→45	30年度	35	40	45
生活保護費	335	446	1,059	2,172	5.9	18.9	15.4	32.1	24.7	20.4	19.1
社会福祉費	90	132	432	1,110	8.0	26.8	20.8	9.0	7.3	8.3	9.8
社会保険費	124	649	2,095	5,838	49.8	26.4	22.7	12.4	36.0	40.4	51.3
保健衛生対策費	209	269	930	1,406	5.2	28.2	8.6	20.9	14.9	17.9	12.4
失業対策費	285	307	667	845	1.5	16.8	4.8	27.3	17.0	12.9	7.4
合 計	1,043	1,803	5,183	11,371	11.6	23.5	17.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料出所) 大蔵省『財政金融統計月報』221号。

(注)構成比の()内は社会保障関係費の一般会計に対する比率である。

の推移が明らかである。昭和30年度には生活保護費および失業対策費が合せて約60%を占めていたが、その後、年金、医療を中心とする社会保険費が増大し、30年度12.4%のウェイトが45年度に50%を超えるにいたっている。さらに、さきの表1から、恩給関係費の減少傾向もうかがわれる。また、表2から社会福祉費の比重は漸増傾向

にあるといえる。このことから、社会保障制度審議会の区分を利用すれば、社会保障費の重点は、貧困階層に対する施策から低所得階層に対する施策ないし一般所得階層に対する施策に移りつつあるといえる。

この施策の重点の移り変りによって、所得再分配機能をもつ財政にどんな影響があるかを中心に

検討することを小論の目的とする。

II 財政と所得再分配

今日、財政の役割として、①資源配分の調整、②所得の再分配、③経済の安定化、④経済成長の促進の4つをあげるのは一般的である。そこで財政による所得再分配が財政の役割として是認されるとき、分配状態の是正が秩序ある方式で、しかも経済の効率的機能に対して最も害の少い方法で行われる機構が準備されねばならない。財政による所得再分配は収入、支出の両面を通じて行われるが、これを社会保障によるものと、それ以外の財政操作によるものと区分してみよう。

1. 財政操作による所得再分配

ほんらい財政収支の機構による所得再分配が中心となるべきであるが、家族制度による相互扶助、個人の善意に基づく慈善活動、宗教団体、社会団体あるいはボランティアな救済活動も所得再分配の機能を果たすことができる。しかしこのような方法は恣意的であり、偶然的であり、かつ局部的である。高度に発達し複雑化し、変化の激しいわが国の経済社会では、とりわけ都市地域では、家族形態は変容し細分化して核家族となり、老人は身のおきどころもない⁴⁾。そして、核家族は集団としての縮小と機能の単純化のゆえに、なにか問題が生じた場合には家庭内でその問題に対処し、解決を図ることはいっそう困難になりつつある。例えば、重症身障者を家族にもてば、その経済的負担で家庭崩壊に陥るといった不安定性を内蔵している。また最近の「赤い羽根募金」の伸びは満足できる状態ではない⁵⁾。これなどは最近の社会の慈善活動の底の浅さをあらわすものであるし、連帯感の希薄化のあらわれもある。ともかく、このような相互扶助集団は社会的に拡張され、定型化されて社会保障とならねばならない⁶⁾。

4) 核家族的世帯の親族世帯に占める割合は昭和30年に62.0%、35年に63.4%、40年に68.1%と増加し、とりわけ人口集中地区では35年に72.3%、40年に76.3%となっている。『国民生活白書』46年版、経済企画庁編、p. 34)。

5) 『厚生白書』昭和45年版、厚生省編、p. 443。

6) ポールディング (K. E. Boulding) は、社会保障を相互扶助の拡張と定型化とみる。彼の *Principles of Economic Policy*, 1958, p. 234, (邦訳、『経済政策の原理』p. 215) を参照。

ここでは、まず、社会保障以外の所得再分配の目的を達成しようとする財政収支の機構を考えてみよう。

租税政策は所得再分配の目的の達成に役立つ。とりわけ累進所得税は高所得層の所得を削減する。ぜいたく品に重課する消費税もまた再分配効果があろう。現行の物品税でも高級乗用車、宝石やゴルフ・クラブ等の税率は高い。また相続税、贈与税の超過累進税率は財産の所有の不平等を是正しようとするものである。しかし、一般に、間接税は所得に対して負担が逆進的であり、再分配効果は期待できない。再分配効果が期待できるのは直接税であり、とりわけ所得税である。その意味で、最近のわが国の租税構造が、国および地方を通じて、租税収入の70%が直接税、30%が間接税というように、直接税中心の体系となっていることは、再分配政策の見地からみて好都合である。というのは、利子・配当の優遇等の問題はあるが、所得税の累進税率も10%から75%までの超過累進税率を採用している。

他方、政府支出についてみると、教育費、衛生費あるいは住宅費等に分配上の考慮が伴う。衛生費は、疾病を予防し、病気を治療するが、それらの利益は、低所得層の家族に大きく帰属するであろう。なぜなら、彼らおよびその家族が、ひとたび発病するときは家族の生活そのものを破壊してしまう危険がある。教育支出についていえば、義務教育は無償であり、公立高等学校・国立大学の授業料は低廉である。あるいは育英資金が低所得層家庭の子弟に貸与される。学校給食には国庫補助金が支出される。義務教育の教科書無償配布、そして高校進学率の上昇は、教育の機会均等を通じて、将来の所得獲得機会に対する平等の付与に役立つであろう。住宅対策費は公共事業費に含まれるが、46年度予算を例にとれば、約1,000億円が公営住宅の建設にむけられている。公営住宅は低家賃によって供給され低所得層の家計をたすける。その他、46年度予算からひろうと、最近の政府支出のなかでは、生活環境施設整備をめざす公共事業費、農林漁業の基盤整備、中小企業対策費、食糧管理費等、あるいは公正取引に関する

規制、公共料金の抑制といった政府活動等も、比較的おくれた産業の保護を通じてそれらに就業する人々の所得を保障し、消費者物価の安定を通じて低所得層の生活の安定を目指すものである。このように、種々の政府活動が所得再分配の効果をもつであろうが、ここで考えておかなければならぬのは、価格形成の機構によって決定される資源配分の観点からいえば、活動それ自体がひとつの目的である場合は別として、政府活動の価格機構への干渉はあまり好ましいものではなく、その点で、このような干渉のもっとも少い価格形成に中立的な財政による所得移転がすぐれた方策となるということである。そのうえ、所得移転の方策は再分配を必要とするすべての人々に効果が及ぶという点においてもすぐれている。いいかえれば、目標を的確に把握することができる。例えば、食糧管理制度は消費者米価を低価格におしとどめることによって低所得層に恩恵を与えることになるが、同時にそれが、そのような保護を必要としない中・高所得層にも、なにがしかの利益を与える、また公営住宅に入居資格の月収基準をはるかに超過した者が居すわっていることもある。これらのことから、それらの政府支出の再分配効果を弱めることは否定できない。

最後に、インフレーションないしデフレーション

の抑止を目的とする財政政策も、所得再分配の効果をもつ。なぜならデフレーションによる失業は人々を低所得層へ押しやり、インフレーションによる貨幣価値の変動は、生産計画ないし家計計画を攪乱し、資源利用の効率を低下させて、所得の不平等度をつよめ、さらに社会保障制度そのものを動搖させるからである。

2. 社会保障による所得再分配

すでに表2で指摘したように、社会保障の中心が社会保険となっている。この社会保険を所得の移転の見地から考えて、再分配効果を検討しよう。社会保険は、①医療保険、②年金保険、③失業保険、④業務災害補償保険の4種類に大別される。なお、表2の社会保険費には、46年度から実施される児童手当の国庫負担金を厚生保険特別会計に新設される児童手当勘定に繰入れる分が計上されていることに注意しよう。さて現行の社会保険による個人への移転が移転支出のなかで重要な地位を占めている状況は表3に示すとおりである。(なお、個人への移転には現在、健康保険組合および国民健康保険組合の行う給付が含まれていない。) 33年度に50.3%、40年度に64%、43年度に66.4%と増加の趨勢である。

この社会保険は、もともと被保険者による費用

表3 個人への移転と特定年度の保険負担と給付の比率

	個人への移転					社会保険負担÷個人への移転									
	33	35	37	40	43	33	35	37	40	43					
健	康	保	険	16.4	16.8	18.7	20.5	20.1	107.9	104.6	97.6	79.4	90.1		
國	民	健	康	保	険	7.2	9.6	11.1	13.5	16.3	83.9	77.4	64.5	42.1	37.0
厚	生	年	金	2.0	1.8	1.7	2.6	3.4	517.8	754.2	866.7	791.0	587.4		
國	民	年	金	—	4.5	3.8	3.0	3.1	—	—	69.2	57.5	75.4		
共	濟	組	合	9.2	8.6	8.8	11.5	12.5	135.3	131.4	172.8	185.9	178.7		
船	員	保	険	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9	137.2	139.6	142.3	130.1	148.3		
失	業	保	険	9.4	6.7	8.6	7.9	6.3	86.9	115.4	95.7	95.1	120.8		
勞	災	保	険	5.1	4.6	4.6	4.0	3.8	126.9	133.1	125.4	111.1	123.7		
小		計		50.3	53.4	58.3	64.0	66.4	127.5	129.4	127.8	123.3	123.8		
恩		給		24.1	21.1	15.9	11.7	11.0	(負担若干あり)						
地	方	吏	員	恩	給	5.3	4.7	5.2	2.1	1.9	“				
公	務	災	害	補	償	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1					
交	付	國	債			4.0	3.7	0.8	1.2	1.5					
生	活	保	護			11.0	10.3	10.2	9.4	9.0					
そ	の	他				5.3	6.6	9.4	11.4	10.2					

(資料出所) 経済企画庁『国民所得統計年報』昭和45年版。

負担を建前になると解釈すれば、契約に基づく民間保険原理が完全に適用される。すなわち社会保険が「保険」であり、一種の「利益原則」が支配するかぎり、保険料拠出総額と保険金給付総額とが同額となる保険数理上の健全主義が作用する。いわゆる受益者負担の考え方方が支配する。ことにわが国の社会保険は「自らをしてそれに必要な経費を拠出せしめる⁷⁾」のが基本原則であり、社会保険の給付は、受益者が特別税ないし目的税、または社会保険拠出金の形で相当額を支払うことによって準備されるべきである。給付と拠出とをむすびつけることによって、社会保険は社会にとって受け入れやすいものになり、受益者は恩恵をうけるといった気持でなく、権利として給付を受けるという感じをもつにいたる。もし、受益者が給付を増大しようと希望すれば、拠出は当然大きくなるので、財政運営は健全となる。こうしてこのような建前としての社会保険は、受益者と同じグループに属する人々がその費用を共同に負担し、所得の移転は同じグループ間に行われている。したがって、所得状態に係りなく、社会保険給付が行われるかぎり、社会保険は所得の水平的再分配の装置である。

もっとも、拠出金は受益者である雇用者(個人)のみが負担するのではない。世界各国によつていろいろあるが、雇用者(労働者個人)、雇主(事業主)および国の三者による拠出方式が一般的である。その負担割合は、主として、政治的・社会的な情勢によって決定されることもあるし、社会保険の部門によつても異なる。あるいはまた国富や所得の分布状態や生活水準によつても影響される。カナダ、スウェーデンは国の分担割合が大きく、イタリア、アメリカ、フランスは事業主の負担が大きい。わが国は事業主と被保険者である雇用者との負担が大きい。ただし、最近では国庫負担が増える等事情が変りつつある。

なお、拠出金が事業主によって負担されても、それは事業経費としておそらく消費者に転嫁されるであろうから、やはり本質的には同じ労働者=消費者グループの負担と考えてよい。また政府が

社会保険の保険者であつても、せいぜい所要の行政上の便宜を提供する程度であれば、水平的再分配の性格は変わらない。

3. 社会保険の所得再分配効果の変化

さて、拠出が年々の賦課方式によるか、積立金方式によるかによつても、再分配効果のみならず、社会保障の財政政策に与える効果が異なつてくる。表3の社会保険のうち、健康保険、国民健康保険ならびに共済組合・船員保険のうち医療保険分および労災保険は賦課方式であり、厚生年金、国民年金(拠出割分)ならびに共済組合・船員保険のうち年金保険分および失業保険は積立金方式である。ところで、利益原則に基づくかぎり、均一給付に対応した均一拠出、可変給付に対応した不均一拠出等といった結論を導く可能性がある。しかし社会保険料ないし雇用者あるいは事業主からの拠出金を「強制」拠出金である点に着目して、租税であると解する考え方も生れてくる。租税であれば、その税負担を所得階層に「公平」に配分すべきであるという「公平」の原則の主張も妥当する。その結果、「均一給付」であつても、必ずしも「均一拠出」が対応しないということになる。現行制度は、健康保険も、厚生年金も、保険料は標準報酬月額の一定率という、いわば比例所得税であり、定額税ではない。その上、現実の動きとして、標準報酬月額の上限の引上げや、ボーナスをもそれに含ませることによって、応能負担を実現しようとする。ただし、医療保険の給付は国民健康保険を除いて、いわゆる「均一給付」である。すなわち、受給者の所得水準のいかんに影響をうけない。したがって、給付の側面からは、垂直的再分配の効果をもちえない。医療保険を中心とする社会保険による移転支出では水平的再分配の効果しかない。しかしながら、上述のように、社会保険の負担がその拠出金率に応能負担を取り入れれば、それだけ垂直的再分配の効果が生じてくる。

さらに社会保険を垂直的再分配の用具として利用しようとするならば、国庫からの拠出の割合を大きくして、一般の租税収入でより大きくまか

7) 「社会保障制度に関する勧告」昭和25年度。

うことである。もちろん、一般的の租税収入が、すでにふれたように、累進的構造を具備していることが前提であることはいうまでもない。表3の右側をみよう。各年度の社会保険負担の個人への移転に対する比率を計算したものである。この数字が100%以上であれば、保険負担が給付を上回って、保険財政は黒字、100%以下であれば、その逆に負担が不足するということである。この社会保険負担は国民所得統計によって、社会保険に対する雇用者および事業主の拠出金を計上したものである。さて、保険財政が黒字のものは、積立金方式をとっている厚生年金をはじめ、共済組合、船員保険、労災保険である。国民年金は拠出制国民年金が黒字であっても、無拠出制国民年金の個人への移転を含めたために、赤字があらわれている。失業保険は昭和33、37、40の各年度において赤字、35、43年度に黒字になっている。すなわち、不況期には赤字となる。健康保険は37年度より赤字に転じている。そして国民健康保険は年をおって赤字比率が大きくなり、保険経営の悪化が明らかである。このように、社会保険が赤字であれば、その赤字補填のため国庫負担金を充当することになる。そうでなくとも制度として、健康保険の場合、事務費の全額を国庫が負担し、事業費の一部を補助する。日雇労働者健康保険については保険給付費の35/100が国庫負担である。さらに国民健康保険については事務費の全額負担、療養給付費負担金として市町村には40/100、組合には25/100を支出し、調整交付金として市町村保険財政に対し、療養給付費の5%相当額を交付している。その他、保健婦補助金、診療施設整備費補助金、助産費補助金、国民健康保険組合臨時調整補助金が支出されている。失業保険は給付費用の一般失業保険で $1/4$ 、日雇失業保険では $1/3$ が国庫負担である。最後に、厚生年金は給付費の20%、船員保険は給付費の25%、国家公務員共済組合は給付費の15%、私立学校・農林漁業団体共済組合は給付費の16%、そして拠出制国民年金は給付費の $1/3$ が国庫負担である。表2の社会保険費はこのような国庫負担金である。この国庫負担金が累進所得税でまかなわれるならば、垂

直的再分配を加味したことになる。このように社会保険によって垂直的再分配効果をねらうとすれば、個人の拠出金の負担を所得に応じて累進的にするか、社会保険の財源の大きな部分を累進的な構造をもった一般の租税収入でまかなうべきであるということになる。しかしそのときは社会保険は「社会保険」でなくなり「社会保障」化してしまう。

4. 公的扶助の所得再分配効果

さて、すべての人々が保険料を拠出する能力があるとはかぎらない。その意味では、保険料負担によることが妥当な部分と、租税負担によることが妥当な部分とを区分する基準が具体化されねばならない。また保険給付が所得保障として十分であるとはかぎらない。なんらかの公的扶助による社会的救済を必要とする理由がここにある。公的扶助は、公衆衛生および社会福祉等の公共サービスとともに、その財源は国家の一般租税収入であり、受益者は無拠出である。受給者は一定の条件をそなえれば支給される。所得移転という見地からみれば、公的扶助は、現行の「生活保護法」により、世帯の収入が国の定める基準に達するよう一つあるいはいくつかの扶助が受けられるよう定められ、生活扶助と医療扶助を中心とし、住宅、教育、出産、生業、葬祭の扶助が認められ、受給者に一方的に貨幣を直接移転するものである。こうして公的扶助は低い所得階層の人々に与えられ、低所得者の所得は振替によって追加されるから、垂直的再分配の意義がある。現金給付でも、現物給付でも、資産調査（ミーンズ・テスト means test）もしくは所得制限によって給付が行われれば、その費用が低所得層に属する人々に負担されるような租税によって調達されないかぎり、所得は垂直的に再分配される。この意味で公的扶助は垂直的再分配効果を示す。

このように所得再分配の効果は再分配のための移転支出と、その財源調達のための課税の全機構を考慮に入れてのみ評価することができる。

III 社会保障が経済および財政に与える影響⁸⁾

1. 社会保障と経済効率

社会保障のための財源調達と給付とは経済効率を損わないようすべきである。もちろん再分配の目的を果たすべきであるが、それ以上は市場機構の機能に「中立的」でなければならない。

はじめに勤労意欲と貯蓄供給は一定であると仮定し、さらに純粋競争の市場を仮定しよう。いま経済に X , Y の生産物をもつとき、資源の効率的配分とは X および Y についての生産者の限界変形率が消費者によるそれらの限界代替率に等しくなることを要求する。競争的均衡においては両者は等しくなる。さて定額税、比例所得税、一般消費税が課せられても、その徴収額がこのシステムにおけるいかなる変数にも依存しないという条件を満たすから、最適条件は攪乱されない。しかし生産物 X のみに対して個別消費税が課せられると、限界変形率と限界代替率とは等しくならず、したがって資源配分は非効率となる。そして消費税の超過負担は代替可能の程度によって決まるということになる。その結果、必需品課税が「効率」の基準から容認できるということになる。しかし、これは再分配の「公平」の要求とは明らかに矛盾する。もっとも逆に社会保障的な補助金ないし現物給付を低所得に重点的に給付することは、「効率」の要求からも容認できるものとなる。

さらに、垂直的再分配の要求から拠出金の負担を所得比例的にするか、累進的にするかを前節で論じたが、勤労意欲が一定という仮定をはずすと、財と閑暇とのあいだの勤労者の限界代替率と生産者の限界変形率との不均衡が、限界税率の大きさと同方向に増大し、かつ限界税率は累進課税の場合のほうが高いから、特定の拠出者の超過負担は比例税よりも累進税のほうが大きくなる。

このように考えると、「効率」の見地から、課税の筆頭にあげられるのは原始的な定額税（均等割ないし人頭税）ということになる。そこで再分配をもっとも直接的な方法で行って「公平」と

8) 抑著『日本の財政構造』東洋経済新報社、昭和43年、第4章に詳しく述じたものを要約した。

「効率」の目標にそういうようにするには、定額税を社会の高所得層に適用するか、社会保険の均一拠出を高所得層に限定することである。給付の面では、低所得層へ定額現金給付を行うことが「効率」と再分配の「公平」見地に合致する。

こうして財源調達においては、「効率」と「公平」との選択において、超過負担という代償を用意しなければ、「公平」が手に入らないということになる。もっとも、移転支出に関するかぎり矛盾はない。低所得層への定額給付を主として公的扶助の分野で、所得の大きさに応ずる逆進的差別給付を主として社会保険の分野に採用すればよい。

2. 社会保障と勤労意欲

移転所得が勤労意欲に阻害効果をもち、労働供給の低下を通じて生産量に悪影響をもたらすという考え方がある。社会保障に対する反対論拠となることがある。労働供給に対する移転所得の効果は、要素所得に追加して移転所得が支出され、可処分所得が増加するので、閑暇と労働との選択における代替効果と所得効果との二つにわけて考えよう。

まず、移転所得が「定額給付」の場合、移転支出は所得と関係なく、年齢、疾患、配偶者の死亡等の事実に関係してなされるときは、労働の供給を増加させる誘因も減少させる誘因もなく、代替効果はない。しかし所得効果は勤労意欲を高めるのに不利に働く。可処分所得の増加によって、ある程度の所得水準が維持できれば、所得に対する欲望は弱められる。労働供給は減少する。もっとも、定額給付は、老齢者、身障者、年少者、母子家庭を対象にしているとすれば、もともと労働力をあまりもたないからこれは考慮の外におかれること。

つぎに所得の関数としての移転支出を考えると、比例所得移転は勤労意欲に対して不利な所得効果と有利な代替効果をもつ。

さらに現行の生活保護費のように家計調査を取り入れて、移転支出額が、現実の所得とあらかじめ定められた生活扶助基準の差額として決定され

る場合を考えよう。この場合、法定の生活扶助基準より低い稼得水準にある者が、閑暇を削減して労働供給を増加しても、可処分所得の増加は全くない。この範囲内では代替効果は完全に勤労意欲を阻害する。また現行の福祉年金のように所得による支給制限を設けていることがある。例えば稼得所得が10万円を超えないという条件で10万円の移転所得を与えるとしよう。この場合、稼得が10万円に達するまでは閑暇の価格に影響はない。したがって労働供給を増加してもよい。しかし10万円を1円でも超えれば、10万円の移転所得を失う。代替効果は1円の所得に対する10万円の限界所得税に等しい。

もっとも、このような考え方は、人々が扶助によって得た1円と、額に汗して得た1円とを同価値と考えるかどうかにもよる。

3. 社会保障と貯蓄

最近の日本の個人貯蓄率の高い原因を、社会保障制度の不備にもとめる説がある。社会保障の給付は、老齢、疾病、失業等の不時の出費をまかなく。したがって、その給付が十分であれば、このような将来の不慮の場合の消費の準備としての貯蓄の必要は小さくなる。しかし、蓄積を目的とする貯蓄には全く影響を与えない。

しかし、資金調達が全額拠出方式によってまかなくわれ、社会保険も民間保険も同じ利子率が適用されるとしよう。たしかに将来消費の一部が社会保険で準備されるので、民間貯蓄の必要はなくなるが、これは現在消費を削減してなされた社会保険による貯蓄であるから、その分民間貯蓄は減少しても総貯蓄に変化はない。

また、消費者が社会保険による貯蓄額を例えれば医療については目標額をこえているが、老齢年金型には不足していると考えれば、個人で追加して貯蓄することもありうる。

こうして、所得再分配の方向と、消費者の反応の差異によって、貯蓄に与える効果は異なる。

4. 社会保障と経済安定

移転支出は、民間の消費需要を増加させて間接

的に総需要に影響を与える。移転支出の増加(ΔTr)から生ずる国民所得水準の変化(ΔY)に生ずる過程は、移転支出の増加から生ずる直接的な消費支出の変化と誘発的な消費支出の変化とからなるから、限界消費性向を c であらわすと、移転支出乗数は $k_{tr} = \frac{c}{1-c}$ であらわされるのは周知のとおりである。これは租税乗数と符号がマイナスであり、財貨・サービスに対する政府支出乗数より1だけ小さい。そして乗数効果は限界消費性向の大きさに依存するから、生活保護費のような低所得層への支出は乗数効果が大きくなる。

なお、所得再分配の乗数効果は、もし種々の納税者の限界消費性向に差異があれば生じることになる。すなわち、より小さい限界消費性向をもつ高所得層の租税負担によって、より大きい限界消費性向をもつ低所得層への移転支出がまかなくわれるならば、乗数効果が生じるであろう。

5. 社会保障とビルトイン・スタビライザー

社会保障は累進的な租税構造とともに自動的景気安定要因として評価されている。社会保障、とりわけ社会保険の拠出率が一定であり、給付率が一定であるとすれば、たとえば経済に変動が生じれば、拠出と給付に自動的変化が生じ、補整的効果をもつにいたる。すなわち、不況期の所得の減退は自動的に社会保険基金の縮小を導き、好況期の所得の上昇は自動的に基金の拡大を導く。その結果、国民所得水準の変動は軽減される。このような自動的変化をビルトイン・スタビライザーと呼ぶ。

しかし現実には、国民所得の変動に敏感に反応するのは失業保険と公的扶助ぐらいであるから、この経済安定機能にあまり多く期待すべきでない。

6. 社会保障と経済成長

46年度の予算において、財政投融資の原資42,804億円のうち、厚生年金が9,466億円で22.1%，国民年金が1,949億円で4.6%を占めている。

社会保障の資金調達のうち、とりわけ社会保険は保険料と給付とのあいだに時間的なズレが生

じ、結果として準備金が積立てられたり、あるいは積立金方式がとられると基金が形成される。社会保険のうち、失業保険、老齢年金が一般に積立方式が利用される。

とりわけ年金制度は未成熟であり、将来、受給者数の急増が見込まれる場合、世代間の公平を期する見地からも、また年金財政の健全性を確保する見地からも、積立金方式を堅持する必要があるといわれている。もし給付と拠出が厳密に対応するならば、退職時に完全な給付をうけることができるは、計画の開始時に就業年齢の出発点に立っていた若年者のみである。こうして計画開始の当初の数年間は、拠出金が給付支払を超過し、資金が蓄積される。これが積立金方式である。

このようにして基金が蓄積されると、将来の社会保障給付を行うために、巨大な基金を保全することと投資をすることは大きな問題である。蓄積基金を保蔵するのみでは、物価水準の上昇に伴う不公平を引き起すのみである。財貨の形で蓄積しても、この基金を投資して得たであろう収入を永久に失うことになる。結局は、資本市場にこの蓄積金を還元すること、そして購入した資産を積立金勘定の貸方に記入することである。この資金は政府を通じて貸付けても、民間の保有する政府債の買上げに使用されてもよい。あるいは新規公債を引きうけてもよい。

最近では、厚生年金や国民年金といった拠出制積立方式の老齢年金保険の蓄積金が、民間への貸付けや社会資本への融資により、建設を通じる資本蓄積へ大きく寄与している。社会保険→財政投融資→資本蓄積→経済成長といった過程をすすんでいる。

もっとも社会保障基金の効率的な運用・投資はむずかしい。この運用を資金調達の目的を重んじて、社会保障の観点から行うことが考えられる。これがいわゆる還元融資である。病院、住宅建設、老人ホームの建設などがある。しかしながら、問題がないわけではない。いずれ投資は回収しなければならないし、預託利回りの向上の要求ももっている。その結果、収益の低い民生的投資への還元融資の要求と矛盾するにいたる。

現在、社会保障水準を引き上げるべしという世論がある。ここでみたように、社会保障が所得再分配のみならず、国民経済の変動を安定し、経済成長を促進する役割があることを積極的に評価すれば、社会保障の前進のために大きな理論的補強となるとも考えられる。

IV 社会保障の前進と高負担

1. 当面の問題点

今後の課題を考えるために表4を利用して、社会保障給付費の推移をみよう。社会保障費は一般会計のみならず、組合ならびに社会保険に関する特別会計からも給付される。したがって、その特別会計からの社会保障給付を考慮に入れねばならない。ちなみに、社会保険の特別会計として、厚生保険、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、および失業保険の各特別会計がある。また市町村は国民健康保険事業会計を設置している。

表4 社会保障給付費の推移

(%)

	30年 度	35年 度
総額(百万円)(A)	406,359	657,432
医療保険	35.3	39.4
年金	3.8	8.9
失業および労災保険	12.1	10.4
生生活保険	11.5	9.6
社会保障	2.0	2.1
保健	3.9	3.9
恩恵	27.6	22.3
戦後処理	3.8	3.4
国民所得(億円)(B)	72,985	132,691
(B)/(A) (%)	5.57	4.95
	40年 度	43年 度
総額(百万円)(A)	1,603,743	2,494,341
医療保険	48.3	50.1
年金	9.6	11.9
失業および労災保険	11.0	9.0
生生活保険	8.5	8.2
社会保障	3.0	3.4
保健	6.2	5.3
恩恵	12.3	11.6
戦後処理	1.1	0.4
国民所得(億円)(B)	259,551	421,430
(B)/(A) (%)	6.18	5.92

(資料出所)『厚生白書』昭和43、45年版。

(注) ILO 事務局による「社会保障費用」の給付費を制度的に組みかえたものである。

まず生活保護費の比重の低下の原因は被保護人員の減少にある。扶助人員は月平均で昭和30年192.9万人、35年162.8万人、40年159.9万人、44年139.9万人と漸減している。ただし被保護世帯数が30年で66.1万世帯、35年に61.1万世

帶まで減少したものの、44年には再び66.1万世帯となっている⁹⁾。医療扶助人員が30年の38.6万人から44年の70.3万人に増加したこととあわせ考えると、老齢者それも単身世帯が増加しつつあることが問題である。その保護率は44年で総数13.4%に比べ、60~69歳は27.2%，70歳以上は39.3%という¹⁰⁾。老齢者世帯に対する生活保護は、その生活需要を十分反映した保護基準のあり方について検討するとともに、ねたきり老人やひとり暮らしの老人に対するサービス面での改善をあわせ考えていく必要がある。

失業対策費は「緊急失業対策法」に基づいて地方公共団体の実施する失業対策事業費の補助と失業保険の国庫負担が主なものである。「労働力調査報告」によれば、完全失業者は35年の75万人から、40年の57万人、その後は若干変動したもの、44年も57万人となっている。失業保険受給者実人員も月平均、一般失業保険で30年に43.4万人、35年に37.5万人、40年59.6万人、44年50.9万人あまり増加しておらず、むしろ被保険者に対する割合は5.4%から2.5%に減少している。日雇失業保険の受給者人員も30年に12.9万人、38年がピークで22.2万人、その後減少して18.7万人となっている。失業保険の問題は、女子受給者および季節的受給者の問題が大きい。女子は被保険者の $1/3$ にしかすぎないのに、全受給者の4割以上を占めている。今後、女子の雇用が拡大する傾向のなかで、失業保険法の趣旨の理解がすすめられねばならない。また全受給者の39%に達する季節的受給者の対策としては、通年雇用の推進など多角的な措置が考えられつつある。ともかく、経済の高度成長と雇用の拡大によって、失業対策費のウェイトも減少してきたが、ここでも失業対策事業が高齢化し、かつ定着化しつつあるので、中高年齢失業者への対策が今後の課題となる。

以上のように、貧困階層あるいは低所得層に対する社会保障給付費の比重は低下しつつある。それに反して、医療保険の比重の増加が最も顕著で

あり、それについて年金保険の増加が目立ち、社会福祉、保健衛生がわずかに比重が増加していることがみられる。

医療保険の増加は一般所得階層に対する施策として、すでに評価したが、国民の医療費の増加率が国民所得の増加率を上回ったことと、36年に国民皆保険が達成されたことに原因がある。医療保険加入者は35年に8,967.7万人であったが、44年には10,209.4万人と増大している。また医療費は1件当たり日数、1口当たり診療費等に分解できるが、政府管掌健康保険の本人を例にとると、37年に1人当たり受診件数4.82が43年に5.81と増加し、1件当たり受診日数はそれぞれ5.50が4.84と減少しているものの、1日当たり診療費は37年に375.2円が43年に882.5円と伸びている。なお、この医療保険には国庫負担が大きいことも注目される。さきの表2の45年度社会保険費5,838億円のうち、政府管掌健康保険に225億円、日雇労働者健康保険に207億円、国民健康保険に3,362億円を負担している。この傾向は46年度予算でもつづき、社会保障関係費13,441億円のうち、社会保険費が7,022億円(52.2%)であるが、そのうち医療保険への国庫負担金および補助費として、健康保険へ275億円、日雇健康保険へ132億円、船員保険へ6億円、健康保険組合補助19億円、国民健康保険へ4,219億円で合計4,651億円となり、社会保険費の66.2%を占めるにいたる。すなわち、社会保障関係費の増加に最も大きく寄与しているのは社会保険費であり、社会保険費の増加は医療保険への国庫支出である。

ここで社会保障の前進のための大きな問題をはらむ医療保険のうち政府の行う健康保険事業について言及しよう。表5に示したように、医療費の引上げにより、保険料収入の増加にもかかわらず、収支は悪化の一途をたどり、41年度末で健保の累積赤字は978億円に達した。このような財政危機に対処するため42年度に「健康保険法および船員保険法の臨時特例に関する法律」により保険料率の引上げと一部負担金の改定を内容とする対策を実施し、あわせて一般会計から225億円を受け入れたが、その後も単年度赤字を生じた。

9) 『経済要覧』1971、経済企画庁編。

10) 『厚生白書』昭和45年版、p. 53.

表 5 健保累積赤字額の推移

(単位 億円)

年 度	40	41	42	43	44	45	46
政管健保	△669	△978	△1,099	△1,187	△1,319	△1,905	△2,453
日雇健保	△208	△315	△459	△655	△894	△1,192	△1,466

特例法は44年8月31日で廃止され、葉代の一部負担は廃止、保険料率の1,000分の70および初診時、入院時的一部負担は本法に繰り入れたが、45年2月からの医療費改定も影響して、国庫補助を受け入れても、44年、45年も単年度赤字を生じている。46年度には、標準報酬制の合理化、一部負担金の改定、国庫補助の定率化、家族70歳以上の医療給付割合の引上げ、退職者継続医療給付制度の創設等が10月実施と予定されているが、単年度411億円、累積2,453億円の赤字見込んで、これを借入金により処理することとしている。日雇健保のほうは、給付費の増加にかかわらず、保険料収入が保険料額固定のため増加せず、1人当たり給付費52,501円に対し1人当たり保険料6,205円といった隔差が著しいものとなり、ここでも赤字が累積しつつある。これらの医療保険の赤字対策として、ただ国庫負担の増額のみでは抜本的解決とならないことはたしかである。ともあれ、財政の面から見れば、これが財政硬直化の大きな原因となり、財政体質改善のため、抜本的対策が望まれるところである。

最後に、年金保険の給付費が30年の3.8%の比重から43年の11.9%まで上昇しているのが著

しい特徴である。年金保険には厚生年金、船員保険、共済組合等あるが、昭和36年度の国民年金の全面実施により、国民皆年金の体制ができた。いまのところ、年金を受給している人はまだ少い。しかし老齢人口が増加し、年金制度が成熟すれば、給付総額は急速に増加するであろう。物価水準の上昇に伴う生活難や、経済成長によって一般の生活水準が上昇したため、年金の給付水準の上昇を望む声は大きい。なお、厚生年金の給付状況をみると、45年9月末で被保険者22,254千人、年金受給者は45年3月末で1,019千人、受給者1人当たり平均年金額は老齢年金で166,913円であった。また老齢福祉年金は46年11月から月額2,300円に引き上げられる。これらの年金給付水準の引上げを、保険料の引上げによってまかぬか、国庫からの負担の増加によってまかぬかが年金制度の課題である。

2. 社会保障水準の国際比較

表6でわが国の社会保障水準を欧米各国と比較してみよう。制度が異なるのでなかなか比較しがたいが、まず個人への移転の国民所得に対する比率をみると、フランスの21.0% (1967年は23.4%)、西ドイツの16.6% (67年は19.6%)に対し、日本は5.3% (67年は5.6%)の低さである。この低さは社会保障給付費の国民所得に対する割合をみて明らかである。西ドイツの19.9%、フランスの19.2%に比べて、日本は5.5%である。なお

表 6 社会保障の国際比較 (1963年)

(対国民所得比、%)

	社会保険 および 類似制度	家 族 手 当	公務員 軍 人 文 官	公衆保健 サービス	公 扶 助	戦 爭 犠牲者	形 態 別		計	1人当り 給付支出 (ドル)	個人へ の移転	租税 負担	社会保 険負担
							医 療	現 金					
西 ド イ ツ	13.33	0.52	3.33	0.16	1.24	1.35	3.90	16.02	19.92	250	16.6	33.1	13.0
フ ラ ン ス	9.07	4.11	3.61	—	1.04	1.36	4.54	14.68	19.22	244	21.0	30.7	17.7
イ タ リ ア	9.33	2.33	1.95	0.12	0.24	1.05	3.25	11.78	15.03	115	13.2	25.1	14.3
ス ウ エ ー デ ン	7.77	1.34	0.82	3.48	1.78	0.02	4.33	10.88	15.21	281	10.7	34.1	6.4
イ ギ リ ス	5.99	0.58	1.09	4.13	1.56	0.44	4.11	9.67	13.78	177	9.0	30.1	5.3
ア メ リ カ	4.35	—	0.72	0.50	0.97	1.08	1.03	6.58	7.61	197	6.6	29.2	5.5
日 本(1963)	3.02	—	0.78	0.36	0.64	0.63	2.86	2.59	5.45	32	5.3	22.0	3.9
(1966)	3.61	—	0.85	0.38	0.71	0.61	3.56	2.61	6.17	—			

(資料出所) 経済企画庁『経済白書』昭和44年版。

厚生省『厚生白書』1968。

原資料は ILO, *The cost of Social Security 1964, 1967. U. N. Yearbook of National Accounts Statistics, 1965.*

最近少し上向いている。また1人当たり給付額でみると、小国スウェーデンが281ドルでトップ、フランスと西ドイツがこれにつづく。意外と高いのがアメリカの197ドルである。

この日本の社会保障水準を前進させるために社会保障制度の内容と、その財源調達の方法の両面から考察しなければならない。

形態別にみると、わが国は医療保障に偏っている。医療保障そのものは2.9%の水準で欧米各国に劣るものではない。医療保険は全人口をカバーしている。しかし医療保険はすでに述べたように健康保険に組合管掌と政府管掌や日雇健保があり、あるいは地域の国民健康保険もあって、相互の間に給付と保険料に格差があり、不統一がある。老人医療については70歳以上無償といった改善が行われることになったが、根本的には、地域健保と職域健保ならびに組合健保と政府管掌健保との間の問題解決が急務である。

現金給付の面で遅れているのは、児童手当を持っていなかったことと、年金給付の水準がおちるためである。年金保険はすでに述べたように厚生年金と国民年金を二大支柱としており、45年3月末で適用者中国民年金に46.9%，厚生年金に42.7%となって国民皆年金が実施されている。しかし、制度的給付水準は、2万円年金を実現してかなり改善されたが、制度が未成熟で、実際の年金受給資格者が少いため、年金給付総額は各国に比べて低いのである。その上、老齢者の年金給付の実情は、44年10月末現在で280万6,000人の老齢福祉年金受給者がいるが、これは70歳以上の人口の70%に相当する。このように、現在でも月額2,000円（現行）の低額受給者が大半で

あるため、給付額は少い。

児童手当については、その制度化がようやく47年1月から段階的に実施されることになった。すなわち義務教育終了前の児童の第3子から月額3千円支給となったのである。これでようやく制度的には欧米なみとなる。

問題はこれらの財源をいかにして調達するかである。児童手当を例にとれば、被用者についてはその費用の7/10を一般事業主の拠出、2/10を国庫負担、1/10を都道府県と市町村が半分ずつ負担し、被用者でない場合は4/6を国庫負担、1/6ずつを都道府県と市町村の負担となっている。表6によれば、財源調達にヨーロッパ大陸と、北欧型がある。大陸型は社会保険料が中心であり、拠出率も所得比例的な要素が多く、給付も所得比例的であって、水準も高い。いま一つの北欧諸国やイギリスは国庫負担を中心にして、保健サービスなど画一的な給付となる。この場合は、社会保障をまかぬため税負担が増加する。

今後、わが国が社会保障水準を引き上げるために、社会保険を中心にして、保険料を引き上げるのか、それとも雇用者と事業主との拠出配分をどうするのか、それに国庫負担をどれだけ投入するのか、また社会保障のなかでも保健衛生、社会福祉等に重点をおくのか、社会保険に重点をおくのか、それによって一般財源でどれだけまかぬのかが決定される。財政需要は増大する一方、租税負担の上昇には国民の抵抗が大きいから、高福祉実現のための高負担は、この社会保障の再分配効果を見きわめつつ、かつ財政支出全般の効率化を図りながら進められねばならない。

コミュニティ・ケアと社会福祉

三 浦 文 夫

I はじめに

わが国において、コミュニティ・ケアという言葉なり考え方は、つい数年前までは一部の精神衛生、社会福祉の研究者たちの間でこそ論議されていたが、この言葉が関係者の間に広く関心を持たれるようになったのは、例の東京都社会福祉審議会の答申、「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」の発表以来のことであった。

この答申は東京都社会福祉審議会という公的機関が、今日でも十分に成熟していはずに、このため一義的な概念規定を行いがたい用語と発想を大胆に取り入れ、具体的な社会福祉行政の方向を示したという意味できわめて野心的なものであった。すなわちこの答申は、東京都における従来の社会福祉施策の展開をふり返り、それまでの救貧的保護的性格をもつ社会福祉から、開発的性格をもつ社会福祉への転換の必要性を訴え、この流れをインスティテューション・ケア（施設収容ケア）から、コミュニティ・ケア（居室ケア）への転換として捉えているのである。そしてこの方向に基づいて、児童、老人福祉の分野における施策の充実・強化が明らかにされているのである。

このようにコミュニティ・ケア的発想に基づく社会福祉のあり方が意識的に追求されたのは、わが国にあっては、わずかにここ2~3年のことである。（ただしコミュニティ・ケアに連なる施策の芽は、それ以前からみることはできる）。これに対して欧米諸国——とくにイギリスあるいは北欧諸国——においてはコミュニティ・ケア的発想は、いくつかの分野ではかなり古くからみられ、今日においては社会福祉の主要な方向とされるにいたっているが、しかしその本格的な施策の展開という

ことになると、その経験はせいぜい10年余ということになり、その意味では今なおコミュニティ・ケアについてはいろいろの試行錯誤が繰り返されているのが現状である。

したがって、これらの国においてもコミュニティ・ケアの具体的な内容、概念については一義的に規定されるほどにはなっていらず、コミュニティ・ケアについてはいくつかの概念規定、捉え方が散見できるのである。この故もあって、前記の東京都の答申で、この未定型ともいえそうなコミュニティ・ケアなる概念でもって、新しい社会福祉の方向を示したことは大胆であり、野心的であると評される所以でもある。そしてそのことがまた多くの批判を呼び起こすことにもなっていたのである。もっともこれらの点については、前記答申も、つきのような断りをしている。「コミュニティ・ケアなる概念をいかに解釈したらよいのか、その導入が東京都における福祉計画を立案するに当り、具体的にどのような効果をもたらすかについて、必ずしも共通の理解に達することができたとはいえない」¹⁾と。

このようにコミュニティ・ケアについては今なおいくつかの曖昧さを残している。しかしそれにもかかわらず、この発想に基づく施策体系の確立は東京都のみならず、わが国全体の社会福祉にとって必要なものであり、70年代の社会福祉の基本的潮流の1つとなるものと目されているのである。こうして中央レベルにおいても、コミュニティ・ケアの問題があらためて取り上げられ、種々検討・審議が行われ、近くその中間報告がなんらかの形で発表されることになっている。

1) 東京都社会福祉審議会『東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について』（昭和44年9月）。

その意味ではコミュニティ・ケアということは、社会福祉の分野において、学者・研究者の議論というだけではなく、現実的な政策策定の段階に入ってきたことみるとみることができる。それだけに社会福祉の視点からコミュニティ・ケアということを、あらためて整理し、この具体化のための条件を考えることは、それなりの意味があるように思われる。

この小論ではこのような問題意識の上に立って、諸外国、とくにコミュニティ・ケアをもっとも古くから取り入れてきているイギリスにおける経験を学びながら、わが国におけるコミュニティ・ケア進展の条件、内容を問題提起という意味で検討することにしたい。

II イギリスにおけるコミュニティ・ケアの展開の素描

1.

コミュニティ・ケアの発展にもっとも力を注いできたのはイギリスであることはよく知られているところである。そしてこの言葉は、1963年の保健省の公にした青書『保健と福祉分野におけるコミュニティ・ケアの進展』²⁾以来、ポピュラーなものとなり、地方公共団体における保健・福祉行政にとって、コミュニティ・ケアの方向での施策の充実を期すことが強く要請されるようになっているのである。

しかしこの言葉は、これより以前にも使用され、またその発想にいたっては、それより大分以前にまで遡ることができる。そしてこの発想とこれに基づく施策の展開は、とくに精神衛生の分野において著しいものがあったようである。

(A) 例えば K. ジョンズ (Kathleen Jones) は『精神衛生と社会的諸施策』³⁾ という書物のなかで、イギリスにおける精神衛生および精神薄弱者対策の展開を論じているが、このなかでコミュニティ・ケアにもとづく施策について随所に言及し

2) "Health and Welfare: The Development of Community Care —Plans for the Health and Welfare Services of the Local Authorities in England and Wales." (Cmnd 1973 Ministry of Health, 1963 HMSO).

3) K. Jones: *Mental Health and Social Policy*. (1958. Kegan & Paul Ltd.)

ているが、それによると少くとも 1920 年代に、コミュニティ・ケアに連なる発想は現われているようである。

K. ジョンズによると、この発想はまず精神薄弱者 (Mental Deficiency) 対策の分野とみることができるようにである。

すなわちイギリスでは 1914 年に精神薄弱者法 (The Mental Deficiency Act) が新たに登場し、従来、精神異常、精神病対策とか、救貧行政に混在されていた精神薄弱者対策を独立させ、その体系化を図っていたが、この当時には必ずしも、精神薄弱者に対する予防的見地とか、対象者の権利保護を図るという観点は十分でなく、コミュニティとの連携を保つという点でもはっきりした認識をもつまではいたっていなかった。

ついで 1927 年には、同法の改正が行われ、地方公共団体に対して、精神薄弱者のために、それぞれの施設に職業訓練、就職援助等の設備を整備することに努力させると同時に、精神薄弱者をたんに収容施設に保護するだけではなく、コミュニティのなかで処遇する必要を明らかにしているのである。そしてこれに応じて、コミュニティにおいても職業訓練・授産その他の施設・サービスを設ける必要を訴えていたのである。

この改正と前後して、精神薄弱者 (児) 対策の行政機構の調整を図るために、1924 年に G. ニューマン (Sir G. Newman) を長とする合同委員会が設けられ、このなかに通称ウッド委員会という作業委員会が作られている。そしてこの作業委員会は、それまでの精神薄弱者対策の実態を調査・研究し、これに基づいて 1929 年に報告書を公にしている。

この報告は精神薄弱者 (児) 行政の混乱を是正する一方、とくに従来の収容施設に対してきびしい批判を行い、コミュニティにおける対策の強化を訴えているのである。すなわちウッド博士は、従来、精神薄弱者対策の本命と目されていた収容施設 (Asylume) の性格について、「施設は澱んだプールのようなものであってはならず、流れる湖のようなものに改められなければならない」としているのである。すなわち、この指摘は従来の精

精神薄弱者施設のもつ終身的隔離主義と、このなかにおける劣等処遇的立場での収容保護的機能が、対象者の治療・回復・訓練等について十分な配慮をもっていなかったことに対する批判でもあったのである。こうしてウッド報告は、収容施設は従来の救貧院的施設であってはならず、学校あるいは病院に近い性格をもつものに改められなければならないと主張しているのである。そしてその施設内容としても、学校、作業場、運動場、診療所等が必要とされ、その機能も対象者の治療、訓練、社会復帰に重点が移されなければならないとされたのである。

なおウッド報告では、収容施設の改革と並行して、地域社会内に精神薄弱者のための病院、宿泊所（ホステル）、特殊学級、産業および職業訓練センター等を配し、精神薄弱者のためのコミュニティ施設あるいはサービスの発展を示唆しているのである。

(B) 精神疾患 (mental illness) の場合にも同様の動きをこの時期にみることができる。例えば1924年に「精神異常、障害に関する王立委員会」が設置されているが、この委員会報告によると、それまでの精神疾患者対策には、根強く隔離主義が残されていること、しかもこの対策が救貧行政と部分的にしろ癒着している点を指摘し、これらの克服を訴えているのである。つまり従来の精神病対策にあっては、患者を被救恤窮民 (Pauper) かどうかで、まず区分し、被救恤窮民としての精神病患者に対して、収容施設 (Asylum) に収容する。そして他方では被救恤窮民以外のものについては、一般病院に入院させるというやり方がとられていたが、これに対して同委員会報告は強く反対し、精神疾患をもつ人々は経済的理由に係わりなく、専門の精神病院を提供し、治療と回復を図ることが必要であるとされているのである。そしてこれと同時に、それまで考慮されることの少かった在宅患者のための外来診療所 (out-patient clinic) の建設、整備が強調され、それらと専門病院との連携が確保されなければならないとされたのであった。

この報告の趣旨は、1930年の「精神療法に關

する法律」(The Mental Treatment Act) で具体化されるようになった。

このように1920年代から30年代にかけて、精神薄弱者および精神病者対策の分野において、従来の施設（収容）中心のあり方についての反省が行われ、そしてこのなかで、まず従来の収容施設 (Asylum) の隔離主義的処遇のあり方についての反省と——このことは同時に劣等処遇に対する反省につらなっているが——ついで施設そのものは単なる収容保護を目的とするものではなく、治療・訓練・教育の場として捉えられるようになつたのである。そして第2にこれらの対象者処遇は施設（収容）において行われるだけでなく、地域社会においても行われなければならないことが逐次明らかにされ、この立場から地域社会に外来診療所および各種の訓練・教育・施設が設置される必要が主張されたのであった。

私たちはコミュニティ・ケアの発想と具体的施策の展開をこのなかに認めることができるのである。

2.

以上のような精神薄弱者、精神病者に対する対策は、第2次大戦を経て、戦後に入るや、ますますコミュニティ・ケア的発想を強めてきている。このなかで注目しなければならないのは、ノイローゼに対する対策である。例えば1942年にG. P. ブラッカーを中心とする研究会は、『ノイローゼと精神衛生サービス』(Neurosis and Mental Health Service) という報告書を明らかにしているが、このなかでノイローゼ患者に対する治療として、入院治療の強化を図るだけでなく、地域における治療体制を強化する必要を主張している。こうしてとくに外来診療所の大幅な設置を勧告すると同時に、各精神病院に最低1名以上の精神衛生ソーシャル・ワーカーの配置が主張された。

1946年の国民保健サービスの登場は、直接的には精神衛生行政の改革とは結びついていないが、しかしながら精神衛生サービスは、総合的保健サービスの一環に組み込まれ、国民保健サービスを管轄する保健省が、同時に精神衛生サービス

の管轄を行うこととされている。ただこれと同時に精神障害者を含む在宅患者に対する予防、治療、アフター・ケア等のサービスについて、地方公共団体が権限をもつものとされたのである。

しかしながら、実際にはこれら地域社会における精神薄弱者および障害者に対する施設・サービスは十分には展開せず、若干の地方公共団体において、精神障害者の外来診療所の増設が行われ、わずかにデイ・ホスピタル、ナイト・ホスピタル、デイ・ケア・センターその他の施設が試験的に設けられたりしていたにすぎない。

ところで他方では、精神病に対する治療方法の変化がコミュニティ・ケアの発展を促す重要な条件となったことは記憶されなければならない。すなわち電気衝撃療法等の物理療法に加えて、戦後新しく開発されたインシュリン、トランキライザー、その他の薬物療法の進歩等がそれである。これらの療法は精神病者の入院期間を大幅に減少させ、在宅治療の機会を増大させた。このため従来であれば入院ケアを必要とされた患者の早期退院と在宅治療の期間を増大させ、これらに対する治療体制、サービスを必要とするようになった。

こうして今までのよう、精神障害者は病院で、回復者は家庭でというような区分は必ずしも簡単にはゆかず、「全快ではないが、症状が消えた」ということで快癒のレッテルをはられ、病院から退院させられる例⁴⁾が多くなりはじめていったのである。このために一方では、従来の精神病院にみられた「錠つきドア、仮退院制度(Parole)、患者活動の制限、看守的看護人の役割の変化等が生み出され、閉鎖的な精神病院から開放的な精神病院への移行がはじまつたのである。そしてこれらの病院内において、作業療法をはじめ多くの技術が開発され、治療、社会復帰に結びついたプログラムがあちこちで採用されるようになったのである。「治療的コミュニティ」(Therapeutic Community)という考え方はこのなかから生れている。すなわち精神疾患の治療に対して、小規模ではあるが可能なかぎり外的・社会のミクロコスモスとい

ったなかで、精神病者を「社会生活」に順応させながら、治療を行うということになるのである。したがってこの方向は、施設・病院そのものあり方を根本的に変えることにつながっていったのである。

これに対して他方では、精神病院から早期に退院し、継続治療を地域社会(在宅)において必要とする人々に対する治療・看護体系と、リハビリテーションのシステムが改めて必要とされるようになったのである。こうして外来診療所の拡充・整備に加えて、精神病院の一部にナイト・ホスピタル的機能をもつものが現われ、さらに日中は病院で治療・訓練を受け、夜は自宅で過すといったデイ・ホスピタル等を発展させることになったのである。この他リハビリテーションに着目したデイ・ケア・センター、授産・職業訓練等を行うシェルタード・ワーク・ハウス、ハーフ・ウェイ・ハウス等が必要とされるようになったのである。

こうした動きは1952年の中央保健サービス審議会で取り上げられ、その報告では、精神衛生、結核、母子衛生、老人病等の分野では、治療とアフター・ケアの区分は必ずしも明確にされにくく、とくに精神衛生の分野において、治療とアフター・ケアの協力関係を保つための体系が決定的に重要であるとされたのである。

この考え方は1959年の精神衛生法において、さらに発展させられ、具体化されることになった。すなわちこの法律は、それまであった「精神異常(Lunacy)」に関する法律、「精神療法に関する法律」、精神薄弱者に関する対策等を廃止して、この法律に統合し、精神病院の入退所の基準を定め、精神障害者(mental disorder)の内容に応じた治療および処遇を行うこと等が定められている。そしてとくに精神病院における治療とは別に、収容ホーム、ナーシング・ホーム、保護治療(guardianship)、アフター・ケアの対策を明らかにしたりしているのである。

そしてこの法律に基づいて、保健省は地方公共団体に対して、精神障害者の予防、精神病院からの退院者に対するアフター・ケア、また患者が居宅において継続治療の必要があるときに与えられ

4) R. Titmuss: 'Community Care; Fact or Fiction?' ("Commitment to Welfare" 1969.)

る訪問サービスを含め各種の地域サービスを用意することを訴えたのであった。

また1962年には、保健省は国民保健サービスの充実を図るために、「イングランドとウェルズ地方における病院計画」⁵⁾を発表した。この計画は「10~15年を目標にして、病院の建物およびサービスの近代化を図ることを目的とした」ものであるが、その特徴の1つは、「病院だけを取り扱ったり、コミュニティにおける保健や福祉から別離のものとして、その発展を図ろうとするものではなく、反対に、その計画は、コミュニティにおける予防ならびに治療サービスの予期された発展と相互補足的な関係にあること」が明らかにされたのであった。

そしてこの計画と並んで前記の1963年に『保健と福祉：コミュニティ・ケアの開発』(Health and Welfare: The Development of Community Care)という青書が保健省から発表され、病院計画を補完するものとして、コミュニティ・ケアの計画が具体的に打ち出されたのである。この計画は母子、老人、身体障害、その他コミュニティ・ケアを必要とする特定グループと並んで、精神障害者についても一章を割いている。

そして精神障害者の多くが、病院ケアから居宅ケアに移り、コミュニティ・サービスをますます必要とするとして、次のように述べている。「精神障害者に対するコミュニティ・サービスの目的は、彼らの能力の許す範囲で、できるだけノーマルな生活をできるように援助することにある。適切な援助と訓練が行われるならば、重度の障害者ですら、独立しうる例もありうるのである。コミュニティ・サービスの多くは対象者のすべての生活分野にわたって援助するところにあるが、その目標は患者1人1人のもっている潜在能力を開発・発展させる機会をとことんまで与えることである。その意味で精神衛生サービスというのは、通常の生活場面や、家庭や、労働の場において援助を与えるということになる。」

こうして地方公共団体に対して、対象に応じた

収容施設、精神薄弱者のための訓練センター、精神病者のための訓練、職業施設等を地域社会に配置し、これに必要なソーシャル・ワーカーその他の職員の養成と確保の計画を打ち出したのである。

上記のコミュニティ・ケアの開発計画は、さらに1966年に改訂され、より詳細な計画が打ち出されている⁶⁾。この改訂版ではコミュニティ・サービスのねらいは「家庭における健康と福祉を維持するための予防的なものであるとともに、施設ケアの必要を回避乃至延期させたり、アフター・ケアまたは退院後に病状がより悪化することを防ぐために、家庭外の援助サービスも与えることにある」としてヘルスビジター、助産婦、ホーム・ナース、ホーム・ヘルパー、ソーシャル・ワーカー、母子福祉診療所、精神薄弱および障害者のためセンター、老齢者のデイ・センター等の開発・整備を具体的に訴えているのである。

このように精神衛生分野におけるコミュニティ・ケアは戦後、とくに、1959年の精神衛生法、62年の病院計画、そして63年の『コミュニティ・ケアの開発』、同66年の改訂版等を経て、イギリスでは次第に地方公共団体の責任とされるようになっていったのである。

3.

上述したように、イギリスにおけるコミュニティ・ケアの展開は、精神衛生分野において典型的な形でみることができたが、同様の発想は社会福祉の分野においても認めることができるのである。

例えば児童福祉の分野においては、要保護児童を単なる養護施設に収容するだけでなく、彼らに教育・訓練を与え、その成長・発展を図るということは戦前においても認めることのできる考え方であった。この種の発想はすでに、1908年の児童法(Children Act)、33年の児童・青少年法(Children and Young Persons Act)等に認められるが、この点はともあれ、児童福祉におけるコミュニティ

5) *A Hospital Plan for England and Wales.* (Cmnd 1604)
HMSO 1962.

6) *Health and Welfare: The Development of Community Care, revision to 1975/76 of local authority health and Welfare services plan* (Ministry of Health, 1966. Cmnd 3022, HMSO).

ィ・ケアに根差す施策は戦後において、より顕著な発展を遂げることになった。

例えばよく知られているカーティス委員会報告もその1つである。すなわち1945年、政府はカーティスを長とする委員会 (Curtis Committee) を設けたが、これによると施設収容保護が児童の養育に数多くの欠陥を与えることが明らかにされた。こうして養護施設は可能なかぎり家庭的なもので、かつ、教育的なものに改められる必要が指摘される一方、里親委託による養育が施設保護に優先して与えられる必要が主張されているのである。

これと同時に1948年の改正児童法に引き続いで、児童福祉分野における予防活動の重視も、児童福祉のコミュニティ・ケアの展開に連なっているようである。この点について、R. A. B. リーパーは、とくにイングレビイ報告 (Ingleby Report) を挙げ、地方公共団体は必要に応じて、要収容児童を減少させるために、崩壊家族に介入し、さらに児童を可能なかぎり家族と一緒に、あるいは、地域社会のなかで処遇する必要が確認されたとしている⁷⁾。こうした家庭およびコミュニティにおいて要保護児童を処遇するためのサービス、要員、施設の整備と配置に対する地方公共団体の責務がますます重視されるようになってきているのである。

同じ傾向は老人福祉の分野においても認めることができる。すなわち戦前においても従来の救貧院的養老施設のあり方についての反省が行われている。そしてその結果一方では救貧院から老人ホーム (residential home) への脱皮が行われ、他方では居宅老人に対するサービスが重視されるようになっていたのである。

とくに老人処遇における居宅処遇原則は、戦後の老人福祉対策の基調とされ、この路線に基づいて、コミュニティ・ケアの展開が図られたのであった。この居宅原則というのとは「老人の最良の場合は、老人に必要が生じたときに、それにふさわしい居宅サービスの援助が期待できる条件をもった老人自身の家庭である」ということであり、この

原則に基づいて各種のコミュニティ・サービスが行われることになったのである⁸⁾。

この方向はとくに上記の保健省の1963年の『コミュニティ・ケアの開発』という青書において、よりはっきりした方向を取るようになったのである。この青書は心身障害者、母子の他にとくに老齢者のために一章を設け、今後20年の老齢人口の推移を予測し、これに対する対策として、コミュニティ・ケアの開発を強調しているのである。

すなわち、そこではイングランドおよびウェールズにおいては75歳以上の後期老齢人口が急速に増え、しかもそのうち女子で寡婦の人々が増加すること、またこれらの人口の変化は各地方ごとに異なること等が明らかにされているのである。したがって後期老齢者の場合、心身機能の減退がとくに進み、要介護者が増大することになり、しかも寡婦でひとり暮しの人々が増えるために、老人福祉サービスはとくに重視されなければならないことが明らかになる。従来これらの老人はナーシング・ホームを含む収容施設の提供という対策が考えられていたが、急速に増大するこれらの人々に対して財政的にみても収容施設のみでは決して対応できなくなるということのみならず、上記の老人処遇の原則に従ってみると、より居宅ケアを可能にする条件設定が必要とされるようになる。こうして地方公共団体は、これらの人々の居宅ケアを可能ならしめるために、老齢者のための住宅の提供、老人ホーム (residential accommodation), 給食サービス、ホーム・ヘルパー、訪問看護サービス、各種の相談サービス (友愛訪問、老人クラブによる訪問活動等)、カイロポディ・サービス等の充実が義務的業務として打ち出されたのである。

そして1966年には、この青書は修正され、あらためてコミュニティ・ケアの発展を促進することが求められているのである。このようにイギリスにおいては、コミュニティ・ケアは今日の社会福祉にとって、基本的な潮流とされるにいたっているのであるが、その点の定着は未だ若干の時日を要するようである。

7) R. A. B. Leaper: "Community Work". (NCSS, 1968)

8) P. Townsend etc.: "The Aged in Welfare State" 1968

以上、大雑把にイギリスにおけるコミュニティ・ケアの最近の動向をみてきたが、このなかから明らかにいえることは、コミュニティ・ケアは今日における保健・福祉分野における基調の1つとなっているということである。このようになるまでにいたった経緯は上記した通りであるが、それらを要約して、R. A. B. Leaper は、次の4つの理由を挙げている。

その第1点は障害をもちながらもコミュニティにおいて通常の生活を行おうとする場合、施設ケアはより有害であることが多いということについての認識が高まったこと、第2に障害をもつ人々が、自らの家庭生活、職業生活を行おうとする場合に、コミュニティがこれらの人々を受け入れ、若干の援助を与えることができれば、他人の世話をならずに生活することができるという認識の増大、第3に医学的技術あるいは福祉面の処遇技術の進歩によって、病気あるいは障害をもつ人々を長く病院、施設に入院、収容する必要がなくなったということ。そして最後に第4点として現在の要員不足あるいは財源不足のなかで、施設におけるケアに頼るよりも、コミュニティ・ケアの場合がより効率的であるという事情等が、コミュニティ・ケアを一般的なものにした理由としているのである⁹⁾。

III コミュニティ・ケアの概念とその内容

1.

以上、ごく大雑把に、イギリスを例にとって、コミュニティ・ケアの展開を振り返ってみたが、本格的にそれが社会福祉の分野において展開されるようになったのは、ほんにここ10年前後のことであることが理解できた。このためにコミュニティ・ケアは未だ多くの試行錯誤を重ねているのであって、その概念も必ずしも十分に固まっているとはいえないようである。この点は後記するようにイギリス保健省のコミュニティ・ケアに関する青書の1962年版と1966年版にみられるように、予防活動をこのなかに含めるかどうかという

点でも問題は残されているようである。

このようにコミュニティ・ケアの本家と目されるイギリスにおいてもそうであるだけに、コミュニティ・ケアを新たに導入しようとするわが国において、この概念ないし内容をめぐって、若干の意見の相異があることは、ある意味では余儀ないことかもしれない。例えば冒頭に紹介した東京都社会福祉審議会の答申をみても、児童福祉の部分と老人福祉の部分では、コミュニティ・ケアの解釈に若干の相違があるようである¹⁰⁾。

これらの相違をいくつかに分けてみると、まず、コミュニティ・ケアをインスティテューション・ケアに対比して捉える考え方である。これは上記の東京都社会福祉審議会の基本的な考え方(児童福祉の部分はやや異なる)のようである。すなわちそこではコミュニティ・ケアには統一した規定はないしながら、暫定的に「社会福祉の対象となる人々の処遇を、なるべく施設のなかでよりは、地域のなかで行おうとする。施設は生活の場として、やはり特殊な場である。そこで生活が処遇上の多くの工夫にもかかわらず、ある人にとって望ましくないことは否定できない。そこで、もし、必要な手段を整え、彼を地域で生活させることができるなら、そうする方がよい。それがコミュニティ・ケアである」¹¹⁾と述べているのである。

このようなコミュニティ・ケアを限定して理解するのは、前述した通り、それが精神衛生の分野において、施設あるいは病院ケアに対して、居宅ケアを原則とする方向で発展した事情とか、あるいは、イギリスのコミュニティ・ケアの青書において、病院においてのみ治療を必要とするもの以外の人々を、コミュニティにおいてケアをすると規定していること等を考え合わせてみると、決して誤った解釈とはいがたいものがある。換言するとコミュニティ・ケアを治療ないしは福祉的ケアのレベルで捉え、治療なり福祉的ケアなりの概念なり、内容なりが質的に変わらないという前提で

10) この点について、拙稿「コミュニティ・ケアの発想の意味するもの I, II」(東京都民生局『福祉研修』1970. 1および3月)で若干の批判を行っている。

11) 東京都社会福祉審議会、上掲答申、序章。

考えるかぎり、施設（病院）におけるケアに対して、居宅におけるケアを区分することは十分に積極的な意味をもつ。

しかし他方ではコミュニティ・ケアをインスティューショナル・ケア（施設ケア）に対置するものとして限定する場合、普通いわれる居宅サービス（Domestic Services）とか居宅保護等の系譜とどのように異なるかということが反論として出されてくる。とくにこの問題は社会事業あるいは社会福祉にとって、古くから対象者処遇の2つの方法——収容保護と居宅保護——をめぐる論議と同じ意味合いしかもたないのではないかという懸念も生ずる。この点について岡村重夫氏は、次のように述べている。

「コミュニティ・ケアの特徴を単に保護対象者を地域社会にとどめて保護する点にあるとする限りでは、それは在来の“居宅保護”ないしは“在宅者サービス”と同じものであって、特にとり立てて新しい用語を使う必要はない」¹²⁾と。

この指摘は同感である。それに加えて前述のイギリスの例をみて理解できるように、コミュニティ・ケアは、病院あるいは施設における対象者の治療・処遇の変化に原流をもち、その発展形態としてコミュニティにおける治療、福祉的ケアが生み出されたという場合に、その内容なり考え方の変化と密接に絡み合っていることを知った。例えば慢性的疾患あるいは精神障害等をみてみると、治癒というのは一体どこからどこまでであるのか、あるいは福祉的ケアといつても、単なる対症療法的なケアではなく、その人々のもつ能力を回復させたり、あるいは開発させたりするケアをも含むとすると、施設ケアと居宅ケアの区別はますますむずかしいものになっていくのである。

その意味で収容施設は、単に隔離ないし収容保護のための施設ということではなく、治療・教育・訓練・リハビリテーション等、対象者の社会的適応と1人1人の能力の維持、開発の場とされるようになっていく。このなかで施設の機能の変化が起り、それは residential accomodation（居住施設）と治療・教育・訓練・リハビリテーション等

の機能別施設に再編されていかざるをえない。これに加えてこれらの機能別施設は、必ずしも収容ではなく、利用ないし通院施設化することにより、コミュニティ・ケアに連なる施設体系に再編されていくのである。その意味では residential accomodation としての施設も、あるいは機能別に分化した施設も、ともにコミュニティ・ケアの施設となりうるのである。

このように考えると、コミュニティ・ケアを単にインスティューショナル・ケアに對置するものと捉えることは、やや狭きに失するといわなければならぬようである。むしろ従来の収容施設におけるケアが基本的に変化し、コミュニティ・ケアを生み出し、かつ、その重要な構成要素の1つになると考へた方が妥当のようにも思われる。その意味では例のイギリス保健省の青書が、コミュニティにおけるケアを説明し、とくに病院以外の「家庭、各種センター、居住施設（residential accomodation）等におけるケア」とした理由も理解することができるるのである。

このように考えると、コミュニティ・ケアとは対象者をコミュニティのなかで処遇（治療・教育・訓練・リハビリテーション等の措置を含む）し、対象者のニードに応え、その能力を維持・回復・開発するための施設、中間諸施設（センター）、居宅におけるケアの体系をみることができるのである。

なおこれに蛇足を加えておくと、コミュニティ・ケアのもとにおいて、収容施設におけるケアは全面的に否定されるべきではなく、その対象者あるいは機能・施設・設備等について基本的な変化を前提としながら、コミュニティ・ケアに連なる施設として再編され、それなりの役割を果すことが期待されているのである。この点を繰り返し強調するのは、ともするとコミュニティ・ケアを居宅ケアと考えるあまり、このなかでの施設ケアの役割が軽視される傾向があるからである。

しかしコミュニティ・ケアのもとでも施設ケアは必要なものである。この点についてイギリスの全国ソーシャル・サービス協議会は施設ケアを、教育を必要とする特定の障害児、集中的なりハビリテーションを必要とする人々、慢性的疾患で常

12) 岡村重夫『地域福祉研究』p. 4. (柴田書店, 1970)

時ケアを必要とする人、重度の精神障害者でケアを必要とするもの、介護を要する高齢者にとって欠くことのできないものとし、「これらの人々のニードを充足するためには、これらの施設はより広くコミュニティとの結びつきを強めるべきである」¹³⁾と指摘しているのである。

わが国においても、コミュニティ・ケアを考える場合、この点は忘れる事はできないようと思われる。

2.

コミュニティ・ケアの概念をめぐるもう1つの厄介な問題は、それは専門的ソーシャル・ワークの過程として捉えるか、それともボランティアの活動をもそのうちに含めるかどうかということである。例えば上記の岡村氏も引用しているが、国連のコミュニティ・デベロップメントに関するセミナーで、コミュニティ・ケアについて、次のような性格づけを行っている。

「コミュニティ・ケアは、一方において政府機関と民間社会福祉機関との間の密接な協力、他方においては個人、家族、民間の諸団体との密接な共同についての新しい基礎を必要とする。かかる密接な各方面の協同によってのみ、いきいきとしたすべてのサービスの提供が可能になる」¹⁴⁾と。

ところでコミュニティ・ケアの実践主体(実施機関)は公であるか、それとも民間であるかはここでは差し当り問題ではなく、この両者の協力・調整が不可欠なことはいうまでもない。しかしコミュニティ・ケアの援助過程のなかに、専門職ないしは専門職群の他に、ボランティアあるいは一般の人々が直接的に参加しうるかどうかは十分に検討されなければならない。よくコミュニティ・ケアについて、地域住民による対象者の処遇というような解釈を聞くことがあるが、コミュニティ・ケアの展開の経験からいえることは、コミュニティ・ケアの実施ないし実践主体の中核は、あくまでも医師であり、専門的ソーシャル・ワーカー

であるのである。

例えば、この点について1963年のイギリス保健省の青書は「保健・福祉サービスと結びつくコミュニティ・ケアは、とくに一般医(general practitioner)によって指導される医療と不可分の関係をもつ」¹⁵⁾といっている。すなわちコミュニティ・ケアは専門医による治療・看護とまではいかないにしても、医師の指導が中核となっているのであり、これに各種の専門家集団がチームで協力することを欠くことはできないのである。

このことはもともとコミュニティ・ケアが病院・施設での対象者の治療・処遇の変化を原流としていたということからも当然いえることであり、その意味では通常いわれるコミュニティ・サービスとかコミュニティ・ワークとは区別されておかなければならぬ。

しかしそのこととコミュニティ・ケアにおけるボランティア、地域住民の協力あるいは参加の問題は別である。むしろコミュニティ・ケアを成立・成功させるための条件としてボランティア・地域住民との係りは重要である。というのはたとえ居宅において対象者を処遇するにしても、彼らを取り巻く家族・近隣・地域社会の人々が、これらの人々を偏見なく、コミュニティの一員として受け入れることがなければ、決して居宅ケアは発展しないからである。

すでに述べてきたようにコミュニティ・ケアの原型をなした精神衛生分野の経験に従ってみると、精神障害者を病院で治療し、さらに退院させ、居宅における治療を続けたり、社会復帰を含めて社会的適応のための努力を続ける場合に、これらの患者を拒否する地域社会的状況のもとでは、決してこれらの試みは成功しないし、さらに病状を悪化させ、再入院のケースも多くみられるのである。その意味では地域住民のこれら患者に対する態度の変容は不可欠の条件なのである。

同様の問題は他の障害者、老人、その他の分野についてもいいうことができるのである。この点を岡村教授も「コミュニティ・ケアの概念にとって、むしろ問題なのは、患者ではなくて、地域社会の

13) British National Council of Social Service: "Community and Social Change" p. 50. (NCSS, 1963).

14) UN: Europeans Seminar on Community Development and Social Welfare in Urban Areas, 1959. p. 36.

15) Ministry of Health, Cmnd. 1973, p. 2.

一般住民に対する働きかけの成否なのである」¹⁶⁾と指摘し、続けて次のように述べている。「地域社会から孤立し、疎外された老人や心身障害者を、地域社会のなかに再統合させ、その一員としての役割を果させる援助は、かれらに対するケース・ワーク的接近ではなくして、むしろかれらをとりまく一般の住民に対するオーガニゼーション・ワーク接近でなければならない。つまり地域住民の自発的協同と積極的な参加による“福祉共同社会づくり”とでもいうような組織化活動こそが不可欠の条件となるのである」¹⁶⁾と。

この指摘は賛成である。ただそのことはこのような地域住民に対するオーガニゼーション・ワークが直ちにコミュニティ・ケアの具体的な内容として取り入れられるということではない。むしろこれらの活動は、社会福祉あるいは地域福祉の一般的な活動のなかで、コミュニティ・ケアと結びつく努力が中心的に行われるべきであって、これらの活動がコミュニティ・ケアの前提ないしは条件として行われる必要があるとみることができるのである。

ところで、このような地域住民の態度の変容に直接に結びつくものとして、保健・福祉の教育活動の重要性は忘れるることはできない。例えばイギリスの保健省の例の青書においても、あるいは全国ソーシャル・サービス協議会の報告書においても、このことは繰り返し指摘されているところである。すなわち全国ソーシャル・サービス協議会の報告では、「コミュニティ・ケアは、あらゆる種類の障害者に対する態度についての社会教育(public education)が前提となる」¹⁷⁾と述べられたりしているのである。

この点もわが国においてコミュニティ・ケアを成立させ、成功させるための前提条件として、格別に注意をしておく必要があるようと思われる。

3.

最後にコミュニティ・ケアの概念・内容を考える場合に、予防的活動をそのなかに含めるかどうか

かについて一言しておかなければならない。いうまでもなく保健・福祉活動の第一義的努力は、疾患、障害、要ニード状況を生み出さないことである。その意味では予防活動は、コミュニティ・ケアの前提でなければならない。

ところでコミュニティ・ケアの内容に予防的活動を含めるという考え方もないわけではない。既述したようにイギリスでも、児童・青少年法の制定にあたり、非行防止のために崩壊家族の防止にソーシャル・ワーカーが直接的に介入することにより、コミュニティ・ケア的施策と結びつけようしたり、あるいは1966年のイギリス保健省の青書において、次のように述べられたりしている。

「コミュニティ・ケアの諸サービスの第1のねらいは、居宅において健康と福祉を維持するための予防活動を行うと同時に、老人ホームへの収容ケアを極力少くし、あるいは施設へ入所する機会をできるだけ遅らせたり、さらに治療後ないし退院後に対象者の状況が悪化しないように、必要な諸サービスを家族以外の場で提供することにある」¹⁸⁾と規定しているのである。

この規定で注意しなければならないのは予防活動をコミュニティ・ケアの一環に組み入れていることである。それに対して63年の青書においては、「保健・福祉サービスの第1の目標は健康と福祉(well-being)を増進し、予防的諸方策によって、疾病および障害を予め制することにある。しかしそれにもかかわらず疾病・障害が起った場合に、病院においてのみ治療・処置を必要とする以外の人々を、コミュニティにおいてケアすることにある。この際コミュニティにおいてというのは、家庭、センター、そして必要に応じて収容施設(residential accommodation)等を含む」とされ、コミュニティ・ケアから予防活動は除外しているのであるが、1966年の改訂版で予防活動をもコミュニティ・ケアに含めているのは上記した通りである。

すなわちコミュニティ・ケアの概念は、障害・病気をもつ人々に対する病院以外のコミュニティにおけるケアということだけではなく、障害予

16) 岡村重夫: 前掲書, p. 7.

17) NCSS: *ibid*, p. 46.

18) Ministry of Health, Cmnd 3022, 1966.

防、疾病予防という活動をこのなかに含めることにより、一般的な地域における保健・福祉活動との関連をもつようになるともみることができるのである。

しかし66年の青書はこのようにコミュニティ・ケアに予防活動を含めることによって、コミュニティ・ケアの概念を拡大する方向を示しながら、必ずしもその具体的な内容では十分にこのための施策・サービスを提示していない。むしろ具体的には、コミュニティ・ケアの条件としての保健・福祉教育の強化という方向で言及し、コミュニティ・ケアの対象となるべきものは、63年と同じように、短期的あるいは慢性的な障害・疾患有するものとし、これらの人々の社会的適応を促進するため、コミュニティの理解と協力が不可欠であるとしているのである。したがってコミュニティ・ケアに直ちに予防活動を含めるというよりは、考え方としては63年と同じく、予防活動をコミュニティ・ケアの前提とし、それとの関連で、コミュニティ・ケアを可能にする条件の1つとして、コミュニティにおける保健・福祉教育を強化し、人々の態度と意識の変化を期待するというように考えていると解することができるのである。

ただここで指摘しておきたいことは、予防活動をコミュニティ・ケアに含めるかどうかで、今後の課題とするにしても、少くともコミュニティ・ケアの前提として、この予防活動は不可欠の条件となっていることである。その意味でも、わが国のコミュニティ・ケアの発展を図るために、これら予防活動が、保健・福祉分野で十分に展開されていなければならないことを知ることができるのである。

む　す　び

以上、コミュニティ・ケアの展開とその概念を簡単にみてきたが、とくにここで強調しておきたいことは、コミュニティ・ケアの概念と内容である。すなわち、私見としてはコミュニティ・ケア

をインスティテューション・ケアに対置する概念として、限定することについては、必ずしも賛成できないが、さりとてコミュニティ・サービスあるいは地域福祉活動に拡大し、解消することについても、また同意するわけにはいかないよう思う。つまりコミュニティ・ケアは、社会福祉にとって、専門的ソーシャル・ワークの発展として位置づけながらも、その内容としては、施設(収容)、中間施設、居宅におけるケアを含むより高次なものとして考える一方、このコミュニティ・ケアを成立させる前提ないし必要条件として、予防的活動あるいは地域組織化事業を捉える必要があるようと思われる。

もちろん、コミュニティ・ケアは、この面で先進国とされるイギリスにおいても、理念としてはその重要性は認めながら、その現実の展開ということでは、今なおそれは「フィクションか事実か」(R・ティトマス)とか、あるいはP・ウィルモットによると「あらゆるところで、コミュニティ・ケアは、現在、実際的な現実態というよりは、人間の理想に近いものである」¹⁹⁾等といわれるよう、試験的、試行錯誤的域を脱するまでにはいたっていないのである。

その意味で新たにコミュニティ・ケアの発想に基づく社会福祉は、わが国において必要とされていることは疑いえないにしても、その現実的展開には、今なお数多くの究明すべき問題が残されているのである。したがってその概念についても、私見をまじえた仮の規定にすぎない。しかし、今後のコミュニティ・ケアの現実化のためのプランニングのために、このような仮説的枠組は欠くことのできないものとなろう。

そしてその上に立って、コミュニティ・ケアの施設体系、サービス、そして人的配置の体系を考えることが可能になるものと思われる。これらの具体的な問題については、紙幅の関係で割愛し、別の機会に検討したいと思う。

19) P. Willmott: *Consumer's Guide to the British Social Services* (Penguin, 1967)

公的扶助とケースワークについて

竹村栄一

I 生活保護法の社会規制的機能

現行生活保護法の制度あるいはその社会的機能を考えていく場合、一つの側面として法自体に則り個々の法の規定なりその積みあげとしての法のメカニズムについて分析批判していく面と、もう一つの側面はその法規範が社会的にどのような役割を荷なったものとして存在しているかという、この両面にわたる有機的な考察が重要ではないかと考える。前者の法解釈論については生活保護法における権利性の観点を中心に取り上げていくが、いまここでは一応その問題をも含めて後者の生活保護法がもつ客観的な社会経済的機能について概括してみよう。経済的には周知のように保護基準は低消費水準への国家の抑圧的な機能として一般にその劣悪な内容が指摘されているが、被保護世帯は被救恤階層として社会的に固定化されており、同時にそのことによって失対事業の日雇賃金やあるいは世帯更正資金、母子福祉資金、低家賃住宅、授産事業、保育所等の低所得階層の施策や、あるいは乳児、老齢者の健康管理、老齢、母子、障害者等の福祉年金、あるいは養護老人ホーム等各種の福祉施設における処遇内容についてその利用の基準や内容を規制し、俗に劣等処遇¹⁾といわれるかたちでわが国の社会福祉の上できわめて規制的な機能を果している。

このような点が生活保護法の“自立助長”という法の言葉とも関連し、福祉的な機能が微弱であると、例えば雑誌「生活と福祉」の上で社会保障研究所三浦文夫氏の指摘している問題もある²⁾。生活保護法のもつ極端なこの劣等処遇的な福祉抑

1) 劣等処遇の問題は、E・H・カーではないが富めることが美德の報酬であり、貧しいことは悪徳の証拠とする救貧の論理においてはある意味で精英養成論と裏腹の関係にあるだろう。

制的機能というものが、広く他の社会福祉ないしは社会保障といわれる施策の上で、ある種の基準的な役割を果している点がより重要な問題といえる。

この問題は社会福祉施設の最低基準論として論じることも可能であるが、公的扶助の利用という福祉過程が、同時に人権を無視した人間崩壊の経路となつてはいないかということが、そこで問題意識であるといえよう³⁾。

“施設の子供たちの飲食費は野犬抑留所の犬の飼代よりも低い”等といわれたり、貧困で病弱孤獨な老人たちがしばしば“養老院にだけは行きたくない”という呟きも、こうした事情のなかで考えてみなければならないのである。

しかし、ここで特に注目しなければならない問題は、生活保護法の劣等処遇的機能というものが、過剩人口の圧力を政策的に強化し、より広く社会的規模でそれが機能している点である。

かつて昭和31年、経済企画庁から「もはや戦後は終った」というあの有名な書き出しで始まる成長讃美の経済白書が出されたとき、あたかもそれを追いかけ反論するかのように厚生白書が出された。

厚生白書はそのなかで、全国に206万世帯、975万人に及ぶ膨大な低所得階層の存在を指摘し、日本経済の繁栄とはまさに裏腹にそれらの人々は経済成長の成果の配分にあずかることができず、きわめて深刻な貧困状態に放置されており、かつその肥大化の事実は今後の日本の社会福祉を展望

2) 手許に雑誌『生活と福祉』がないので、それに連載された三浦文夫「社会福祉論ノート」の内容にふれることができないが、そのなかで社会保障制度審議会の昭和25年勧告を引用しながら生活保護法のもつ所得保障機能と福祉機能の問題を論じていた。

3) 雑誌『中央公論』昭和43年9月号所収、平恒次『生活保護から生活保障へ』参照。

する上で見過すことのできない問題であると、きわめて大胆な筆致で現実を剔抉したのである。

この間の状況をつたえるため“放心”にも近い当時の厚生白書の言葉をそのまま引用してみると、次のようにくだりがある。

「わが国の低所得階層人口のふくれあがりの結果する際涯は、国民生活の前に黒々として立ちはだかっている鉄の壁——と見るよりほかに考えようがない」と。

ごく最近の昭和45年版経済白書では⁴⁾、この“鉄の壁”は大分薄くなったようにいっているが、一方、江口英一教授は都内人口の $\frac{1}{4}$ 近い人々が依然として極度な貧困状態にあることを指摘している⁵⁾。

これらの貧困者は日雇、パート、内職、零細企業、あるいは社外工、臨時工、あるいは農漁業者といったかたちをとて日本社会の底辺を広く、厚く形づくっているのである。

賃金が生活保護基準を下回るこうした問題状況が一般に低所得階層問題として論じられているのであるが、見方をかえればそれは農業問題であり、中小企業問題であり、失対事業問題、家内工業問題、婦人労働問題、年少労働者問題等々であり、あるいは二重構造論などとしてその姿をかえて論じられているところのものであるが、そこに共通しているのはいぢように不安定、多就業、低所得就労者の問題である。

かつて「植民地以下の賃金」と規定された日本資本主義の利潤源泉である低賃金問題と、それを基底において支える保護基準との社会的仕組みが問題とされなければならないであろう。本来それは経済的には一つの貧困問題として集約されるところの問題を、安上りの社会保障施策のなかで低い保護基準を中心としてことさらに被保護階層と低所得階層とに政策的に分離し分断しているにすぎないのである。

そのことによって、生活保護法が日本の低賃金

4) 昭和45年版『経済白書』193頁、「昭和42年には177万世帯、6.3%と減少した」と「第160表、低所得世帯数の推移」で表示している。

5) 1969年3月、東京都社会福祉協議会低所得対策研究委員会、問題別委員会報告書『低所得階層の福祉をはかるために』19頁において、都における「低所得世帯の分布は総世帯のほぼ2~2.5割である」とし、「世帯でおよそ80万世帯、人員で300万人」としている。

構造を維持し賃金統制的な機能を果すなかで、特徴日本的なナショナル・ミニマム形成の上で主導的な力となっている。

失対事業や医療保険やそのほか住宅、教育の問題にしても、あるいは年金制度にしても、一面ではそれらの制度自体のなかに多くの問題を抱えはしているが、同時に一方では、それぞれの制度が対象者に対し利用可能な状態で有機的に関連づけられておらず、むしろ社会保障制度から締め出す役割さえ果しているのである。

その上、生活保護法のもつ劣等待遇性の問題は日本の社会保障の各制度間を通じみごとなまでに貫串されており、そのことによって働く国民の全生活過程を支配している。

このような現実に対し一方では甘美な福祉国家イデオロギーのもとで、一見非権力的な福祉サービス的作用を装いながら治安政策に奉仕する面のあることも見落すことのできない点であろう。

こうした側面を行政法学の上では、給付行政の治安の機能の問題として、あるいは福祉国家の反福祉機能の問題として取り上げ論じている⁶⁾。

生活保護法を基軸とした日本の社会福祉なり社会保障については、ケインズ的な有効需要を創り出す国民所得再分配論、あるいは炭鉱離職者臨時措置法、職業訓練法、身体障害者雇用促進法、老人の就労斡旋等のようなマンパワー論、あるいは各種の社会保険、年金等の積立てを源資とする財政投融資による資本蓄積論、あるいは最低賃金制や完全雇傭制を欠いているため、その社会保障的な機能が不十分であるとする前提要件欠除論として論じることもできるし、また一般に社会保障的施策が“アメヒムチ”的比喩をもって語られているように、国民的支援のもとで闘われた朝日訴訟のあとで、従前に比較し18%もの大幅な生活保護基準のアップがあったり、またその訴訟で重要な争点となった日用品費についても47%の増額が行われるといった闘争緩和の“アメ”としての機能や、一方では解雇無効等について労働委員会や裁判所で法的に争う労働者は、生活保護の申請

6) この点を論じる学者としては、小川政亮、渡辺洋三、戒能道孝ら一般に法律学者に多い。

があっても能力活用の上で保護の要件に欠けるものとして、憲法上の労働権、団結権、団体行動権の行使が弱体化される“ムチ”となったりもする、譲歩と威嚇のなかで考えていくこともできる。

その他、人間疎外、貧困ゆえの歪み等、制度とその対象者について社会学、心理学、社会医学等多面的な観点から取り組み、これらの問題を理論的に課題化していくことも可能であろう。

「一極における富の蓄積は、同時に對極における、すなわちそれ自身の生産物を資本として生産する階級の側における貧困、労働苦、奴隸状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積」については、まさにベバリッジのいうごとく貧困がもつ顔はまさに多面的であらざるをえないものである。

以下においては、権利性の視点を中心に主として行政法学的な立場から、生活保護法における「自立助長」「生活指導」の問題に関連させながらケースワークの理論について若干の批判的検討を試みその問題提起を行ってみたい。

II 公定力理論と行政解釈

日本の資本主義は一般にいわれるごとく、明治維新における列強諸外国の外圧下に政府主導の“殖産興業”“富国強兵”的施策によって、きわめて早激的なかたちで開始され形成されてきた。

明治“80年”的歴史はその間、歴史的な段階としての市民社会を経ず、国家の封建領主的な自立化とその壯麗化のなかで、ひたすら絶対主義国家としての権力確立を図ってきた。明治33年にいち早く治憲法が制定され、人権抑圧の系譜は治安維持法から国家総動員法へと一貫してその整備体系化が図られてきた。

「國体と私有財産制」に対する批判は厳禁され、強大な国家権力との対比のなかでは、コールラがイギリスの労働運動史で説くような事情はもちろんのこと、一般にヨーロッパでみられたような社会保障の制度創出の上で不可欠な条件である労働運動の歴史は、わずかな例外を除いてはついに日本の戦前史のなかに立ち現れることはなかつたのである。

大河内一男、風早八十二氏らによって、戦前、

日本の社会政策の欠落を補ったものは社会事業であったとその補充代替性がいわれているが⁷⁾、専制的な上からの慈惠政策たる日本社会事業の特徴は、恤救規則を典型に大逆事件を契機としてつくられた“恩賜”財団法人済生会をその源流とし、あるいはまた軍事政策の一環としての軍事扶助法においては軍事扶助請求権を権利として認めながら、一方、軍人にあらざる他の一般国民の困窮は放置してかえりみず、全国の方面委員の度重なる嘆願のもとに、政府は余儀なく競馬法を改正し⁸⁾その財源で施行された救護法と、労働能力のある者を排除し貧困原因によって差別した旧生活保護法と、その歴史的経過を日本における公的扶助の歩みのなかに概観してみると、そこには天皇制的慈惠性、さらには、いまでも心身障害児施設等へ行ってみるとギャンブル益金の配分を受けた旨のプレートの掲示されている光景を見ることが多いが、公的責任による予算措置を回避したこのようなギャンブル依存性と、さらに対象者に対する差別性といった諸点が、現在福祉を僭称するわが国社会事業の上に強く刻印されており、そのことは単なる戦後の“後遺症”的なものとしては必ずしも看過しえないものがある。社会事業における日本の体質ともいべきものが、さらに対象者に対する劣等待遇の問題とのからみあいのなかで一層複雑な様相を呈しているのである。

歴史的にこうした社会事業の在り方を許容してきた日本の政治的・社会的な風土というものが、国家権力を至上視したプロシャ・ドイツの権力観と血のつながりにも似た親密さで結びつきやすく、憲法体制は敗戦によってかわったのであるが、オットー・マイヤーが指摘しているごとくついに「行政法はかわらない」ままであった。

もちろん資本主義的な発展のコースを異にするドイツと日本の社会とを機械的に対比しただちに

7) 昭和15年、風見八十二『社会事業と社会政策』および同年、大河内一男『社会政策の基本問題』所収の「我が国に於ける社会事業の現在及び将来」。

なお雑誌『月刊福祉』第52巻8~9号、三浦文夫「社会福祉論ノート」に詳しい。

8) ギャンブル依存性については、かつて競馬法改正のおり川島正次郎議員は、「博奕ノ“テラ銭”デ社会事業ヲヤッテ居ルト云ッテイルガ、ソレドコロデハナイ其テラ銭ノ上前ヲ列ネテ社会事業ヲヤルノデハナイカ」といっている。

同一視することができないことは、ループクネヒトやローザを生んだドイツを考えるだけで十分であろう。

国内市場の狭隘な日本の社会は、本来その社会が生み出したところの“日本の貧困”について、それを“権利”問題のなかで語るにはきわめて寛容性に乏しい社会でもあった。

憲法学の上であるいは権力行使の動態を示す行政法学の上で、市民的な思索がいかに閉塞されてきたか、例えはそれは戦前における“天皇機関説”的一事を想起するだけで十分であろう。

行政法教科書を歴史的に遡れば遡るほど、一般に「国家の優越性」として説かれるこの行政法学に固有な原理論が、いかに超論理的に神格化され技術化されてきたかを知ることができよう。

そこで権力の属性として説かれる命令性、公定性、自力執行性等に関する国家の優越性理論についてあらためて講学的な解説をすることは煩瑣にわたるのでさけるが、ただその神格性を支える技術的な理論操作としての「公定力の理論」およびそれを背景とした行政解釈論の圧倒的支配の問題は、憲法第25条のプログラム説による生存権規定の空洞化とも関連し、今日にあってもなおその問題性を失っていない理論状況については、深く留意せざるをえないものがある⁹⁾。

日本における公的扶助の全歴史過程は、新憲法制定下の昭和25年に至るまで本質的には恤救規則的範疇をついに一步も踏み出しえなかつたといえるのであるが、そうした行政の現実を支えてきた政府の公的扶助理論の背後にこの国家の優越性原理が執拗に働いていた。

権力と人権との対峙のなかにある一個の行政法規たる現行生活保護法が、ポツダム宣言あるいは新憲法によって遮断された戦後史のなかで歴史過程がどのように克服されてきたか、ないしはどうのようなかたちで投影されているかの問題は、現代法としての生活保護法を語る上だけだし欠くことのできない問題視点であるといえよう。

「政府権力自体はそれに拘束されず、したがつてそれは厳密な意味では構成されず『公法』における権利義務という『構成』は、権力が私法的觀

念の下にとるところの外觀にすぎない」¹⁰⁾

行政法関係における権利義務の関係は、単なるフィクションとしての“外觀”にすぎないとみれば、例えは旧法当時における不服申立権をめぐる次のような行政解釈についても、比較的うなずき易いものがあるであろう。

「……この規則改正により要保護者の利益は実質的には従来より以上に保障されることとなる次第であるが、不服申立は法律的にいえば法施行の責にある者に正しき法の運用をなさしめるよう促すための機縁たるに止るものであって、これにより要保護者に対し積極的に保護の給付を請求する権利が与えられたものではない」とされ¹¹⁾、そのような理論構成は同時にまたわが国の有力な行政法学者のとる“通説”的な考え方でもあったが、そこには「法の支配」による近代法思想の片鱗すら見出しえないのである。

市民的な権利法の伝統に乏しく、国家的な権力法の優先したわが国行政国家にあっては、法律上不可欠なキー・ワードたる権利概念についての理解が、一つの法解釈論としてもいかにその定着が

9) 田中二郎『行政法総論』177～8頁は、行政法に特殊の解釈原理の主張された理由を次のように述べている。

「(イ) その一つの理由は、行政法の成立によって、行政権の発動が法的に拘束されることになったのであるが、それにも拘らず、行政権を絶対的なものと考える前法治国家的な考え方がなお強く影響し、行政権そのものに、特徴の権威を認め、これを拘束する法そのものの特殊性を強調し、実定法の意図するところを超えて、政治的な目的に仕えようとする解釈が行われがちであったことにある。行政法が、私法と異なって、行政目的の実現のために、行政権に優越的地位を認め、或いはまた、公益上の見地から、特別の取扱を認める例の多いことは、否定するほどを得ず、これらの特殊性は、後に述べる通りであるが、それは、実定法が認める限りにおいて承認される特殊性であって、実定法の認めない特殊性を政治的な見地から恣意的に引出そうとするところに、問題があったわけである。

(ロ) その二は、行政法の規律対象が複雑多様性をもち、且つ、絶えず変遷推移する変動性をもつことを特色とし、従って、行政法とその規律対象たる社会経済の実態との間にギャップの生ずることが多く、そこに他の法の分野における場合に比して、何が法であるかについて解釈上の疑義又は見解の対立を生ずることが多く、右に述べたような考え方方が侵入し易い事情があったことも見逃すことができない。

(ハ) その三は、右に述べたような性格をもつ行政法は、立法技術上の困難と相まって、法そのものとしての不備を免れず、殊に法の目的の達成に弹性力を与えるために、一般概括条項とか、価値的判断を伴うべき不確定概念とかを用いる例が多く、行政権と私人との関係に関しては、どうかすると、政治的に、行政権の有利にことを解決しようとする傾向が生じ、公正な解釈が重められる傾向があつたことである。

(ニ) その四是、行政法の後進性に基き、行政法の解釈原理が学問的に徹底して追求されず、殊に、行政法の具体的実現が、必ずしも、公正な第三者としての裁判所によって保障されていなかったために、とかく、行政法関係の一方の当事者である行政主體——行政——の解釈(いわゆる行政解釈)が、実定法の有権的解釈として支配する傾向をもつたことである。」

なお拙著『行政法論集』所収の「法の支配とは何か」参照。

10) 川島武宜、雑誌『私法』第5号所収「権利の体系」33頁。
11) 昭和24年2月5日付、愛知県知事から保護請求権に関する「生活保護法の疑義についての照会に対する同年4月21日付、社発第106号通知」

困難なものであったかは、まことに思い半ばに過ぎるものがあったのである。

小川政亮教授は「保護を受ける権利は、旧生活保護法では認められておらず、現行生活保護法になって、この第2条の明記をもって始めて成立したものと解すべきかどうかであるが、憲法が生存権を基本的人権としていることからして、旧法当時でも保護を受ける権利が困窮者にあったことは現行法下の現在と変りはないが、ただ旧法の規定の仕方が明瞭ではなかったため、権利がないという行政解釈を許すことになった」¹²⁾としているが、公的扶助に係るイデオロギー、その法的解釈は、抽象的次元においては基本的人権～個人の尊厳～民主主義～社会福祉ときわめて整序されたものとして思弁されてはいるが、実際の行政運営の上にあっては差別～劣等待遇～権力優位～「国家」的福祉といった行政支配の福祉国家論によって支配されており、このような見解の入る余地は全くなかったといってよい。

したがって、日本の行政は法の支配による行政ではなく、しばしば指摘されるごとく通達による行政であり、行政解釈の圧倒的支配下に運営されており、この弊害は生活保護行政において特に顕著なかたちで現れている。

戦前、救護法に係る救護請求権については鶴飼信成教授の次のような見解がある。

「……ところで現行救護法は、既述の法定要件を備えた要救護者は、必らずこれを救護することを定めるとともに、他方特に救護をなさざることを得べき場合を法定しているから、救護は自由裁量の余地なく羈束的に義務づけられた行政作用である。そうしてこの義務は性質上要救護者に対するものであるから、その結果として、法に反対の規定なき限り、要救護者は救護義務者に対する救護請求権をもつものと解するのが正当である」¹³⁾と、権利思想の廃絶、人権感覚の絶無に近かった戦前、行政法学者としての鶴飼教授は、政府の単なる行政措置としての公的扶助の在り方とそれを支える反射権理論に対し、公法上の権利の一種で

ある請求権理論を果敢に提示した。

戦後、この理論的系譜をつぐものとして小川政亮教授がある。

わが国生活保護法学の上に打ち建てられた輝かしいドキュメントの一つとして、われわれはいま「わが国保護請求権論史素描」¹⁴⁾をもっている。そこには、わが国における公的扶助の歩みのなかで根強く強要されてきた“権利否認”的歴史が刻明に綴られているのであるが、小川教授はその著を終るに当り“むすび”的言葉の一節として次のようにいっている。

「ただ一言するならば公的扶助義務と保護請求権とが支配階層の見解で分離され、後者は常に否定されて来たということであり、この事は国民の間に、特に無産階級の間に、権利感情乃至権利意識が一般に稀薄であったことに、さらに根本的には、我が国が自由な社会ではなかったことによるものであろう。そして此の事は実に国家権力が人民のものでなかったことに帰因すると云えよう。

“世界中のすべての権利は闘いとられたものである”（イエーリング）とすれば、保護請求権もまた戦いとられるものでなければならない。嫌惡しつつではあるが、小河滋次郎も此の事を認めている。ただ我国の場合、戦いとるべくあまりに権利のない手たるべき階層の力は弱く、あるいは無力化され、また戦いの相手方は余りに強力であった。しかも権利意識を妨げるためのあらゆる手段が講ぜられていた」と。

言論思想の自由の問題についても同様の事情は存在しているが、しかしながら自由権的基本権とはその歴史的沿革を異にするこの生存権的基本権にあっては、国家権力の具体的な機能とその在り方とのからみあいを通じ、権力への対峙性についてはそこに一段と深刻なものがあるであろう。

例えば朝日訴訟や牧野老人の福祉年金訴訟の例にみるまでもなく、行政権と“無産の民”的争訟過程において膨大な予算と組織のなかにある行政は、そこに実質的な力関係を考慮するならばすくなくとも相手方の控訴上告のない限り一審での判決に服する位の、人権尊重の上での謙虚な

12) 小川政亮『社会事業法制度概説』155頁。

13) 鶴飼信成『社会行政法』55頁。

14) 社会政策学会編『賃銀・生計費・生活保障』241～271頁。

姿勢があってもよく、元来級審の利益は人権擁護のための制度であることからしても当然のことと考えるのであるが、現実には、こうした行政訴訟における一つの立法論的見解すら民主的な連帶のなかでの権利闘争に支えられない限り一片の戯画として映らざるをえない現状である。

III 行政指導の意義と問題点

現行生活保護法はその第1条で「……最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ことをもってその立法目的としており、一般にケースワーク論はこの自立助長の規定を主要な根拠としてその主張がなされているものようである。

公的扶助とケースワーク論の交差とそのからみ合いの問題については順次後述することとし、ここではいわゆるケースワーク論なるものが主として前述の自立助長の規定を中心に、さらに法第27条の「生活の指導、指示」の規定および法第4条の「保護の補足性」の原理と密接な関係を有し、同時に資産調査、収入認定の問題として捉えられるものもあるが、ここでは行政法学の上で一般に「行政指導」の問題として論じられている生活指導の法的性格についてその解説的な紹介を試みておきたいと思う。

今日公害、交通事故、物価上昇、違反建築、日照権問題、食品、薬事衛生、あるいはトルコ風呂などの風俗営業の規制等々、社会の高度化、複雑化のなかで、国民生活の広汎多岐な面にわたって、公権力が介入干渉する機会が増大してきた。

このような社会的諸事象と公権力との関係は、社会の高度化に伴う行政機能の拡大と、行政責任の増大によるものであり、そのことが行政指導という権力干与の必然性を生み出したものとみることができる。それは国家独占資本主義社会の法的反映、その成熟化ということもできよう。

行政指導の問題は一般的行政法教科書の上ではまだ明確な理論としては取りあげられるに至ってはいないが、それは伝統的な行政法学が公権力の直接的な行使を中心としてその法的構築がなされてきたことと、行政指導は相手方の任意性を基調

とし相手方がその指導に不服従であった場合も、直接にはなんら法的効果の生じないものとして一般的に觀念されてきたところに、講学上対象とされなかつた理由がある。

しかし行政権に対し国民生活の依存関係がきわめて強いわが国情のなかでは、行政庁の行う勧告等その行政指導の具体的な場面においては、強制的権限と同様の強力な行政手段として使用されることがきわめて多い。

とくに現代の福祉国家に求められる行政権の社会的計画機能を考慮するとき、行政指導のもつ機能の実質的な重要性も増大せざるをえず、かつまたその適用領域も一層拡大化せざるをえない傾向にあり、そのような事情を考慮するとき、行政法学の上においてもその法原理が人権との関係のなかで積極的に構想されなければならない時期にあると考えられる。

行政指導の問題については塩野宏、成田頼明教授らによって鋭意法的検討がなされている。成田教授は行政指導の定義について「行政機関がその所掌事務に属する事柄について、特定の個人、公私の法人、団体等に非権力的、任意的手段をもって働きかけ、相手方の同意または協力の下に、行政機関がかくありたいと望む一定の秩序の形成をめざして、これらの者を誘導する一連の作用である」といっている。

そこでは、行政の秩序形成～相手方の同意～任意的手段による行政干渉と誘導の過程を、行政指導の内容もしくはその形態として捉えている。

行政作用が非権力的活動として、あるいは私法的活動として、あるいは直接、法的効果をもたない事実行為等の場合にあっては、必ずしもそこに具体的な法の根拠を必要とはしないものと解されているが、今日行政活動と法律の根拠との関係について、法治主義の立場からその規制の範囲をめぐり法的な検討がせまられている。

一般に法治行政の原理の上からは、行政の活動は当然法に根拠を有し法の認めた範囲内において許容されるものとされているのであるが、それではすべての行政活動が法的根拠に基づき法律の命ずるままに行われなければならないか、あるいは

そのことは行政活動の一定の部分について要求されることであり、他の面の活動は自由であるのかという点をめぐって、規制範囲論の上で義務賦課的行政、侵害行政、侵害留保説と受益的行政、給付行政、全部留保説との対立がある。

侵害留保説とは、国民に対する権利侵害または義務負担の場合には具体的な行為規範として法律上の根拠が必要であるが、それ以外の場合にあっては本来的に行政の自由な活動に委ねられているとし、一方、全部留保説にあっては、行政が権力的な活動をする場合にはたとえ利益供与の場合であっても具体的な法の根拠が必要であるとする考え方のものをいう。

したがって全部留保説の立場に立てば補助金、貸付金、給付金等の給付行政の面についても、法の規律に服することが予定されており、そしてそのような考え方の基礎には、日本国憲法が国会中心の統治構造をとっていることおよび憲法は平等原則をその基本主義のひとつとしていること等がいわれている。

以下、行論の過程を簡略化するため、行政指導の周辺をめぐる諸問題について箇条書き的に述べてみたい。

(1) 行政指導と行政救済制度との関係

① 行政不服申立て

- a 行政指導として行われる措置については、行政不服審査法の一般的な適用はない。
- b 違法、不当に行われた指導、勧告等に従わないことを理由になんらかの行政処分のなされた場合、当該処分に対し行政上の不服申立てをすることができる。例えば生活保護の実施機関の指導に従わないことを理由として保護の変更、停止、廃止の処分をした場合（生活保護法第27条、第62条1項・2項）当該処分を捉えて、指導指示の違法性、不当性を争うことは可能であるが、当該処分以前にその指導指示の在り方を法的に争うことはできない。

② 行政訴訟

- a 行政指導は行政事件訴訟法第2条にいう

「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」ではないので、一般に抗告訴訟の対象とされてはいない。

b 勧告等の行為が直接、法的効果と結びついているとき、例えば旧石油資源探鉱促進臨時措置法第21条等のごとく、勧告を応諾しながらそれに従わない場合に罰則の適用のあるときは、これを処分と解することができるとしている。

c 《潜在的公権力行為》については、行政指導に対する不服従を理由として、のちに許可や免許の取消し、下命、申請の却下、補助金の不交付決定等の処分がなされたとき、その段階で当該処分に対し遡及して行政指導の違法性を争う。その例の一つとして生活保護法における生活指導の問題をあげることができる。

③ 損害賠償

国家賠償法第1条にいう「公権力の行使」の意義

- a 國家統治権に基づく優越的意の發動たる作用と解する説。
- b 本来的意味での公権力作用のみではなく私経済的作用を除く非権力的行政作用も含むと解する説。

いずれの立場からしても、行政指導自体について賠償義務の対象とはされていない。生活保護法の場合にあっても同様に解されている。

④ 損失補償

行政指導に係る損失についての補償義務はない。

損失補償の制度は、適法な公権力の行使によって公共の利益のために私人が特別の犠牲をこうむった場合に、全体の負担においてその損害を填補するためのものである。

この制度は広く公行政の非権力的作用の分野にも適用される傾向がみられるが、行政指導によってこうむる特別の損失に対しては、一般に相手方の請求権は認められて

いない。

(2) 行政指導の留意点

- ① 任意性の限界をこえて事実上の強制となりやすく、行政指導に逃避することによって法治主義が実質的に空洞化されるおそれがあるので、行政指導における「法の支配」の原則の確保に努めること。
- ② 行政指導には必ずしも法の明確な基準がないため、とかく必要性の限界をこえた権力的な干渉介入が行われやすいが、基本的人権の尊重に努めること。
- ③ 行政指導のなかには十分な見通しに基づかず、無定見な指導がなされたり、担当者の転任あるいは縦割行政の組織により、しばしば矛盾した指導が行われやすいが、行政の統合性の立場から行政責任の明確化を図ること。
- ④ 行政指導は一般に現行の行政救済の制度になじみ難いので、手続の適正確保がとくに要請されること。

(3) 行政指導に対する立法上の要請

- ① 行政指導の根拠、基準、内容、責任等の明確化を図ること。
- ② 行政指導に係る措置を行うにあたっては、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴くことにより公正妥当な運営を図ること。
- ③ 行政主体と行政客体との間の権利紛争については、意見書、苦情の申出の方法等、広く国民参加の機会を供与することによって、公正な手続に基づく救済制度の整備を図ること。

以上が「行政指導論」についての概説の紹介¹⁵⁾であるが、このような法的思考のもとで検討を必要とされる生活指導の問題が、いわゆるケースワークの問題とどのようにからみあい、なじみあうものであるのか、次にその点を検討してみよう。

15) 手許にないが、かつて雑誌『時の法令』誌上において塩野宏が取り上げていた。なお、岩波講座・現代法『現代の行政』所収の成田頼明「行政指導」および高柳信一「行政裁判所による統制」参照。

IV 公的扶助ケースワークの劣等処遇性

公的扶助行政の過程で自立助長の規定とも関連してこの生活指導の問題が、いわゆるケースワーク論のかたちをかりて論じられている。そのことが同時に生活保護法のもつ福祉法的な側面として一般に説明されており、一方ではまたその人的扱い手として福祉事務所の職員をソーシャル・ケースワーカーとして捉え、そこにケースワーク理論の積極的な導入浸透が図られてきたのである。

行政法学上扱われる行政指導の意義とその問題点について、しばしば教科書的な解説を試みてきたのは、生活保護の開始、停廃止等を前提とした潜在的権力処分としてビルト・インされている生活保護法全体の機能と枠組のなかで、いわれるところのケースワーク論というものがどこまでなじむものなのか、その側面をみるためであった。

戦後における生活保護行政のなかにみうけられる執拗なケースワーク的行政運営というものが、硬直した官僚的法解釈に対するアンチ・テーゼとしては決して機能せず、もっぱら生活保護基準擁護の理論として収入認定との深刻なからみあいを通じ心理主義的ないしはプライバシー侵害的な傾向を示してきた。

かつての岸・仲村論争¹⁶⁾で争われた課題は、今日にあっても依然未解決なまま残されているのではないかと考える。

自立助長の規定は権利抑圧的な補足性の原理とも密着し、失業保険、職業訓練、失対事業あるいは医療、年金等、一連の劣悪な社会的施策についてはいうまでもなく、さらに基本的には最低賃金制、完全雇傭制を欠除したなかで、さなきだに今日、一般庶民の生活障害となっている生活困窮、交通事故、産業公害等々による生活環境全体の地盤沈下を考えるとき、生活保障の上でどのような他法他施策が存在しそこに生活困窮者の「自立助長」を構想しうるのであろうか。

老人、母子、心身障害と恤救規則的に類型化された今日における被保護世帯のみにとどまらず、それと同様の生活状態にある膨大な低所得階層に

16) 岸勇「公的扶助とケースワーク」参照。

あっても老人、児童、心身障害、疾病等に対する社会的な福祉サービスはきわめて乏しく、その落層転落を阻止する社会条件は著しく欠けている。

そのことは例えば無認可保育所や心身障害施設に対する市民の要求、その切実な運動一つを取り上げてみても容易に理解できることであろう。

そこでは低賃金、低所得による生活内容の劣悪さが社会保障の低劣な給付水準によって主導されてさえもいるのである。

このような社会資源に対する行政の慈惠政策的な怠慢は、国民の福祉権に対する権力による不作為侵害ともいえる問題である。

現代社会における私有財産制を基調とした自助の原則、自己責任の原則の適用は、貧困な多くの人々にとっては経済成長の豊かさに見合った社会資源の積極的な造出とその無差別利用のなかではじめて構想しうるものであり、そのような資源の造出と利用を通じて生活困窮者の「自立助長を図る」べき国家義務の存在とその方向が、いつの間にか生活困窮者に対する個人的、手工業的な方向にねじまげられてしまった。

自立助長が社会的条件に支えられた方向に求められず、対象者の狭い生活領域のなかに矮小化されてしまっている。

自立助長の規定は生活困窮者に対し経済的な最低生活の保障を行うことをとおし、そこに安定した生活状態を保障し、さらに対象者が必要とする社会的諸施策を利用することによってその自立が可能となるよう、国の制度創出に対する政策努力の積極性を表明した規定ではないのか。

今日多くの地方自治体が国にさきがけて実施している例えば一般児童あるいは交通遺児、障害児等に対する児童手当の支給についても、当該制度と収入認定の関係について「他の法律に定める扶助とは、社会保障法に基く保険給付その他、災害救助法上の救助、結核予防法、精神衛生法の扶助等を含むものと解すべきであろう。しかし法律によって行われるべきことを要し、条例等による保護は含まず」と他法扶助による補足性の原理をめぐる学者の見解¹⁷⁾もあるが、行政解釈の上ではき

わめて消極的に解されている。

自立助長の規定は生活保護法に関する他の社会保障施策に対する国家の義務を規定したものであり、そのことによって対象者の自立の助長が図られるときはじめて生活保護法が一切の社会保障のしめくくりとしての制度的機能をもちうるのである。そのような国の政策努力を欠いた生活保護法の運営は、差別と分断のなかで被保護者を含めた低所得階層の人々に対し、他の社会資源の自由な利用を拒否し、貧困を固定化しつつ狭溢な生活基盤の上でミゼラブルな自立を求めてやまないのである。

一般にいわれるよう生活保護は単にその最低生活を経済的に維持せしめるだけではなく、人をしてその能力と可能性を社会的に適応させる社会福祉の機能をももつものとされているが、その場合、自立助長の社会的与件の整備確立なくして単に個人的な枠内でその自立を説くことは、本来自力による自立の手段を失った生活困窮者に対し、あたかも猿がラッキョウの皮をむくにも等しい行政の“自慰”を語るにすぎないのではないか。

生活保護法にいう「健康で文化的な生活水準」が例えばワイマール憲法第151条にいう「人間に値する生活」あるいは世界人権宣言第23条第3項にいう「人間的尊厳にふさわしい生活」と同義のものとされるのも、経済的保障を行ななかで、社会的諸施策の利用による自立の助長を、社会的に確保護しうればこそであろう。

それにもかかわらず、社会資源の創出とその利用を教えるべきはずのケースワークの理論が、低賃金と社会保障の低水準との相互補強のなかで、きわめて狭溢な個人的問題の枠内で云々されているかのように思われるのである。

例えば、1963年5月15日、日本社会事業大学刊行の「木田徹郎教授還暦記念論文集」に所収の、仲村優一「ケース記録を通してみた生活保護行政の変遷」と題する論文がある。

その論文の末尾〈注〉に次のような自己批判の言葉がある。

「たとえば、筆者の意見のなかに、『対象者の病的性質についての的確な把握』、『精神的な問題を

17) 吾妻光俊『社会保障法』269頁。

含むケースについて、生活歴等を詳しく記録すべきこと』、『夫婦関係の心理的考察を是認していること』、『家族内の人々の生活歴、性格、人的相互関係（学歴、知能、理解力の問題を考えながら）、結婚歴などについて突っ込みが不充分である』、『依存心を起させないように、親切の深入りはしないように気をつける』、『保護費を1ヶ月分与えずにして切って与えたことは、ケースワーカーの強い指導を示した点でよかった』、『子供が生れることについて母親はそれを望んでいるというが、この家庭については望ましくないと考えられるので、更によい指導が考えられなければならない』、等の諸点は、厳しく反省させられる。県当局の筆記者の筆記の誤りが若干あったかも知れないにせよ、筆者が当時まだ筆者の『通俗的ケースワーク論』の段階を脱却することができない状態であったことを、実によく示している。』と。

それは昭和38年当時、自説を“通俗的ケースワーク論”であるとした仲村教授の良心的な自己批判の言葉ではあるが、しかしそこで自ら批判の対象とした仲村教授の理論は、「百問百答」等の上で随所にみうけられるいわゆる“民生委員工夫”なるものと、本質的には全く同一のものであったといえよう。

岸教授が“人体実験”にも似た公的扶助ケースワークのこの点を取り上げ批判の火ぶたを切った契機には、正しいものがあった¹⁸⁾。

なかんずく昭和27年以降32年にかけての、いわゆる生活保護行政における適正化政策の時期において——朝日訴訟の闘われたのもこの時期であった——全国の福祉事務所の職員の間に支配的な影響力をもったこの仲村教授の理論がもつその功罪を思うとき、わが国公的扶助の過程で果してきたケースワーク論のきわめて反動的な性格をそこに読みとらざるをえないものである。

本来、生活保護法の法的構造は、申請：私人の公法行為～資産および収入調査：確認処分～立入検査：即時強制～検診命令：下命処分～生活の指導指示：潜在的行政処分～保護の停廃止：変更ま

18) 小倉襄二『公的扶助』185頁以下、「H・公的扶助とケースワーク・サービス論」および明山和夫『生活保護・制度とその在り方』181頁以下「第3節資産調査」を参照。

たは取消処分～弁明の機会提供：適正手続条項～不服申立ておよび訴訟：行政訴訟～行政刑罰の適用および詐欺罪の告発という、きわめて権力的なアクセントをもって綴られた一箇の行政法規である。かつまた対象者との関係をともすれば特別権力関係視しがちな面も強い。

ここでは特別権力関係の理論についてはふれないと、しかし今日それが破碎を必要とする伝統的行政法学における礎石のひとつであることについては十分その留意を促しておきたい。

“法は家庭に入ることを許さず”という法諺があるが、右のような生活保護法の構造と運営の上で保護の停廃止あるいは検診命令、立入り検査等の強い権力処分の権限を有する公務員が同時にソーシャル・ケースワーカーとして同一の人格のなかにジーキル・ハイド的に共棲することの矛盾については、強い疑問を抱かざるをえない。

ソーシャル・ケースワーカーの問題について一言するならば、ここでこの問題の現代的な系譜としてはいわゆる“専門職論”¹⁹⁾ともそのつながりをもつものであるが、おそらくは敗戦直後におけるGHQのメモランダムのなかにでもあった用語の直輸入によったものではないかと考えるのだが、それが単なる用語問題にとどまらないところに今日福祉事務所の職員の間に混乱をもたらしたケースワーク論にまつわる問題の重大性が存在するものと思われる。

専門職論の問題は大学教授を頂点とする教員、あるいは医師、弁護士等のプロフェッショントとの比較のなかで考えることもできよう。

義務教育過程の教員に対する教科の“指導要綱”的点を除いては、一般に専門職と称せられる職業人の行動綱領はその専門性のゆえに自由なものとされている。

あたかもそれは裁判官が憲法と良心のみに服して、他の何者からも自律の立場にあるのと同様のものと考えられよう。

19) ①昭和42年3月31日付、東京都社会福祉審議会「東京都における社会福祉専門職制度のあり方にに関する中間答申」および同年9月29日付、同最終答申参照。

②石村善助『現代のプロフェッショナル』および教育学誌編集委員会、『教育学誌』第3号「教職の専門性」参照。

それに比べ官僚制と呼ばれる権力機構の末端につながる社会福祉主事の場合、生活保護の“憲法”とも俗称されている「実施要領」に縛られ、文字通り通達行政の渦中に身をおきながら一般行政職と少しも変わらない地方公務員法の任用制度のもとで勤務しているのが実態である。

ケースワーク論に期待される役割は、現行保護行政から多少なりとも距離をおいた他の社会資源にその場を求めるべきではなかっただろうか。

元来、個人とその社会環境との調整を目的とする処遇の技術であるとされるケースワークの理論は、何よりも対象者のプライバシーへの侵害防止という人間性の尊厳をその基盤におくものであろう²⁰⁾。

したがって福祉事務所の職員に対しケースワークの必要性が説かれるにしても、例えば福祉事務所における面接員と要保護者との面接の在り方ひとつを取り上げてみた場合にも、質問事項がプライバシーの侵害にならないことはもちろんのこと、相手方に対する言葉のかけ方、ノートのとり方などそれらのひとつひとつに相手方の人権に対する温かい思いやりがなければならないし、そうしたヒューマンな思いやり、処遇ということは、裏を返していえばどのようにプライバシーの侵害を予防するかということにも通じる問題である²¹⁾。

それは行政処分の権能をもつ行政公務員をことさらにソーシャル・ケースワーカー等と呼ぶ必要はなく、貧困問題に理解をもったごく普通の“善良で親切な公務員”であれば十分こと足りると思うのである。

コミュニティーにおける慈善組織化運動の歴史も伝統もないのに²²⁾、なぜアメリカナイズされたかたちで公的扶助とケースワークが、行政ベース

で短絡的に癒着抱合しあつたのであろうか。

収入認定とプライバシーとの危険な接点を考えるとき、果してケースワークはそこに本来期待されている人間的な処遇の機能を發揮しうるのであろうか。

ケースワーク論の導入は、公的扶助の行政過程にではなく、もっと他の例えは教育や医療等の非権力的な社会福祉面により精力的、積極的な姿勢でその導入活用が図られるべきではなかつたのか。

ちなみに東京都の都立病院に勤務するメディカル・ケースワーカーはわずか3名に過ぎず、地域保健計画のセンターと称せられる保健所においては皆無であるといわれている。

このあたりの問題状況のなかに、日本における社会福祉の歪みとその歪みを利用する狡猾な政策意図を感じざるをえないのである。

その他、社会福祉主事に係る社会福祉事業法第18条に定める資格要件のズサンさやあるいは任用制度上の諸問題、あるいは教育制度やカリキュラムの在り方の問題等、社会福祉の仕事に従事する職員論をめぐる諸問題は、社会福祉主事はソーシャル・ケースワーカーか否かの議論を別にしても、そこにはなお論じなければならない問題は多い。

日本の社会福祉学の世界は他の社会諸科学に比べ自己満足的な雰囲気のなかでともすれば論争の気風に乏しいのであるが、しかしそれにもかかわらず今日特に必要とされるのは、公的扶助の過程で「自立助長」「生活指導」に名をかりて威嚇のなかで語られるケースワーク論の在り方ではないかと思うのである。

最後に要約的にいうならば、今日における生活保護行政の実態をリアルに把握し、そこでの権力的な契機をどのように市民法的なものに再構成していくか、人間的福祉の課題をいかに法的レベルの上で確保していくべきかということがきわめて今日的課題であるといえよう。

そのためにも、福祉事務所に働く多くの良心的な職員は、対象者の人権擁護の上でまさに小松源助教授がブライヤーの言葉を引用しながらいう

20) 一番ヶ瀬康子『現代社会福祉論』63頁で、「ケースワークの過程を、それだけ分断することによって、心理主義に埋没させることなく、対象者に“必要な援助”を内容的に把握し、その環境とともに社会資源の開拓または要求へと、転化あるいは運動を展開し、実践を高めるための条件を、具体的に把握すること」といっている。

21) 手続上の権利保障については、国立国会図書館調査立法考査局『改米における生活保護制度』8頁参照。

22) 少少問題の視点はズレるが、今日一般にコミュニティ・オーガニゼイションの技術紹介が盛んであるが、むしろ日本ではセツツルメントの理論の方がその足跡もあり、社会福祉における運動論の上からもより重視されてよいものがあるのではないだろうか。

“弁護士”的な役割²³⁾が切実に期待されるのである。

権力行使の立場にある者は、せめてその権限行使の上で法すら侵害できない人格領域に対し、常に謙抑な姿勢を保つべきであろう。

V 所得保障法としての再構成

——むすびにかえて——

国家独占資本主義のもとにおける「健康かつ文化的」という法規範性の実体は、現実には社会保障に対する権利性を否認し低賃金と慈惠的な社会保障との相互規定のなかで、一方における高度成長の独占の蓄積が同時に他方における貧困の蓄積を極大化、加重大している現実を転倒的に反映したものとして存在している。

生活保護法の定める例えは親族扶養および他法による扶助を規定した補足性の原理、旧家族制度觀の上に立った世帯単位の原則、税務計算以上に苛酷な収入認定、「あらゆる」活用を強要する資産調査、申請却下や保護の停廃止といった不利益処分等が、具体的なかたちでひとつひとつ憲法規範の空洞化を推しすすめその幻想性の維持に役立っているのである。保護請求権実現の上で、申請、調査、決定、実施という一連の手続過程において、そこに果して生活保障の名に値するものがあるか否か、今日における社会保障、社会福祉の理論はすぐれて抵抗権理論の上で吟味再検討されなければならないだろう。

23) 一番ヶ瀬『前掲書』8頁。

「……ケースワークがセラピーのような役割しか持たねば、それは過去の遺物としか云えず、今後対象者と社会福祉サービスとして行なわれている諸制度とを、有機的に結びつけるような機能を果すとか、クライエントの利益の擁護のために、ワーカーが代弁的あるいは弁護士的機能を果さなければ、現代社会のニードに応えることが出来ぬ」としている。

なお『同書』32頁で、一番ヶ瀬はケースワーク展開論の要点として「個別需要に応じた社会資源活用への全人的援助にある」とし、それに引きついて「ケースワーカーの援助過程で必要なことは何であるか、ひとつは、個別需要の社会的性質を適格に把握すること、社会資源への精緻な知識を、その需要に具体的に対応させうる応用力をとりわけ一定の制度のもとでの運用に際しては、人権視点にたっての創造的法解釈を展開することそして対象者に内在するものをともに語り代弁しうる力をもつこと、他機能へのバトン・タッチを適格に行なうことなどであろう」と述べている。

一般に憲法解釈の通説は、憲法第25条の生存権規定は生活保護法の立法をまつてはじめて与えられたものであり、生活保護法によってはじめて保護請求権が具体化されその最低生活が保障されるという理論構成をとっている。

さらに、生活保護法が広く一般の社会保障、社会福祉の基本法的な立場にたつものとして説明されている。

ところが現実には他の社会保障、福祉法制の「できる」規定²⁴⁾による給付の遅れと怠慢が、生活保護法の上に社会的諸問題の一切をしわ寄せし、心身障害者、病人、母子、老齢者といった被保護世帯に類型局限化しそこに貧困の選別と特殊化が行われている。

そこでは憲法第25条の理念が一片の生活保護法のなかに矮小化し埋没してしまっているかのようであり、他の労働者保護立法や福祉法等にまで拡大されないうらみがある。

行政法学の上で社会給付行政の理論的検討が甚だしく放置され、憲法理念を実定法の上に据えつける具体的な努力がなされていない点も同時に指摘しておかなければならぬだろう。

このような社会保障法における体系的な解釈論の遅れが、その間隙をぬってそこに行行政解釈の一方的な拡大を促進してもいるのである。

生活保護法が所得保障として徹底機能することを妨げている同じ事情が社会サービスに係る福祉法の上においても権利保障の上で対象者のもつニードを充足しておらず、こうした混迷のなかでさらにその混迷を利用したかたちで、本来福祉的な役割をもつものとされているケースワーク論が逆に憲法理念の劣等化に眼をつぶり、公的扶助の過程でひたすらその狭隘性をたすける働きさえも果しているのが現状であるといえよう。今日急務の課題とされるものは、現行生活保護法の解体、所得保障法としての民主的再編成の問題ではないであろうか。

24) 岩波講座・現代法『現代法と労働』所収、小川政亮「公的扶助と社会福祉の法における問題点」参照。

社会保障審査制度の効用

國 井 國 長

はじめに

国民が社会保障の給付を、法律の額面どおり確保するためには、権利が手続的に保障されていなければならない。

社会保障不服審査制度は、国民の権利を救済するとともに、行政の適正運営に寄与する。

筆者は、昭和32年以来15年にわたり、社会保障審査制度を研究しており、社会保険審査会参与として、いわば不服申立国選弁護人的立場で、再審査請求事件の審理に参与しているので、主として、社会保険審査制度および労働保険審査制度について考究したい。

I 社会保障の権利救済

1. 権利の確定

社会保障の権利は、抽象一般的に法律に規定されている。例えば、国民年金法には障害年金の受給権について、第30条に「障害年金は、疾病にかかり、または負傷し、かつ次の各号の要件に該当する者が……その傷病により別表に定める程度の廃疾の状態にあるときに、その者に支給する」というような規定がある。

抽象一般的な権利として潜在しているものが、具体的な権利として顕在し、権利の内容が確定するのは、裁判権限のある行政庁の裁定処分による。国民年金法の障害年金について例示すれば、国民年金法第16条に「給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基いて、社会保険庁長官が裁定する。」とある。

2. 違法不当処分による権利侵害

行政処分は、行政庁が公権力の作用として、法

律に基づき、法律に従って行うが、事務処理を安上りに、かつ、迅速に行う等のため、ときには調査不十分で事実を誤認し、法律の適用を誤り違法・不当な処分をして、国民の社会保障を受ける権利を侵害することがある。

違法・不当な処分であっても、権限のある審査機関または裁判所によって取り消されるまでは、適法な行政行為として推定を受け、処分の相手方はもちろん第三者をも拘束する。したがって、障害年金、遺族年金は支給請求を却下され、従来支給されていたものは停止または失権される。

社会保障関係の違法・不当処分は、税関係の違法・不当処分に次いで件数が多い。

違法・不当処分が起きるのは、公正な行政手続が確立されていらず、事前の抑制措置が不十分であるからである。

3. 権利の救済

違法な行政処分は、裁判所に出訴して司法審査により救済を受けられることを憲法で保障され(憲法第32条、第76条第2項後段)、その手続は、行政事件訴訟法に定められている。

しかし、裁判の前審として、行政部内の専門機関において、審査し救済することができるものとされている(憲法第76条第2項、裁判所法第3条)。

裁判は、判決までに長い年月を要する場合があること、費用がかかること、国を相手の訴訟を躊躇する等のため、行政部内において簡易・迅速な手続で、国民の権利を救済する必要があるし、行政部内における審査専門機関において、審査し救済することにより、裁判所の負担を軽減し、および行政の適正な運営確保に寄与する。

4. 行政不服審査制度

行政不服審査の一般法である行政不服審査法は、行政庁の違法不当処分に関し、国民に不服申立てのみちを開き、簡易・迅速な手続で、国民の権利を救済することを目的とし、他の法律に特別の定めのないときはこの法律による、と趣旨を規定している。

行政事件訴訟法においては、処分の取消しについて、ただちに裁判所に提訴するか、一応、審査機関に審査請求し、その決定に不服の場合に提訴するかを国民の選択に任せることを原則としている(第8条1項本文)。例外として、法律に審査請求に対する裁決を経た後でなければ、取消しの提訴をできない旨の「審査前置」の規定があるときは、この限りでないとしている(同条の但し書き)。

社会保障の関係では、「審査前置」の規定をおくものが多く、審査前置のないのは、身体障害者福祉法、児童福祉法、母子保健法、老人福祉法等社会福祉関係である。

行政不服の申立・審査に関する手続は、行政不服審査法に定められており、社会保障関係にも適用されるが、法律に特別の定めがあるときは行政不服審査法の適用を除外される。

社会保険審査制度および労働保険審査制度は、審査手続、再審査手続が行政不服審査法のそれよりも整備されているため、社会保険および労働保険の審査・再審査には、行政不服審査法の審査手続の条項の適用を除外される(健康保険法第82条・労災保険法第36条等)。

5. 社会保障審査制度

社会保障の審査制度は、次のように分立している。

社会保険、労働保険、生活保護、児童扶養手当、社会福祉、国民健康保険、恩給、戦傷病者戦没者遺族援護、共済組合、公務員災害補償。

各制度の審査の組織・手続を要約すると、次のとおりである。

(1) 社会保険についてはⅡで、労働保険についてはⅢで述べるが、相当程度整備されている。

(2) 生活保護、児童扶養手当、社会福祉関係

は、処分した行政庁の上級行政庁が、審査庁であり、部内職員のみで書面審理する。

(3) 国民健康保険は、被保険者代表も裁決権を有する委員として、組合代表、公益代表とともに審査会を組織して、審査・裁決するから、審査組織は民主的である。

共済組合も、組合員代表が、裁決権を有する委員として加わり、公労使の委員構成の審査会で審査・裁決するから、組織は民主的である。

(4) 戦傷病者戦没者遺族援護および恩給は、それぞれ、関係行政庁職員および学識経験者をもって構成する審査会で審査・裁決する、審査会の構成は強力であるが、受給権者代表は委員としても、参与としても除外されているので、民主的といえない。

(5) 社会保険、労働保険以外は、審理は書面審理(口述機会の供与あるが)非公開であるので、手続は慎重・厳格かつ民主的といいがたく、その審査構造は裁判の前審として適格でない。

II 社会保険審査制度

1. 沿革

社会保険不服審査制度の創始は、大正11年制定、同15年施行の健康保険における不服申立、不服審査である。

その後、船員保険法、厚生年金保険法の施行に伴い、社会保険審査制度は拡充され、また、審査組織が幾変遷し、昭和25年3月、都道府県に独任制の社会保険審査官をおき第1審とし、厚生省に公益代表、被保険者・受給権者代表、事業主代表各3人を委員として組織する社会保険審査会をおき第2審とした。

審査会は、再審査請求事件の審理・裁決について、労使委員の意見が対立し、事件の処理が遅れがちであった。

政府は、社会保険審査会は、準司法的な審査機関であるので、公益的立場にある学識経験者によって、審査・裁決するのが妥当であるとして、審査会の委員構成を学識経験者のみに改め、事件の処理を迅速にするため、委員を特別職として常勤とする。被保険者・受給権者代表、事業主代表を

参与として、不服申立国選弁護人的立場で意見を述べさせる等して、審理に参与させる。また、審査の手続を整備する等、審査会の改組を中心とする、社会保険審査官および社会保険審査会法(社審法)を昭和28年の第16国会に提出した。

衆参両議院においては、審査会の改組は官僚化であり、国民の権利を擁護するため、公労使三者構成を維持すべしとの意見が強く、参与の権限を強化して、実質的に公労使三者構成と同様の運営を確保すべしとの意見も強調されたが、与党のみの賛成で、政府原案通り成立し、昭和28年法律第206号として公布、8月1日施行された。

昭和34年、国民年金法の施行に伴い、その審査請求、再審査請求を所管することになり、昭和35年法律第134号で一部改正され、現在に至っている。

2. 根拠法

社会保険審査制度により、社会保険審査官へ審査請求できる根拠は、健康保険法(第80条)、日雇労働者健康保険法(第39条)、厚生年金保険法(第90条)、船員保険法(第63条)、国民年金法(第101条)、社会保険審査会へ再審査請求できる根拠は、健康保険法(第80条)、日雇労働者健康保険法(第39条)、厚生年金保険法(第90条)、船員保険法(第63条)、国民年金法(第101条)に定められている。

社会保険審査制度の組織、手続の根拠法は、社審法である。

3. 審査機関

都道府県に、社会保険審査官をおき、知事または社会保険事務所長の処分に不服の審査請求の第1審とし、中央に、社会保険審査会をおき第2審とする、二審制である。

審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、日雇健康保険法、船員保険法を所管する被用者保険担当と、国民年金法を所管する国民年金担当とがある。

被用者保険担当は、東京は4人、北海道、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡は2人、その他は1

人ずつ、国民年金担当は、各都道府県1人ずつおかれている。

4. 所管業務

被用者保険担当審査官は、健康保険、日雇健康保険、厚生年金保険、船員保険の資格、標準報酬、給付に関する処分についての審査請求を、国民年金担当審査官は、国民年金の資格、給付、保険料に関する処分についての審査請求をそれぞれ取り扱う。

社会保険審査会は、健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保険、船員保険の資格、標準報酬、給付に関する処分、国民年金の資格、給付、保険料に関する処分についての再審査請求および健康保険、日雇健康保険、厚生年金保険、船員保険の保険料に関する処分についての審査請求を取り扱う。

5. 社会保険審査官

(1) 性格等 社会保険審査官は、独任制の審査専門機関であり、職務の性格は、準司法的である。審査官は、地方事務官のうちから厚生大臣により任命される。審査官は、審査に関する事務は、なんら拘束されず、審査請求事件の決定は、独立して行うことができるとされている。

しかしながら、審査官は、審査会委員にある身分保障がなく、法律の解釈・適用、事案の取り扱いについて、局長・課長通達を遵守しなければならない義務がある。

また、審査官の執務場所は、被用者保険担当は都道府県保険課内、国民年金担当は同じく国民年金課内であり、一般的な監督は課長にあること等から、審査機関として制約がないとはいえない。

(2) 審理 社会保険審査官の審理方式は、書面審理である。審査請求人から申立があれば、口頭で意見を陳述させなければならない(口述機会の供与)。「口述機会」は、「書面審理」を補う一方で、審査会における「口頭審理」のように整備された手続ではない。

審理に必要のあるときは、審査請求人の申立または職権により、参考人を出頭させて陳述させ、

鑑定人に鑑定させ、文書等資料を所持する者に提出させ、事件に關係のある事業所等に立入検査する等、審理のための処分を行う。もし、処分に違反して、不出頭、不提出等に対しては、罰則を適用できるので、証拠調の実効が担保されている。

(3) 決定 審査官は、審理を尽して、事実關係を明らかにし、法律の解釈、適用を明確にしたときは、決定という形式で事件について、最終的判断を示す。「決定」は、文書をもって審査請求人に対して行われる。

社会保険審査官の決定の種類は、容認、棄却、却下の3種である。容認の決定は、原処分の取消しにとどまる形成裁決と、給付を命ずる給付裁決とがある。

決定は、審査請求人および原処分庁を拘束する。

(4) 審査決定状況 審査官の審査、決定状況を最近の3年間についてみると、昭和43年度2,546件、44年度2,728件、45年度2,485件を決定した。

6. 社会保険審査会

(1) 組織 社会保険審査会は、社審法(第19条)および厚生省設置法(第15条)により設置された、委員長、委員5人により組織された、合議制の行政委員会方式の最高審査機関である。

委員長および委員は、衆参両議院の同意を経て、総理大臣が任命する。委員は特別職、常勤であり、任期は3年(再任できる)とし、任期中は裁判官にあるような身分保障をされている。

委員長および委員のうち3人は法律関係、2人は医師出身とする。医師出身者を委員に任命するのは、医学的判断を要する事件が多いからである。

委員は、法令のみに従って、審査・裁決すればよく、通達に従う義務はない。厚生省の所轄のもとにあっても、厚生大臣からなんらの指揮を受けない。

再審査請求事件、審査請求事件は、委員長または委員のうち3人(うち1人は医師である委員)で構成する審査合議体(小法廷)で取り扱う。

ただし、合議体の意見が、前に審査会がした法律の解釈、適用に反する場合は、委員長、委員全員で構成する合議体(大法廷)で取り扱う。

審査会に、厚生大臣が、被保険者・受給権者代表、事業主代表を指名する参与をおく。

参与は、審査参与権に基づき、不服申立国選弁護人的立場で、審理に参与する。参与の意見は尊重しなければならないとされている。

社会保険審査会の庶務は、厚生省保険局で取り扱うものとして、審査会に事務室(事務局)が、おかかれている。事務室員は、委員の命を受け、審理の準備、審査資料の収集等に従事する。

(2) 審理 再審査請求事件および審査請求事件の審理は、審理期日(裁判の公判日に当る)を定め、審査長・審査員、再審査請求人、社会保険庁、参与が出席して行われ、審理は公開される。

審理は、再審査請求書、意見書、医師の診断書等の医証、調査報告書、審査官の決定書等を審査資料として、参与対社会保険庁および審査長・審査員対社会保険庁の意見の応酬等の口頭審理である。請求人が出席している場合は、請求人の陳述、請求人への質問があるが、請求人の出席は5件につき1人くらいである。

審理期日における審理の経過、審理のための処分は、審理調書に記載される。

資料不足等のため、事実關係が明確にならない場合は、新たに資料を収集する等して、後日、再び公開審理を行う。

審理のため必要なときは、請求人または参与の申立、もしくは職権により、審理のための処分を行うことは、審査官の場合と同様である。

審理により、事実關係を明確にし、法律の解釈、適用を明確にする。

(3) 裁決 審理を尽すと、審査合議体が非公開で合議し、裁決する。裁決の種類は、容認、棄却、却下、差戻の4種である。「容認裁決」は、原処分の取消しにとどまる形成裁決と給付を命ずる給付裁決とがある。

裁決は、再審査請求人および原処分庁を拘束する。再審査請求人または審査請求人は、裁決に不服のときは、裁判所に取消しを求める訴えを提起

できる。

裁決例は、公刊されるから、国民は審査会の裁決の当否を評価、批判することができる。

(4) 審査裁決状況 審査会の裁決件数を最近の3カ年についてみると、昭和43年度176件、44年度184件、45年度132件である。

III 労働保険審査制度

1. 沿革

労働保険審査制度は、昭和22年に労働省所管のもとに、労働者災害補償保険法(労災保険法)および失業保険法が施行され、この両法を総称して「労働保険」と称し、厚生省所管の社会保険と対称した。

両法の施行に伴い、労災保険の不服申立は、都道府県に独任制の労災保険審査官をおき審査請求を取り扱い、この決定に不服の者は、都道府県に設置する合議制の労災保険審査会に再審査請求ができるものとした。失業保険は、都道府県に独任制の失業保険審査官をおき第1審とし、労働省に合議制の失業保険審査会をおき、再審請求を取り扱わせた。

昭和31年、社会保険の例にならい、都道府県の審査官は従来どおりとし、中央の再審査機関を労働保険審査会に改組、拡充して、労災保険、失業保険の再審査は、全国的な公平を図る見地で行うことになった。

労働保険審査官および労働保険審査会法案(労審法)が、同年第24国会で審議され、参議院において「関係労働者及び事業主代表の審査官及び審査会における審査への参加に関しては、十分にその意見を尊重し、事実上、従来の三者構成による審査と同様の効果を得るよう運営を図り、労働者の保護の万全を期することを要望する」との付帯決議をして、原案を可決した。労審法は、昭和31年法律第126号として公布、施行された。

2. 根拠法

労働保険審査制度により、労働保険審査官に審査請求できる根拠は、労災保険法(第35条)、失業保険法(第40条)に定めてあり、労働保険審査

会に再審査請求できる根拠は、労災保険法(第35条)、失業保険法(第40条)に定めてある。

労働保険審査制度の審査組織、審査手続は、労審法に定めてある。

3. 審査機関

労働基準監督署長の処分に不服の審査請求を取り扱うため、都道府県に、労災保険審査官をおく。東京6人、北海道等審査請求の多い地方は2人以上をおくが、その他は1人である。

公共職業安定所長の処分に不服の審査請求を取り扱うため、都道府県に失業保険審査官をおく。失業保険審査官は、東京、大阪等主要都道府県に駐在して、数県を所管する。

労災保険審査官と失業保険審査官を総称して、労働保険審査官という。

労働省の所轄のもとに、労働保険審査会をおき、労働保険の再審査機関とする。

4. 所管業務

労災保険審査官は、労災保険の給付に関する処分についての審査請求を取り扱う。失業保険審査官は、失業保険の資格に関する処分、給付等に関する処分についての審査請求を取り扱う。

労働保険審査会は、労働保険の給付に関する処分についての再審査請求、失業保険の被保険者資格に関する処分、給付等に関する処分についての再審査請求を取り扱う。

5. 労働保険審査官

(1) 性格等 労働保険審査官は、社会保険審査官と同様な事情で制約がある。

(2) 参与 労働保険は、労災保険審査官、失業保険審査官それぞれ労働者、被保険者、使用者代表を労働大臣が指名する参与がおかれており、労働保険の都道府県審査組織は、社会保険のそれよりも、強力かつ民主的である。

(3) 審理 労働保険審査官の審理方式は①審査請求人、原処分庁立会審理、②審査請求人立会審理、③当事者非立会審理、④書面審理の4つの態様がある。

①, ②, ③には参与が立会う。労働保険審査官の審理方式は、社会保険審査官のそれよりも慎重な手続である。

具体的な事件について、どの方式により審理するかは、事件の内容により決められるが審査請求事件の多い都道府県においては、参与会を開いて当事者非立会審理、または書面審理を行い、参与は意見書を提出する方式が採られる場合が多い。審査官の審理は公開されない。

審理のための処分は、審査請求人または参与の申立、もしくは審査官の職権により行う。

(4) 決定 労働保険審査官の決定の種類は、原処分取消し、棄却、却下の3種である。

労働保険の審査請求容認の決定は、原処分の取消しにとどまる形成裁決のみで、社会保険にある給付裁決はない。

(5) 審査決定状況 審査官の審査決定件数を、最近3年間についてみると、昭和43年度1,648件、44年度1,572件、45年度1,331件である。

6. 労働保険審査会

(1) 組織 労働保険審査会は、労審法および労働省設置法により、会長、委員5人をもって組織される、行政委員会方式の、労働保険の最高審査機関である。

委員の任命および構成、身分保障、職務の独立制、審査合議体の構成等は、社会保険審査会の例にならっている。

参与は、労災関係は、労働者代表、使用者代表、失業保険関係は、被保険者代表、使用者代表が労働大臣から指名される。

労働保険審査会の庶務は、大臣官房総務課が所管しており、総務課員をもって、審査会事務室を構成し、庁舎は労働委員会館内にある等、社会保険審査会に比較して独立性が強い。

(2) 審理 審理方式、審理のための処分は社会保険審査会と同様である。労働保険審査会の再審事件においては、審査請求人または代理人が審理期日に出席する場合が、社会保険よりも多い。

(3) 裁決 裁決の種類は、原処分取消し、棄

却、却下、審査官へ差戻の4種であって、社会保険にある給付裁決はない。

裁決例は公刊されるから、国民は、労働保険審査会の、審査・裁決の当否を評価、批判できる。

(4) 審査裁決状況 最近3年間についてみると昭和43年度213件、44年度202件、45年度221件である。

IV 審査制度の効用

1. 国民の権利救済に実効

社会保険審査制度および労働保険審査制度による、審査請求容認・原処分取消しの件数、率を最近の3年についてみると、次のとおりである。

(1) 社会保険 審査官の容認決定は、昭和43年度は930件、容認率37%、44年度は957件、容認率35%、45年度は899件、容認率36%で容認率は高い。

未処理件数の約半数は、受付後60日以内であり、6月を超えたものは15%程度で、処理はおおむね迅速といえる。

審査会の容認裁決は、昭和43年度は51件、容認率31%、44年度は66件、容認率36%、45年度73件、容認率56%で、容認率が高い。

(2) 労働保険 審査官の容認は昭和43年度552件、容認率33%、44年度560件、36%、45年度489件37%で容認率が高い。

審査官の決定期間をみると、60日以内20%、60日～6月未満55%、6月以上25%である。

審査会は、昭和43年度58件、容認率25%、44年度52件25%、45年度41件19%である。

以上みたように、不服申立3件につき1件が権利を救われているので、社会保険および労働保険の審査制度は、国民の権利の救済に実効をあげていると評価したい。

審査会の裁決を不服として、裁判所へ提訴は少く、約50件につき1件で、審査会の裁決が、裁判所によって、最終的に取消されたのは、まれにしかない事実は、審査会が国民の権利救済に実効をあげていることを証明するものである。

2. 行政の適正運営に寄与

社会保険審査会および労働保険審査会の裁決は、直接には当該事件についてのみ効果を生じるものであるが、間接的には行政の適正運営の確保に寄与する効果がある。

審査会は行政部内における最高審査機関であり、裁決は綿密、慎重な審理の結果であるので、法律の適用について、審査会の判断と厚生省・社会保険庁または労働省の見解が対立する、まれにある事件の場合を除いては、同種の事案について、行政庁の処分および審査官の決定の指針とされ、ときには、厚生省・社会保険庁または労働省が、裁決の趣旨に従い法律の解釈、事案の取扱いを改めることがある。

3. 社会保障制度の改善に寄与

社会保険審査会、労働保険審査会は、事件を現行の社会保険または労働保険の法律に照らして審査するのであるから、審査によって、現行の法律に不備、欠陥、不合理が明らかになったときでも、処分が法律に違反していない場合は、法律を合目的解釈、拡大解釈しても、請求を容認することはできない。

しかしながら、審査により、現行の社会保険または労働保険の制度の欠陥が指摘されて、それが、給付要件の改善、給付内容の充実等法律改正の契機となった実例が少なくない。

例示すれば、次のとおりである。

(1) 社会保険審査会関係 a. 厚生年金保険法: ①直系血族の養子になった場合に、受給権を失権しないと改正。②失踪宣告の場合の支給事由の発生を、行方不明の日と改正。 b. 国民年金法: ①沖縄から内地への転入者に福祉年金を支給すると改正。②65歳以上70歳未満で2級障害者に、老齢福祉年金を支給すると改正。③直系血族の養子になった場合に、年金受給権を失権しないと改正。④失踪宣告の場合の支給事由の発生を、行方不明の日と改正。

(2) 労働保険審査会関係 労災保険法: 保険加入者の故意または重大な過失による事故発生の場合の、保険給付の支給制限を撤廃した。

V 審査制度の整備

1. 現行制度の不備と改革方策

行政不服審査制度の趣旨とするところは、「簡易迅速な手続により、国民の権利利益を救済するとともに、行政の適正な運営を確保するものである」(行政不服審査法第1条)。

この趣旨を貫徹するためには、審査の組織は、強力かつ民主的なものに整備し、審査の手続は公正を確保できるよう整備しなければならない。

現行の社会保障審査制度を点検すると、何れの制度も程度の差はあっても不備な点がある。

社会保障のすべての部門において、国民の権利利益が万全に擁護されるためには、社会保障の審査制度を強化、整備して、統合単一する改革が望ましい。審査制度の統合、単一化は、社会保障制度の統合、運営機構の統合が前提と考えられるので、実現は困難であるといわざるを得ない。

実現可能な、審査制度の改革案としては、各審査制度の組織および手続を改善、整備して、各制度間における権利、利益の救済、擁護の均衡を図るべきである。

2. 社会保険・労働保険

(1) 審査会の処理状況 社会保険審査制度および労働保険審査制度における、審査または再審査による請求容認率、原処分取消し率は高率であって、この点に関し権利救済に実効をあげているが、迅速な救済という点において問題がある。

社会保険審査会、労働保険審査会の再審査請求事件の裁決までの所要期間は、平均1年強、2年3年と長くかかるのも少くない。

審査会の裁決期間が長いのは、審査会は行政部内における最高審査機関であり、行政の終審として行うので、綿密・慎重に調査、審理するため自然に長い期間を要し、とくに請求容認・原処分取消し事件は、権利救済機関として、調査、合議に多くの時を必要としたものであって、肯定せざるを得ない。

指摘しなければならないのは、再審査請求事件の取扱い件数に比較して、①審査会の委員数が少

いことと、②第一審の調査が不十分のため審査会が実地調査等に過重な負担をさせられること、③審査会事務局機構の未整備等である。このため、社会保険審査会は、毎年約400件を、労働保険審査会は、毎年約300件を、未処理として後年度に繰り越さざるを得ない実情であって、事件の処理は遅延する。

審査請求人、再審査請求人には身体障害者、母子遺族、傷病者、失業者その他、社会保障の給付の緊急に必要なものが多いので、違法処分による不支給、支給停止・失権の損害は深刻であって、権利が速かに救済されるよう、処理を急がなければならない。

しかも、違法処分、裁決遅延により、物価値上がり給付金の実質価値の減少に対し、なんらの補償がない不合理も指摘しておきたい。

(2) 第一審機構の強化

「簡易迅速に権利を救済」するためには、第1審の審査機構を強化しなければならない。私の考え方を述べれば、次のとおりである。

①都道府県審査機関は、中央におけるように社会保険は被用者担当と国民年金担当を統合する。労働保険は労災保険と失業保険を統合する。

②審査は、審査官3人で構成する合議体で行う。医師である審査官をおき、医学的判断を要する事件の審査は、3人のうち1人を医師である審査官が加わるものとする。③審査事件数の多い府県は2個以上の審査合議体をおく。④都道府県に社会保険審査参与、労働保険審査参与をおき、被保険者代表、受給権者代表、労働者代表、事業主代表、学識経験者を指名する。

⑤ 審理は、口頭審理とし、公開して行う。

⑥ 事件の性質、内容より類型的に審査決定期間を設定することを検討する。

⑦ 決定書は公刊する。

現行制度にあっては、審査官は事件の迅速な処理を旨とし、その決定に不服のある者は審査会に再審を請求でき、審査会は綿密・慎重に調査審理を旨とするとされている。

第一審を合議制にし、立会審理を行う等、組織、手続を改めることにより、第一審の処理は遅

れ、迅速な救済の趣旨に逆行するとの反論が予想されるが、「迅速に権利を救済する」趣旨にそって、運営を工夫すれば、長い期間を要しないと思われる。ただし、審査、決定を迅速に処理するためには、事件数に対応して必要数の審査官を配置するべきことが前提である。そのためには、現行失業保険審査官の例にならい、駐在制を検討する必要がある。

第一審で、現在より長くかかった場合であっても、より綿密・慎重に審査し、現行より容認率が高まれば再審請求は減少し、結果的に早く救済されると考えられる。また、慎重な手続で、綿密・慎重に審査すれば、その決定に請求人が納得して、再審しないと思われ、再審請求した場合であっても、第一審が十分に調査して資料を収集してあれば、審査会の負担は軽減され、事件の処理は迅速に行える。

(3) 審査会の整備等 審査会事務室を社会保険制度審議会事務局、労働委員会事務局の例にならい、拡充、強化した事務局とし、調査専門官をおく。調査専門官、審査官の給与、待遇を向上させ、資質の向上に努める。

社会保険審査会、労働保険審査会は、強力に整備された組織で、司法審査に類似の手続で、慎重・綿密に審査・裁決するのであり、医学的判断を要する事件については、審査合議体に医師も加わって、専門的知識、経験に基づく判断がされるなどの理由により、審査会の裁決の取消しを求める訴訟は、一审級を省略して、東京高等裁判所の管轄とするべきである。

(4) その他の制度

社会保険、労働保険以外の審査制度は、根本的に改革すべきであると考えられる。

改革の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 審査機関 処分行政手と別個の第三者機関とし、実質的に公労使または関係行政手職員、学識経験者、受給権者・被保険者代表の三者構成とする。(2) 審理は、裁判の前審として、口頭審理とし、公開して行う。(4) 裁決書は公刊する。(3) 裁決期間を設定する。

表 1 社会保険審査会裁決状況
昭和 28 年度 (創設) ~ 昭和 45 年度

種 別	裁 決 件 数		
	計	うち容認	容 認 率
被用者保険	2,740	1,022	37%
国民年金	288	71	25%
合 計	3,028	1,093	36%

VI 審査制度の活用

社会保険および労働保険の審査制度は、①国民の権利救済に実効、②行政の適正運営確保に寄与、③社会・労働保険制度の改善に寄与、の3つの効用があると前述した。

社会保険・労働保険以外の審査制度も、程度の差はあっても、権利救済、行政の適正、制度の改善に若干の効用があると認めなければならない。

国民の社会保障の権利を擁護するためには、国民が主権者として自覚を強め、行政に、一方の当事者として、積極的に参加しなければならない。行政庁が、誤って、違法、不当な処分を行ったときは、審査請求権を行使して、権利を擁護すべきであって、審査請求権を放棄して泣寝入りすることは、結果的には、権利の侵害を許容し、行政運営の不適正を再生産・拡大する場合もある。

ところが、次に掲げる社会保障の権利意識調査^{*)}にみられるように、政府の審査制度の広報・教示の不十分と、国民の権利意識が強くないた

*) 筆者は内閣調査室の委託により、先年、「行政不服審査制度に関する研究」国民の社会保障権利意識調査および「社会保障行政の研究、老人・身障者・母子世帯の社会保障意識調査」を行った。

その調査において、①社会保険審査会および労働保険審査会の権利救済機能について、審査会で審査、裁決を受けた者は、「権利の救済に実効をあげている」と評価したものが多かった。しかし、調査回答者全員については、②社会保障不服審査制度を「知っている」は32%しかなく（この調査から後に社会保障庁が行った「社会保険の知識に関する調査」においても、「不服申立を知っている」との答は28%しかなかった）、③役所に違法・不当と思われる処分をされたが、「不服申立または苦情申出をしなかった」という訴えもいくつもあり、不服審査の無知、不服申立の教示の不十分、違法処分に泣寝入りという憂うべき事実を知らされた。

表 2 労働保険審査会裁決状況
昭和 31 年度 (創設) ~ 昭和 45 年度

種 別	裁 決 件 数		
	計	うち取消	取 消 率
労災保険	3,018	558	19%
失業保険	156	54	35%
合 計	3,174	612	19%

め、審査制度は十分に活用されているとはいえない。

政府は、不服審査制度の広報を強化し、処分を行う際の不服申立の教示を懇切に行うべきであり、国民は、権利意識を高揚して、審査制度を活用するべきである。

国民の社会保障の権利は、権利の手続的保障により、実現、確保される。

現行の社会保障審査制度は、理想的とはいえない、審査組織の強化・民主化、審査手続の整備・民主化を図らなければならないが、現行の審査制度を最大限に活用すべきであって、権利の確保は、権利の伸長へ発展する。

日本国憲法（第12条）は、「憲法が、国民に保障する自由及び権利は、国民が不断の努力によって、これを保持しなければならない」と教示している。

む す び

社会保障の権利を確保するためには、不服審査制度を活用して、事後的救済を図ることの必要はいうまでもないが、それとともに、処分の過程を慎重・公正にして、違法、不当な処分の発生を事前に抑制する、行政の公正手続を整備して、権利の手続的保障を確立しなければならない。

〈参考〉 抽著『社会保障の不服審査と苦情処理』昭和42年8月。

家計が負担する教育費の変動

—児童養育費調査（川崎・北会津）による—

伊藤秋子・佐々木淑恵・馬場紀子

I 川崎・北会津調査における 家計の教育費負担の実態

1. 目的

社会保障研究所を中心とする研究グループの「児童養育費調査」における、都市労働者世帯の川崎（昭和40年）、専業農家世帯の北会津（昭和41年）の調査結果から教育費を取り出し、地方小都市労働者世帯の掛川（昭和43年）と同様にこれを分析する¹⁾。ここでは子供の発達段階によって各家庭が負担する子供全体の教育費の変動と、子供数別およびその出生順位別にみた場合の、それぞれの子供1人当たり教育費の変動について実態を明らかにすることを目的とする。さらに、掛川における調査結果を加えて3地域の教育費を比較、検討することを併せて目的とする。

2. 方 法

(1) 「児童養育費調査——川崎調査、北会津調査」における各世帯の家計簿から教育費をそれぞれ子供別に、文部省『父兄が支出した教育費』に示された内容に従って取り出す²⁾。

(2) これからタイプ別に教育費総額、学校教育費、家庭教育費の平均値を算出する。

(3) この分析においては、子供全体の教育費の計を「総教育費」、学校教育費と家庭教育費の計を「教育費総額」と称することとした。

(4) 子供全体の教育費について、教育費総額、学校教育費、家庭教育費別に発達段階の進展に伴う変動傾向を考察する。また、総教育費のうちの教育費総額の実収入に対する割合も同様にみる。

(5) 個々の子供別（子供数別、出生順位別）教育費を考察する。

(6) 掛川調査の結果を加えて3地域を比較する。学校教育費については消費者物価指数の教育指數を、家庭教育費については同指數の総合指數を用いて昭和40年に実質化して3地域を比較する。

3. 結果と考察

A) 川崎調査

子供の各発達段階における、家庭が負担する総教育費、子供別教育費、および総教育費のなかの教育費総額の実収入に対する割合は表1のとおりである。

(1) 総教育費の変動

表1の総教育費の変動とその傾向線をグラフにすると図1のようになる。この図の横軸は第1子の年齢をとった。

(i) 教育費総額

1人子世帯では発達段階が進むにつれて教育費は大きくなっている、その傾向線は直線があてはめられる。

$$y = 113.21 + 262.0189x$$

（但し、yは第1子の年齢xの関数としての教育費総額である。以下同様）

2人子世帯でもほぼ同じような変動を示しており、その傾向線も同様に直線があてはめた。

$$y = 50.79 + 383.7266x$$

3人子世帯では第1子13歳すなわち中学校段階まではゆるやかに上昇し、2人子世帯と教育費の額は差がないが、高校段階で急に上昇してその差は大きくなっている。この傾向線には2次放物線があてはめられる。

$$y = 7,849.52 - 859.9775x + 51.087270x^2$$

(ii) 学校教育費

家庭教育費に比較して、1人子世帯より2人子世帯、2人子世帯より3人子世帯と大きくなる傾向が明らかである。1人子世帯では発達段階に伴って直線的に大きくなっている。2人子世帯では第1子8歳、すなわち小学校低学年段階で一度やまがあり、その後10歳、すなわち小学校高学年段階でいったん落ち込み、16歳の高校段階でまた急に大きくなっている。3人子世帯では第1子13歳、すなわち中学校段階までは横ばいで、その後急に上昇する。

(iii) 家庭教育費

1人子世帯では第1子11歳、すなわち小学校高学年

表1 家計が支出した教育費〈川崎〉(昭和40年10月25日~11月24日)

タ イ プ	年	年齢			総教育費			第1子			第2子			第3子				
		夫	第一子	第二子	教育費額			教育費額			教育費額			教育費額				
					総教育費	実収入に対する割合(%)	第三子	総教育費	実収入に対する割合(%)	第二子	総教育費	実収入に対する割合(%)	第一子	総教育費	実収入に対する割合(%)	第二子		
一 人 子 世 帯	1900 2900 2900 3000 4000	29 37 40 41 44	2 8 11 13 17	— — — — —	0.6 (2.0) 3.0 5.4 4.7 6.1	339 (1,075) 1,899 3,405 3,469 4,293	172 (1,000) 1,077 2,215 2,176 1,293 1,118	167 (75) 822 3,405 3,469 4,293	339 (1,075) 1,899 1,190 1,293 3,175	172 (1,000) 1,077 2,190 2,176 3,175	167 (75) 822 2,215 1,293 1,118	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —		
二 人 子 世 帯	1B1A0 1B1B0 2A2B0 2B2A0 3B2B0 4B30	29 33 36 38 43 45	3 4 5 8 10 13	0 2 — — — —	0.9 2.9 6.0 5.9 6.2 6.2	537 (4,761) (3,580) (3,100) (4,361) (4,209) (3,966)	67 (1,181) (4,699) (3,580) (605) (2,473) (4,966)	470 (1,181) (4,699) (3,580) (605) (1,736) (4,361)	500 (1,181) (4,699) (3,580) (605) 2,664 2,012	67 (1,181) (4,699) (3,580) (605) 1,467 2,254	413 (1,119) (1,119) (1,119) (1,119) 1,197 1,084	413 (1,119) (1,119) (1,119) (1,119) 1,197 1,170	62 352 (2,776) (2,523) 1,545 2,437	62 352 (2,776) (2,523) 1,545 1,170	0 0 0 0 539 2,437	37 62 180 (253) 539 1,529	37 62 180 (253) 539 1,529	— — — — — —
三 人 子 世 帯	2A1B1B 2B2A1B 3B2B2A 4B32A	36 37 43 45	8 10 13 16	5 7 8 13	2 6.0 6.8 6.8 6.6 6.6 6.6 6.6	2,903 (4,622) (3,594) (1,705) (1,863) (1,651) (1,658) (4,093)	1,049 (1,075) (1,075) (1,075) (1,075) (1,075) (1,075) (1,075)	1,409 2,313 1,166 1,166 910 3,540	446 1,166 1,147 1,147 977 553	2,943 (3,213) (3,213) (3,213) (3,213) 1,807 1,809	2,457 (3,101) (3,101) (3,101) (3,101) 1,267 964	86 896 1,438 1,438 540 845	86 896 1,438 1,438 540 1,429	4 16 (2,447) (174) 966 1,169	4 16 (2,447) (174) 966 1,169	0 16 1,232 (2,447) 1,100 260		

注1) 総教育費は家計が支出する子供全員の教育費、教育費総額は学校教育費と家庭教育費の合計したものと示す。
2) 1A1Bを含む段階で()のないのは幼稚園、保育所に通園している子供もいない子供も含めた数値である、通園している子供のみを集計した場合を()内で示してある。

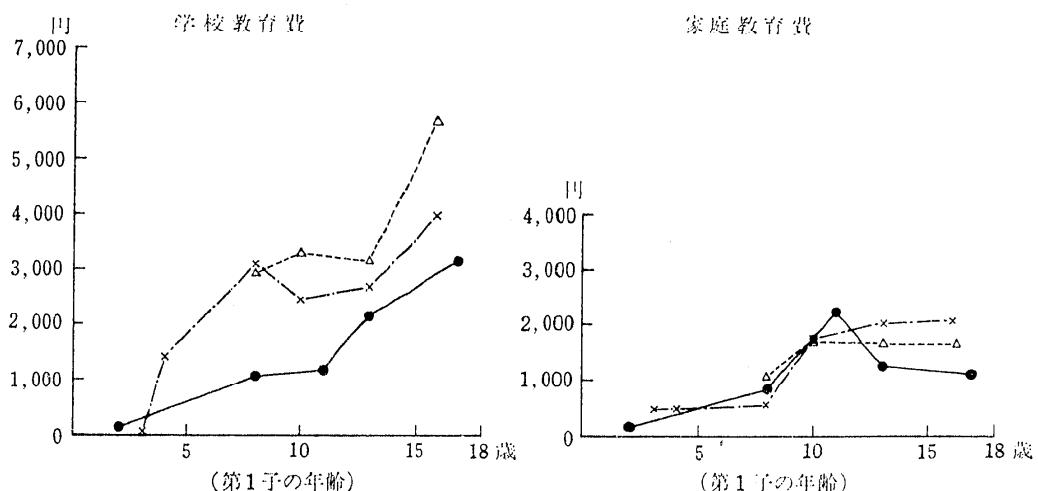
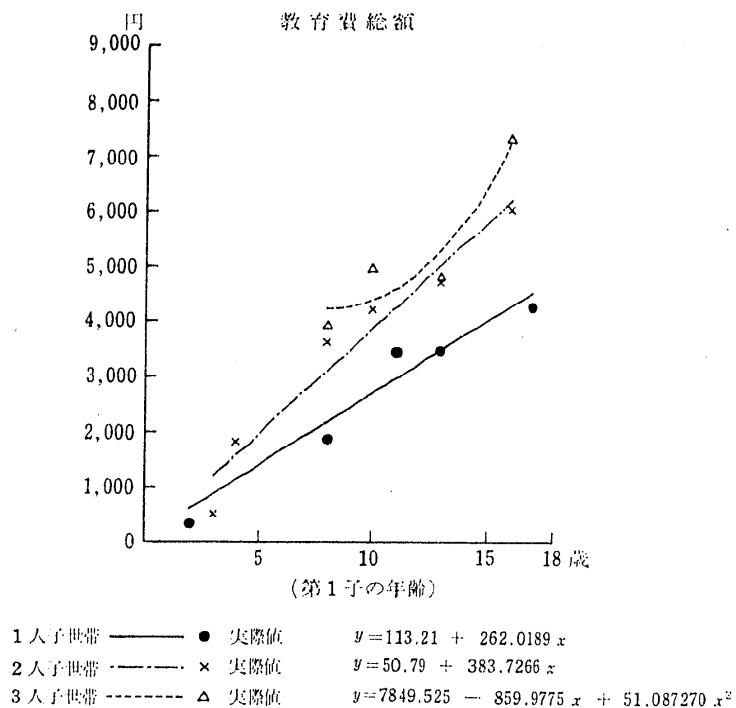
段階を頂点として山型の変動を示している。これに対して、2人子世帯では第1子10歳、すなわち小学校高学年段階から横ばいである。3人子世帯も2人子世帯とほぼ同じ変動をしている。1人子世帯、2人子世帯、3人子世帯を比べてみると、学校教育費が子供の数が多くなるにつれて大きくなつたのに比して、家庭教育費の差はほとんどない。これは、さきに『家族周期と家計構造』

の中で掛川調査についても述べたが、強制的な性格をもつ学校教育費は削減していくので、子供の数による影響は家庭教育費に現われてくる。したがって、3人子世帯では、いずれの子供の家庭教育費も著しく低くなっている。

(iv) 教育費総額の実収入に対する割合

教育費が増大しても、それに伴って実収入が増大する

図1 家計が支出した総教育費(川崎)



なら、家計の負担はあまり問題とならない。そこで両者の関係を見る必要が生ずる。しかし、この調査においては、標本抽出の際、あえて所得階層別に抽出したわけではなく、家族構成に重点がおかれたため、教育費と実収入との対応関係を特に明確にすることはできない。教育費総額の実収入に対する割合を表1に示したが、これは標本についての実態を示すに過ぎない。

a. 1人子世帯 実収入に対する総教育費のうちの教育費総額の割合は、1^B00段階では0.6%と低くなっている。

いるが括弧内の通園児のみをとると2.0%で前者よりも著しく大である。その後、概して発達段階が進むにつれて、その割合は大きくなっているが、300段階では4.7%と低くなっている。これはこの段階での家庭教育費が2^B00段階に比して、著しく減少していることによるものである。

b. 2人子世帯 実収入に対する割合は、1人子世帯と同様に、発達段階が進むにつれて大きくなっている。2^A1^B0の括弧内の通園児のみをとると、7.8%とど

の段階よりも大きくなっている、通園児をもつ家計の負担がいかに大きいものであるかが示されている。

c. 3人子世帯 3人子世帯においても、1人子世帯、2人子世帯と同様に、発達段階が進むにつれて、教育費総額の実収入に対する割合は大きくなる傾向がみられる。ここでも通園児のいる段階の教育費負担は大きい。

1人子世帯、2人子世帯、3人子世帯における教育費総額の実収入に対する割合は、いずれも発達段階が進むにつれて大きくなる傾向を示すが、とくに通園児をもっている場合の負担は大きい。

(2) 子供別、子供1人当たり教育費

ここでは、子供別に教育費を比較、検討する。表1の1人子世帯、2人子世帯、3人子世帯それぞれの第1子、第2子、第3子別教育費をグラフにしてみると図2のようになる。図の横軸は子供それぞれの年齢である。

(i) 1人子世帯について

教育費総額は発達段階が進むにつれてほとんど直線的に上昇しているが、11歳すなわち小学校高学年段階でやや飛び出している。学校教育費は、教育費総額とは逆に11歳で少し落ち込んでいるが、概して発達段階が進むにつれて大きくなる。これに対して、家庭教育費は11歳を頂点とした山型を示している。11歳における家庭教育費の異常な大きさにより、教育費総額も大きくされたのである。

(ii) 2人子世帯について

第1子の教育費総額と学校教育費は両者とも上下しながら上昇していく。家庭教育費は他の子供の場合は2^B段階を頂点に下降する場合が多いが、ここでは発達段階が進むにつれてますます上昇していく。第2子については、この調査では3段階すなわち中学校段階までしか捉えられていない。その範囲では、学校教育費は第1子同様に上下しつつ上昇する傾向がみられ、家庭教育費は13歳すなわち中学校段階で低下するばかりでなく、概して第1子よりも少額である。

(iii) 3人子世帯について

第1子の教育費総額、学校教育費はいずれも10歳、すなわち小学校高学年段階で高く、その後いったん落ち込んで高校段階で急に上昇するという変動を示す。学校教育費の教育費総額に及ぼす影響は大きい。家庭教育費は10歳を頂点として、その後は低下する。第2子、第3子もそれぞれの教育費総額と学校教育費は、ほとんど同様に1^Bで高く、2^A、2^Bで低いという変動を示している。家庭教育費は、1人子世帯、2人子世帯に比べて非

常に少額であり、第1子、第2子、第3子の順に小さい。

第1子、第2子、第3子の比較では、学校教育費についての開きはほとんどないが、家庭教育費については、上の子供ほど額が大きい。この開きは、多子の場合の方が大きく、また、多子になるほど教育費総額中の学校教育費の重みは大きく、1人子世帯の場合は家庭教育費の影響を受けることも大きい。

B) 北会津調査

子供の発達段階別総教育費、総教育費の実収入に対する割合、子供別にみた教育費は表2のとおりである。

(1) 総教育費の変動

表2の総教育費の変動と、その傾向線をグラフにすると図3のようになる。

(i) 教育費総額

1人子世帯では14歳、すなわち中学校段階までは横ばいで、その後急に上昇している。この傾向線としては指指数曲線があてはめられる。

$$y = 285.6 \cdot e^{0.154480x}$$

2人子世帯では、概して発達段階が進むにつれて徐々に増大していく。この傾向線には直線をあてはめてみた。

$$y = -662.45 + 272.8788x$$

3人子世帯も発達段階が進むにつれて急勾配で大きくなっている。傾向線として直線があてはめられる。

$$y = -2,666.47 + 466.2059x$$

1人子世帯、2人子世帯、3人子世帯とも発達段階が進むにつれて教育費は大きくなり、特に高校段階で急昇している。

(ii) 学校教育費

当然のことながら、小学校入学以後は、子供数が多いほど学校教育費は大きくなる。いずれも中学校段階までは横ばいで、高校段階で急昇する。特に3人子世帯における上昇率は著しい。

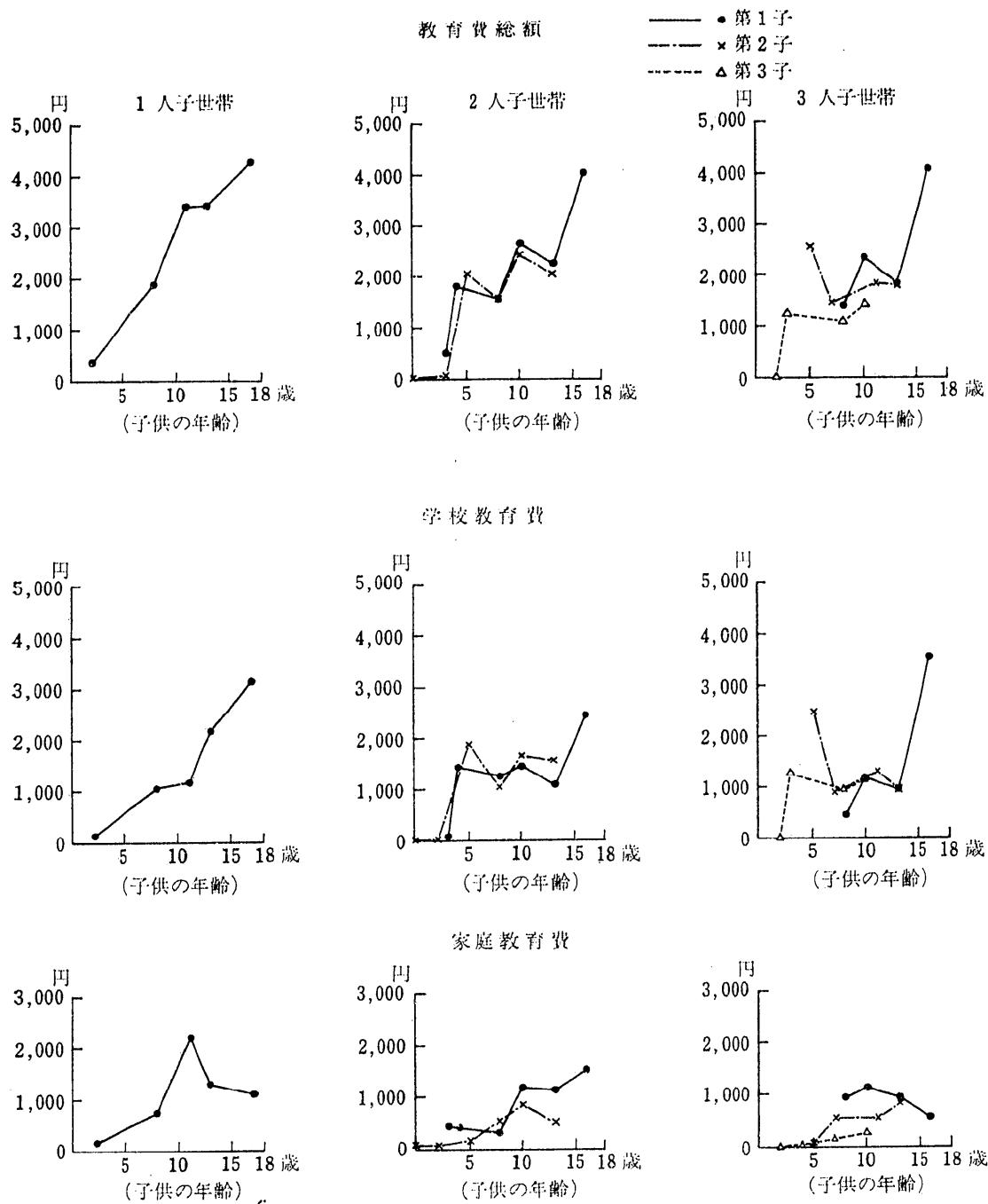
(iii) 家庭教育費

1人子世帯、2人子世帯、3人子世帯ともほとんど同じ変動傾向を示している。また、その額にもほとんど差はない。したがって3人子世帯では、子供1人当たりの家庭教育費は非常に少額となる。

(iv) 教育費総額の実収入に対する割合

a. 1人子世帯 実収入に対する教育費総額の割合は、1^B段階では0.5%にすぎないが、通園児のみをとると4%という大きな割合である。その後、小・中学校、すなわち義務教育期間中は2.2~2.5%と小さいが、

図2 子供別、子供1人当たり教育費(川崎)



高校段階で 4.2% と最高になる。

b. 2人子世帯 教育費総額の実収入に対する割合は、発達段階が進むにつれて大きくなり、430段階の4.6%が最高である。ここでも通園児のみをとると、1^B1^B0段階で4.8%，2^A1^B0段階で3.9%と高段階を凌ぐほどの大きさとなる。

c. 3人子世帯 教育費総額の実収入に対する割合は、発達段階が進むにつれて大きくなり、最高は432^A段階の7.8%である。通園児のみの場合をみると、2^B2^A段階では5.6%となり、次の32^B2^A段階よりも高くなっている。

実収入に対する割合は、概して発達段階が進むにつれ

表2 家計が支出した教育費〈北会津〉(昭和41年8月21日～9月20日)

タイプ	夫	第一子	第二子	第三子	年齢				総教育費				第1子				第2子						
					総教育費		教育費額		家庭費		学校教育費		家庭費		学校教育費		家庭費		学校教育費				
					総教育費	教育費額	総教育費	教育費額	家庭費	学校教育費	家庭費	学校教育費	家庭費	学校教育費	家庭費	学校教育費	家庭費	学校教育費	家庭費	学校教育費	家庭費		
1人子世帯	1800	30	2	—	0.5 (4.0)	305 (2,240)	249 (2,240)	56 (0)	249 (2,240)	249 (2,240)	56 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
2人子世帯	2400	34	6	—	2.5	1,178	1,068	110	1,178	1,068	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
3人子世帯	2800	37	11	—	2.2	1,283	930	353	1,283	930	353	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4人子世帯	3000	40	14	—	2.3	1,830	1,318	512	1,830	1,318	512	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
5人子世帯	4000	41	16	—	4.2	4,297	3,460	837	4,297	3,460	837	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
1人子世帯	1B1A	29	2	6	—	0.2	133	0	133	133	0	133	0	133	0	133	0	133	0	133	0		
2人子世帯	1B1B	31	5	2	—	1.4 (4.8)	762 (2,651)	650 (2,600)	112 (51)	751 (2,640)	650 (2,600)	101 (40)	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	
3人子世帯	2B1A	31	7	3	—	1.5 (3.9)	809 (2,538)	809 (2,373)	198 (165)	760 (165)	600 (165)	160 (1,778)	247 (1,778)	209 (1,773)	38 (5)								
4人子世帯	2B2A	36	10	8	—	2.2	1,946	1,585	361	1,215	948	267	731	637	94	94	94	94	94	94	94		
5人子世帯	3B2B	37	13	11	—	3.2	2,465	1,862	603	1,756	1,284	472	709	578	131	131	131	131	131	131	131		
6人子世帯	430	41	16	13	—	4.6	4,176	3,578	598	2,618	2,290	328	1,558	1,288	270	270	270	270	270	270	270		
1人子世帯	2A1B1B	33	8	5	2	1.6	1,096	1,013	83	1,013	1,013	0	83	0	83	0	83	0	83	0	83		
2人子世帯	2B2A1B	35	11	8	4	3.4 (5.6)	2,200 (3,650)	1,870 (3,318)	330 (332)	923	622	301	548	524	24	24	24	24	24	24	24		
3人子世帯	3B2A	37	13	10	7	4.6	3,743	3,169	574	2,044	1,786	258	1,166	886	280	280	280	280	280	280	280		
4人子世帯	432A	41	16	14	11	7.8	4,673	4,373	300	2,631	2,508	123	1,529	1,376	153	153	153	153	153	153	153		

て増大し、最高は第1子が4段階、すなわち高校段階に達した場合である。また、通園児のいる場合は、非常にやい段階から、教育費が家計に大きな負担をかけることとなる。

(2) 子供別、子供1人当たり教育費

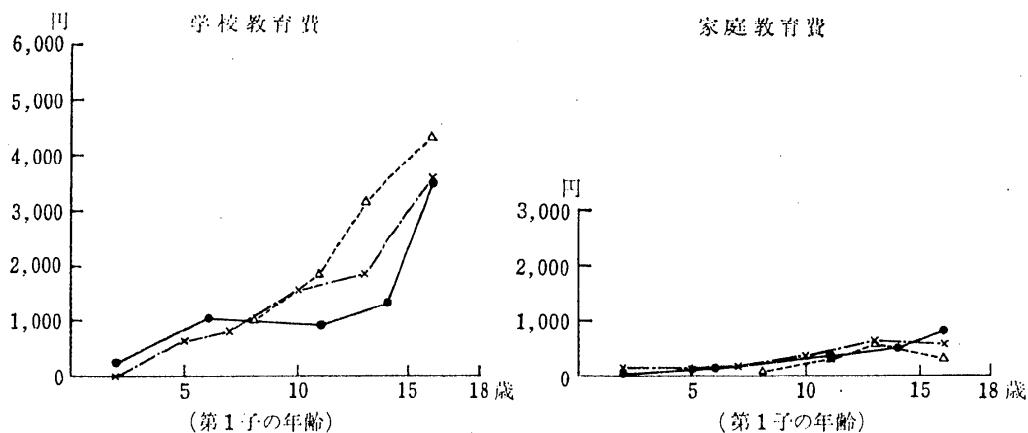
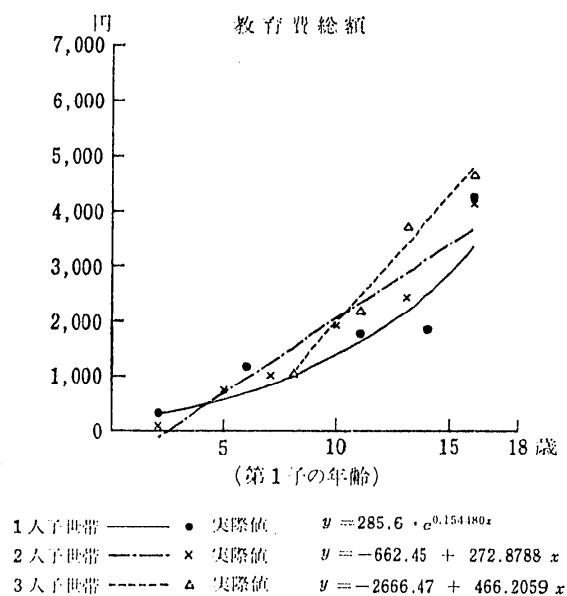
ここでは、各世帯のそれぞれの子供における教育費を比較検討する。表2の1人子世帯、2人子世帯、3人子

世帯それぞれの第1子、第2子、第3子別教育費をグラフにすると図4のようになる。

(i) 1人子世帯について

教育費総額は、発達段階が進むにつれて大きくなっている。特に4段階すなわち高校段階での上昇は著しい。このうち学校教育費は、12歳で少し落ち込んでいるが、概して発達段階が進むにつれて大きくなっている。家庭

図3 家計が支出した総教育費(北会津)



教育費は、急勾配で発達段階に伴って大きくなっている。高段階になっても、なお上昇することが、高段階の教育費総額を一層大きくし、これは2人子・3人子世帯の家庭教育費と異なる大きな特徴となっている。

(ii) 2人子世帯について

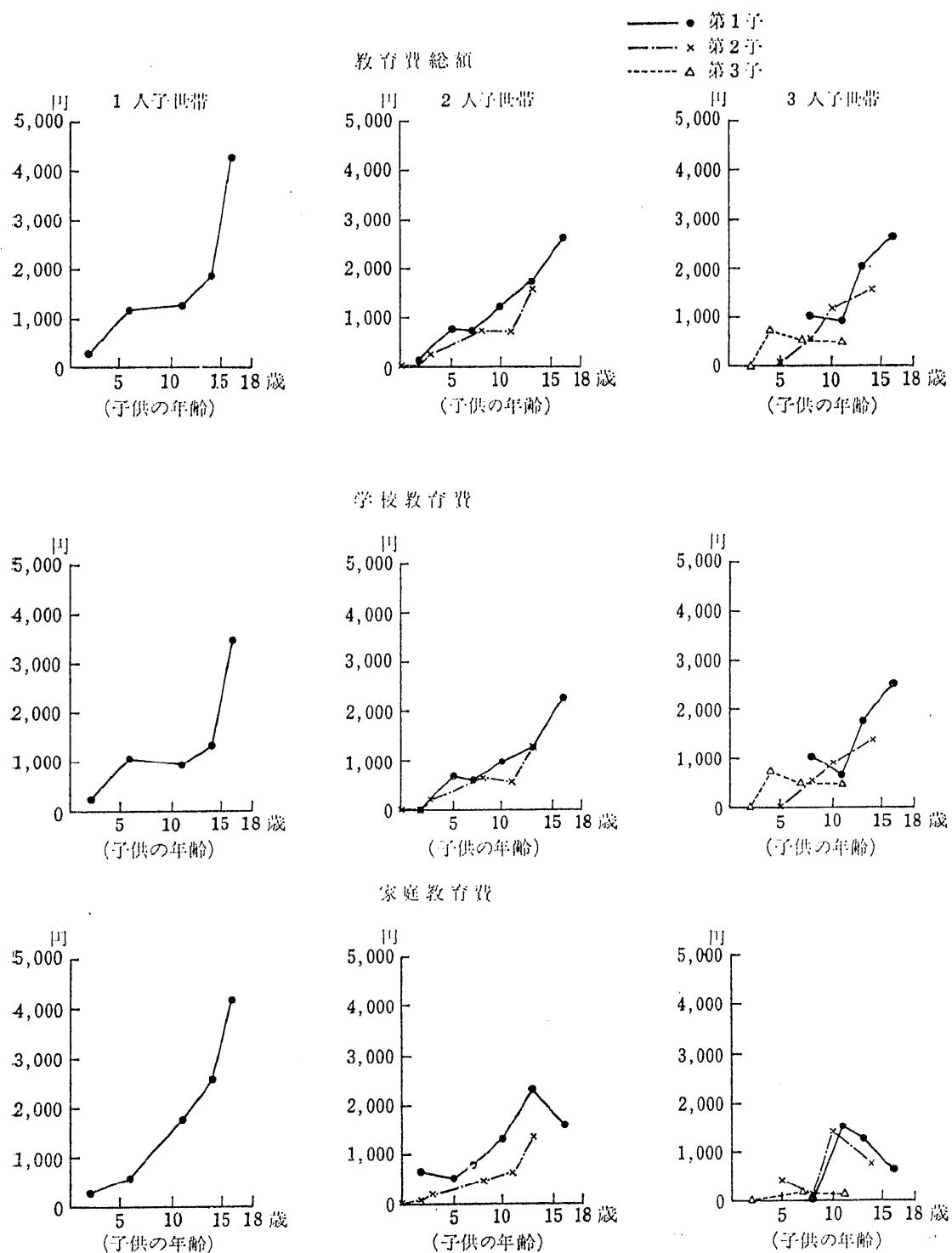
第1子の教育費総額は、発達段階が進むにつれてほとんど直線的に大きくなっている。学校教育費もほぼ同じような変動を示しているが、家庭教育費は、5~13歳すなわち小・中学校で上昇し、その後高校段階で下っている。第2子の教育費総額と学校教育費は、いずれも中学校まではゆるやかに、それ以後は急激に上昇するという同じ変動を示している。高校段階以後はこの調査では不

明である。家庭教育費は、発達段階が進むにつれて大きくなっている。第1子と第2子を比較すると、教育費のかけかたはよく似ているが、その額は第1子の方が少し高い。

(iii) 3人子世帯について

いずれの子供も、その教育費総額は学校教育費の動きを反映し、ほとんど同じ変動を示している。第1子は11歳、すなわち小学校高学年で落ち込み、後、急昇するという動きをなし、第2子のそれは小学校から中学校へかけて直線的に上昇し、第3子のそれは幼稚園段階よりも小学校段階でやや低下するという動きを示している。家庭教育費は第1子、第2子とも小学校高学年にやまがあ

図4 子供別、子供1人当たり教育費(北会津)



り、その後は下降している。第3子のそれは、幼稚園、小学校段階のいずれにおいても極めて小さく、ほとんど家庭教育費をかけていないといえるほどである。3人子世帯において、教育費総額の変動がほとんど学校教育費の変動と一致するのは、家庭教育費が非常に少額でほとんど総額には影響しないためとみられる。

子供1人ずつの変動をみると、学校教育費は幼稚園段階では非常に低く、これは通園児が少いため、この段階の平均値が小さくなっている。小・中学校ではゆるやかな上昇傾向、高校で急昇する。家庭教育費は小学校高学年と中学校の段階を頂点とするやまと描くようであるが、あまり明らかな規則性はみられない。第1子、第2子、第3子の比較では、概して上の子供ほど大きい傾向がある。1人子はその他の子供に比して多くの費用をかけられており、3人子世帯の第3子は最も貧しい教育費であることが顕著である。

c. 川崎、北会津および掛川の3地域比較

上述の地域と『家族周期と家計構造』に報告した掛川調査を加え、総教育費について、3地域の比較を行う。川崎調査が昭和40年、北会津調査が41年、掛川調査が43年に実施されているので、年次による物価変動を除去するため、修正を行って比較する。この修正した総教育費が表3で、これをグラフにすると図5のようになる。

(1) 教育費総額

1人子世帯では、掛川が一番高く、川崎、北会津の順で小さくなっている。第1子2^B段階、すなわち小学校高学年段階で川崎が少しとびだし、掛川が逆に落ち込んでいるが、これを除けば、両地域とも直線状に上昇しているといえる。これは、学校教育費において、掛川では小学校低学年をやまにして中学校までは低下しているのに対して、川崎では徐々に増加していること、また、家庭教育費で掛川は11歳で落ち込んでいるのに対して、川崎では他の段階に比して著しく高額になっていることに影響されている。北会津はどの段階においても最も低く、中学校段階までは平坦な動きなので他の2地域と大きく開いているが、高校段階でようやくその差は少くなる。

2人子世帯でも、掛川が最も高く、川崎、北会津の順に小さくなる。川崎と北会津は発達段階が進むにつれてほぼ直線的に大きくなっているが、小・中学校段階においては、川崎が北会津の倍以上に高く、高校段階では、その開きがかなり縮小する。掛川は第1子10歳の2^B2^A0段階までの上昇率は、他の2地域より著しく、この段階では北会津の3倍以上、川崎の1.5倍以上に達している

が、その後は低下して川崎とほぼ同じである。

3人子世帯では、掛川が最も高く、川崎、北会津の順で小さくなり、3地域の開きはそれぞれ大きい。概してどの地域も発達段階が進むにつれて大きくなっているが、川崎・掛川は2次放物線状に、北会津は直線状に変化を示す。

(2) 学校教育費

1人子世帯では、掛川と北会津の発達段階に伴う変動傾向は、中学校段階まではゆるやかな上昇傾向、高校段階で急昇するというようによく似ている。金額ではどの段階でも掛川の方がいくらか高く、高校段階でほとんど同じになる。川崎では中学校段階、すなわち他の地域より早い段階で急に上昇し、だいたい直線を描いている。これは他の地域で、中学校段階がむしろ落ちているのと逆である。川崎の場合には私立中学に通学している者が含まれており、その学校教育費が非常に高額になっているためと思われる。

2人子世帯では、掛川と川崎の各段階の金額は接近し、発達段階に伴う動きも似ている。北会津のみ、他の2地域よりも金額は大きく下回り、その動きは単純に直線的である。

3人子世帯では、はっきりと掛川が最も高く、川崎、北会津の順で小さくなっている。おののの動きは教育費総額の動きと似ており、学校教育費の教育費総額に及ぼす影響の強いことを示している。

(3) 家庭教育費

1人子世帯では、掛川が最も高く、川崎、北会津の順に低い。掛川では第1子8歳と13歳に2つのピークがあるのに対して川崎はその中間の第1子11歳にピークがきている。北会津は、発達段階が進むにつれてゆるやかに上昇しているが、どの段階も1,000円に満たず、他と比べて非常に少額である。

2人子世帯でも、掛川が高く、川崎、北会津の順に小さい。掛川が第1子10歳をピークとする大きな山型を描き、高校段階で著しく落ちているのに対し、川崎では、それほど高くないが、第1子10歳から横ばいで、高校段階になってしまっても低下していない。これは中学校、高校段階になってしまっても塾へ行ったり、ソロバン塾へ通っている場合が多いためと思われる。北会津は非常に少額で上にいくにしたがってわずかに増大している。掛川では家庭教育費の重みが大きく、教育費総額に及ぼす影響は大であるが、北会津ではこの影響は非常に微力である。

3人子世帯でも、概して掛川が高く、川崎、北会津の順に小さい。掛川が中学、高校段階になってしまっても家庭教育

表3 総教育費、3地域の比較〈川崎・北会津・掛川〉 (単位 円)

タイプ	1 ^B 00	教育費総額			学校教育費			家庭教育費		
		川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川
一人子世帯	1 ^B 00	339 (1,075)	279 (2,049)	1,605 (2,631)	172 (1,000)	228 (2,049)	1,108 (2,275)	167 (75)	51 (0)	497 (356)
	2 ^A 00	1,899	1,078	3,555	1,077	977	1,708	822	101	1,847
	2 ^B 00	3,405	1,174	3,158	1,190	851	1,470	2,215	323	1,688
	300	3,469	1,674	4,082	2,176	1,206	1,420	1,293	468	2,662
	400	4,293	3,932	5,298	3,175	3,166	3,172	1,118	766	2,126
二人子世帯	1 ^B 1 ^A 0	537	122	918 (1,790)	67	0	776 (1,745)	470	122	142 (45)
	1 ^B 1 ^B 0	1,888 (4,761)	697 (2,426)	1,787 (5,070)	1,413 (3,580)	595 (2,379)	1,262 (4,618)	475 (1,181)	102 (47)	525 (452)
	2 ^A 1 ^B 0	3,632 (4,966)	921 (2,322)	4,406 (5,671)	3,100 (4,361)	740 (2,171)	2,318 (3,342)	532 (605)	181 (151)	2,088 (2,329)
	2 ^B 2 ^A 0	4,209	1,780	6,127	2,473	1,450	2,988	1,736	330	3,139
	32 ^B 0	4,706	2,256	5,613	2,694	1,704	2,829	2,012	552	2,784
三人子世帯	430	6,054	3,820	5,864	3,966	3,273	4,577	2,088	547	1,287
	2 ^A 1 ^B 1 ^B	3,952 (4,622)	1,003	4,814 (5,575)	2,903 (3,547)	927	3,273 (3,922)	1,049 (1,075)	76	1,541 (1,653)
	2 ^B 2 ^A 1 ^B	4,999 (6,372)	2,012 (3,338)	5,558 (5,558)	3,294 (4,509)	1,710 (3,035)	4,311 (4,311)	1,705 (1,863)	302 (303)	1,247 (1,247)
	32 ^B 2 ^A	4,794	3,425	6,430	3,143	2,900	3,684	1,651	525	2,746
	432 ^A	7,331	4,276	9,801 (12,059)	5,673	4,001	6,698	1,658	275	3,103 (5,361)

注 1) 北会津、掛川の値は、実際値に総理府統計局『家計調査年報昭和43年』pp. 392~393 より消費者物価指数(全国)を用いて計算したもの。ただし、学校教育費については教育指数を、家庭教育費については総合指数を用いた。

2) () 内は通園している子供のみを算入した場合。

費を相当かけているのに対して、川崎はどの段階でも同じ程度で横ばいである。北会津は3人子世帯でも、1人子世帯、2人子世帯とその金額は変らず非常に少額であり、高校段階ではやや縮小している。

教育費総額、学校教育費、家庭教育費について、3地域の比較をまとめると次のようなことがいえる。

① 概して掛川が一番高く、川崎、北会津の順で低くなっている。この理由は、1つにはこの調査の対象の差異、すなわち掛川が労働者・核家族世帯、川崎が労働者・核家族世帯、北会津が専業農家・拡大家族世帯という職業や家族形態の差異のあったことに原因があると思われる。2つには、年度の修正は行ってあるが、その土地の教育への志向の差異、さらに年度が進むにつれて、進学率が高まることにも原因があると思われる。

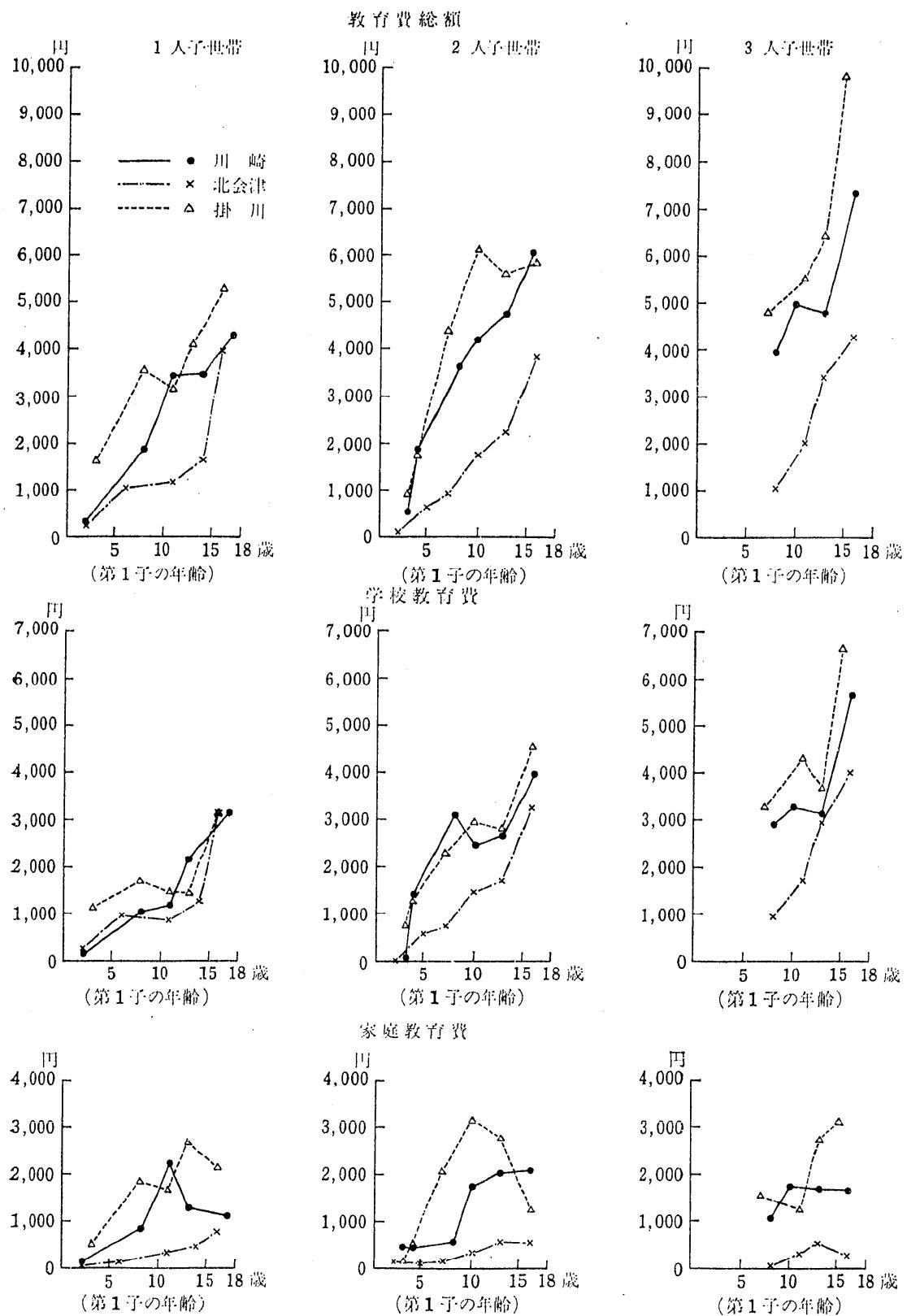
② 学校教育費の地域による差は、子供の数が多くなるほどはっきり現れる。1人子世帯の場合の差はあまり大きくないが、3人子世帯では3地域が完全に離れてしまっている。学校教育費はあまり削減できないものであるから、子供の1人の場合はどの地域も等しく教育費の支出に努力するが、子供の数が多くなると、所得、教育

への志向、進学率等の地域的制約が学校教育費へ反映するものとみられる。

③ 家庭教育費は金額の大きさ、発達段階に伴う動きのいずれもが、3地域それぞれ異にしている。最大が掛川、次が川崎、最小が北会津である点は学校教育費と変わらないが、3地域の格差は学校教育費より一層大きい。また、子供数が多くなるにつれ、各地域の特色が強く出てきて、3人子世帯でみられるように、高段階においては掛川は上昇、川崎は停滞、北会津は低下という傾向を明らかにしている。子供数が多くなると、教育費負担が重くなるので余分な支出は除外され、基本的な教育費のみが支出されるからであろう。

④ 教育費総額の実収入に対する割合は、1人子世帯、2人子世帯、3人子世帯のいずれにおいても最大は掛川、次が川崎、最小が北会津である。いずれの段階でも掛川は大きく、北会津に比べて、掛川では他の支出を抑えても教育費に多くかけようとしている傾向がみられる。例えば、掛川では塾やおけいこごとへの熱意が強いのに対し、北会津ではそのような環境になっていないため、両者の間には自ら差異が生ずるのである。

図5 総教育費、3地域比較〈川崎・北会津・掛川〉



4. 総 括

「児童養育費調査」における川崎調査、北会津調査について、各家庭が負担する総教育費と子供1人当たり教育費について考察し、掛川調査を加えて3地域の教育費を比較した。この結果を簡単にまとめてみると、次のような傾向を認めることができる。

(1) 川崎調査では、子供の数が多くなるほど、世帯全体の学校教育費は大きくなっている。しかし家庭教育費は、3人子世帯が3人の子供の合計であるにもかかわらず、概して2人子世帯よりも低い。

(2) 北会津調査では、学校教育費、家庭教育費とも川崎調査と同じ傾向を示している。しかし、その額は川崎より低く、特に家庭教育費については著しく低い。

(3) 『家族周期と家計構造』に報告した掛川調査を加えて3地域を比較すると、学校教育費は3地域とも子供数に比例して増えているが、家庭教育費は子供数が多くなっても増えず、子供1人当たりは抑えられる傾向にある。

(4) 3地域とも発達段階による教育費のかけかたは同傾向を示したが、教育費の額では、掛川が一番高く、川崎、北会津の順で低い。

以上、3地域の教育費について、その実態を分析し、その結果をまとめたのであるが、この調査はいずれも、各タイプごとの世帯数が小さく、また1ヵ月間の調査であるため、十分に実態を示しているとはいえない。また、調査の子供は、第1子は高段階からはじまり低段階を欠き、第3子は逆に低段階のみで高段階を欠くために、子供別の教育費の分析は不十分にならざるを得ない。この分析の結果について、説明のつかない現象が諸々出てきたのは以上のような理由による。しかし、大局的な傾向は、総括で述べられたことにより理解されるであろう。また、この調査は、高校段階で終っているので、大学段階を加えるともっと大きな負担になることを考慮しなくてはならない。Ⅱで、この結果と文部省の全国調査との比較を行う。

引 用 文 献

- 1) 伊藤秋子、佐々木淑志、馬場紀子「家計が負担する教育費の変動(掛川)」、中鉢正美編、『家族周期と家計構造』pp. 191~208.
- 2) 文部省『父兄が支出した教育費 40.4~41.3』pp. 74~82.

II 児童養育費調査による実態と文部省調査との比較

1. 目 的

Iで明らかにされた川崎、北会津の学校別生徒1人当たり教育費の実態と、文部省が毎年全国公立学校を対象として実施している「父兄支出の教育費調査」における小・中・高校の教育費、ならびに同省『わが国の私立学校』における幼稚園の授業料とを比較し、川崎、北会津の家計が支出している教育費の位置づけを行う。また同時に、先に発表した掛川³⁾も加えて、川崎、北会津および掛川3地域の教育費のかけかたを、学校別生徒1人当たりについて検討する。

ただし、これら調査の対象や内容には先の掛川の場合と同様、調査期間、文部省調査の家庭教育費の欠除、学校段階区分、幼稚園の教育費の問題等、多くの差異がある。したがって必ずしも十分な比較に耐えるものではないが、可能な限りの修正を行って比較、考察することとする。

2. 方 法

A) 比較のための学校段階区分

児童養育費調査の区分に合せて幼稚園(1^B)、小学校低学年(2^A)、小学校高学年(2^B)、中学校(3)、高等学校(4)別に比較する。

B) 川崎・北会津の教育費の修正

(1) 先の掛川の場合と同様、調査世帯に含まれている生徒1人当たりの教育費を取り出して、幼稚園、小学校低学年、小学校高学年、中学校、高校別に集計しなおす。これが表4、表5の実際値として示されたものである。この数値は世帯のタイプとは無関係で、例えば、幼稚園(1^B)には、すべての世帯タイプの中の幼稚園児の教育費が含まれているものである。

(2) 実際値は1ヵ月の数値なので、文部省調査と揃え

表4 学校別、生徒1人当たり教育費(川崎)(昭和40年)
(単位 円)

学校段階	実際値(月間)			修正値(年間)		
	教育費	学	校	家	庭	教育費
総額	教育費	教育費	教育費	総額	教育費	教育費
幼稚園(1 ^B)	2,566	2,230	336	30,792	26,760	4,032
小学校	2,081	1,281	800	25,479	15,879	9,600
低学年(2 ^A)	1,733	1,194	539	21,274	14,806	6,468
高学年(2 ^B)	2,428	1,367	1,061	29,683	16,951	12,732
中学校(3)	2,368	1,585	783	33,330	23,934	9,396
高校(4)	3,955	3,034	921	54,438	43,386	11,052

表 5 学校別、生徒1人当たり教育費(北会津)
(昭和41年) (単位 円)

学校段階	実際値(月間)			修正値(年間)			
	教育費	学	校	家	庭	教育費	
総額	額	教育費	総額	教育費	家	庭	教育費
幼稚園(1 ^B)	2,209	2,196	13	26,508	26,352	156	
小学校	923	733	190	10,704	8,424	2,280	
低学年(2 ^A)	833	690	143	9,651	7,935	1,716	
高学年(2 ^B)	1,012	775	237	11,757	8,913	2,844	
中学校(3)	1,663	1,336	327	21,559	17,635	3,924	
高校(4)	3,096	2,774	322	39,926	36,062	3,864	

るために期間を1年間にのばす。その修正方法は次のようにある。

a. 学校教育費 文部省『父兄が支出した教育費』において月別の費用が調査されているのは昭和41年4月から昭和42年3月についてのみ⁴⁾なので、これを用いて小・中・高校別に、表6に示した学校教育費の“年

表 6 学校教育費の年換算係数

学校段階	学校教育費 1年	学校教育費 9月	学校教育費 11月	9月係数	11月係数
小学校	15,285	1,328	1,236	11.5	12.4
中学校	20,710	1,575	1,372	13.2	15.1
高校	49,389	3,799	3,444	13.0	14.3

文部省『父兄が支出した教育費、41.4~42.3』p. 36より計算。

表 7 文部省調査による学校別、年間、生徒1人当たり教育費

(単位 円)

学校段階	地域	昭和40年				昭和41年			
		実際値		修正値		実際値		修正値	
		教育費	学	校	家	教育費	学	校	家
総額	額	教育費	総額	教育費	家	教育費	総額	教育費	庭
幼稚園(1 ^B)	—	—	24,591	—	—	—	—	27,705	—
小学校	市街地 小都市・都市近郊農村 農山村	39,831 29,382 21,156	18,067 15,536 13,644	21,764 13,846 7,512				40,588 33,183 22,301	17,114 17,344 14,227
低学年(2 ^A)	市街地 小都市・都市近郊農村 農山村	40,842 29,884 21,177	17,191 14,820 13,042	23,651 17,474 8,135				43,145 35,039 22,946	16,667 15,476 13,839
高学年(2 ^B)	市街地 小都市・都市近郊農村 農山村	38,685 28,882 21,120	18,843 16,244 14,295	19,842 16,569 6,825				38,042 16,865 21,632	17,572 15,317 14,591
中学校(3)	市街地 小都市・都市近郊農村 農山村	34,113 28,411 24,089	20,686 20,027 19,445	13,427 20,953 4,644				35,149 31,441 26,110	20,075 16,317 20,928
高校(4)	—	51,366	44,313	7,053	51,366	44,313	7,053	55,861	49,389
								6,472	55,861
									6,472

注 1) 幼稚園については文部省『昭和42年版、わが国の私立学校』p. 253より。

2) 昭和40年、小・中・高校の学校教育費、家庭教育費については文部省『父兄が支出した教育費、40.4~41.3』pp. 39, 63より。

昭和41年、小・中・高校の学校教育費については文部省『父兄が支出した教育費、41.4~42.3』p. 45より、家庭教育費については文部省『父兄が支出した教育費』の過去の実際値から推計した理論値で、ともに全国平均の数値である。

換算係数”というものをだす。これは9月および11月の学校教育費に対する1年間の学校教育費の倍率である。これを北会津、川崎の小・中・高校それぞれに適用して1年間の教育費をだす。

b. 家庭教育費 文部省調査では昭和41年度以降家庭教育費の調査が行われておらず、したがって、学校教育費の場合のように係数を得ることができないので、単に1ヵ月分を12倍して1年分とする。

c. 教育費総額 学校教育費と家庭教育費の各1年間の額を合計して算出する。

d. 幼稚園については、上記の文部省の調査においては調査がなされておらず、したがって1年にのばす手掛りが何も得られないで、学校教育費、家庭教育費、教育費総額すべて1ヵ月分を12倍して1年分とする。

以上のものが、表4、表5の修正値として示されたものである。

C) 文部省調査による教育費の修正

(1) 全国平均の教育費

川崎(昭和40年)、北会津(昭和41年)それぞれの調査年次に見合う全国平均の教育費は、表7の実際値のようである。ただし、この実際値には次のような手を加えてある。

a. 学校教育費のうち、中学校、高校については報告

書の結果のとおりであるが、小学校については、低学年、高学年の区分がないので、児童養育費調査の区分に合せて各学年ごとの教育費を、低学年、高学年に分けその平均値をだす。

b. 家庭教育費については、表7の昭和40年は報告書の結果のとおりである。しかし、昭和41年については家庭教育費の調査が行われていないので、掛川の場合⁵⁾のように、調査の実施された昭和27年から昭和40年までの家庭教育費の実際値に、指數曲線をあてはめて昭和41年の推計値をだす。

その値は次のとおりである。ただし、 y は年間の家庭教育費、 x は年次、時間の原点は小・中学校については昭和27年、高校については昭和28年である。

小学校	第1学年	$y = 1,317 \cdot e^{0.193608x}$
	第2学年	$y = 1,751 \cdot e^{0.155285x}$
	第3学年	$y = 1,740 \cdot e^{0.155706x}$
	第4学年	$y = 1,830 \cdot e^{0.141116x}$
	第5学年	$y = 1,631 \cdot e^{0.152209x}$
	第6学年	$y = 1,556 \cdot e^{0.146947x}$
中学校	第1学年	$y = 1,251 \cdot e^{0.146440x}$
	第2学年	$y = 1,452 \cdot e^{0.134515x}$
	第3学年	$y = 1,845 \cdot e^{0.113150x}$
高校	第1学年	$y = 2,519 \cdot e^{0.068747x}$
	第2学年	$y = 3,125 \cdot e^{0.059898x}$
	第3学年	$y = 3,209 \cdot e^{0.053724x}$

これが表7の昭和41年、家庭教育費の実際値として示されたものである。

(2) 地域の修正

文部省調査においては、表7のように全国、市街地、小都市・都市近郊農村および農山村別に調査結果が示されている。川崎、北会津がいずれの地域に該当するかを検討するため、文部省調査の値をそれぞれの地域別に修正する。その修正方法は次のようである。

a. 学校教育費 昭和40、41年とともに、文部省『父兄が支出した教育費』における「地域類型別にみた父兄支出の学校教育費」の数値⁶⁾をそのまま用いた。しかし、小学校低学年、高学年という区分については地域別の数値がないので、表7の昭和40、41年の実際値に示した小学校低学年、高学年それぞれの全国平均に対し、表8の地域差指數を用いて修正する。

b. 家庭教育費 表7の昭和40年においては、学校教育費の場合と同様、文部省『父兄が支出した教育費』における「地域類型別にみた父兄支出の家庭教育費」の数値をそのまま用い⁷⁾、小学校低学年、高学年に

表8 文部省調査による地域差指數

(全国=100)

学校段階	地 域	昭和40年		昭和41年	
		学 校 教 育 費	家 庭 教 育 費	学 校 教 育 費	家 庭 教 育 費
小 学 校	市 街 地	116	157	112	—
	小 都 市 ・ 都 市 近 郊 農 村	102	116	104	—
	農 山 村	88	54	93	—
中 学 校	市 街 地	103	160	97	—
	小 都 市 ・ 都 市 近 郊 農 村	105	114	108	—
	農 山 村	97	55	101	—

注 1) 文部省『父兄が支出した教育費』40.4~41.3 pp. 27, 55 より
2) 文部省『父兄が支出した教育費』41.4~42.3 p. 13 より。

2) 高校は地域差指數を出していない。

についてのみ表8の地域差指數を用いて修正する。昭和41年においては、実際値として示した全国平均の理論値を学校教育費の小学校低学年、高学年の場合と同様、表8の地域差指數を用いて修正する。ただし、家庭教育費については昭和41年の調査がないので、仮りに昭和40年の指數を小学校、中学校おののおの別々に用いる。高校については、文部省調査において学校教育費、家庭教育費とともに地域差指數をだしていない。

c. 教育費総額 川崎、北会津の場合と同様、学校教育費と家庭教育費を合計して算出する。

以上のものが表7の昭和40、41年の修正値として示されたものである。

D) 川崎、北会津および掛川3地域比較のための教育費の修正

Iの実態の場合と同様に、川崎、北会津および掛川のそれぞれ異なる調査時期を昭和40年に統一する。同時に、学校段階別生徒1人当たり教育費のかけ方をみるために、比較的地域差の現れやすい家庭教育費のみを、それぞれの調査年次に合せて、消費者物価地域差指數の総合指數⁸⁾を用いて修正する。これが表9として示されたものである。

3. 結果と考察

A) 学校別、生徒1人当たり教育費の実態

(1) 川崎調査

表4の実際値(1ヶ月)を図にすると、図6の実際値のようになる。

a. 学校教育費 幼稚園は小・中学校よりやや高い。小学校から高校にかけては、学校段階上昇とともに徐々に高くなり、全体として小・中学校を底辺とする凸型をなす。

b. 家庭教育費 幼稚園が最も低く、小学校高学年が最も高い。小学校高学年から中・高校にかけては、そ

表 9 3 地域の学校別、月間、生徒 1 人当たり教育費
(川崎・北会津・掛川) (昭和 40 年基準) (単位 円)

学校段階	地域	教育費総額	学校教育費	家庭教育費
幼稚園 (1 ^B)	川崎	2,565	2,230	335
	北会津	2,022	2,009	13
	掛川	2,449	2,094	355
小学校	川崎	2,078	1,281	797
	北会津	864	670	194
	掛川	2,790	1,381	1,409
低学年 (2 ^A)	川崎	1,731	1,194	537
	北会津	777	631	146
	掛川	2,699	1,375	1,324
高学年 (2 ^B)	川崎	2,424	1,367	1,057
	北会津	950	709	241
	掛川	2,880	1,386	1,494
中学校 (3)	川崎	2,365	1,585	780
	北会津	1,555	1,222	333
	掛川	3,317	1,651	1,666
高校 (4)	川崎	3,951	3,034	917
	北会津	2,866	2,538	328
	掛川	4,201	3,112	1,089

注 1) 北会津、掛川は実際値に総理府統計局『家計調査年報』昭和43年 pp. 392~393 より消費者物価指数(全国)を用いて計算。ただし、学校教育費は教育指数、家庭教育費は総合指数を用いた。

2) さらに川崎、北会津、掛川の家庭教育費については、総理府統計局『家計調査年報』昭和40年, p. 462, 『上掲書』昭和41年, p. 425, 『上掲書』昭和43年, p. 400 より、消費者物価地域差指数(総合指数)を用いて計算。

れほどの大差がなく、ほぼ横ばい状態である。なかでも小学校高学年が最も高いのは、学習塾やそろばんその他のおけいこことがこの期間に集中しているためである。

c. 教育費総額 学校教育費とほぼ同様の変動傾向を示すが、小学校高学年で家庭教育費の影響をうけて、中学校よりやや高くなっている。

これら学校教育費、家庭教育費、教育費総額を、文部省調査と比較できるようにした修正値について、学校段階別教育費の変動をみる。

教育費総額と学校教育費は下に凸型の曲線を描いているので、2次放物線をあてはめて傾向線を算出した。

教育費総額

$$y = 30,103.80 - 10,205.2000x + 4,035.000000x^2$$

学校教育費

$$y = 26,355.69 - 15,090.5714x + 4,832.142857x^2$$

(ただし、y は学校段階 x の関数としての教育費である。以下同様。)

家庭教育費はほぼ直線をなしているので直線をあてはめた。

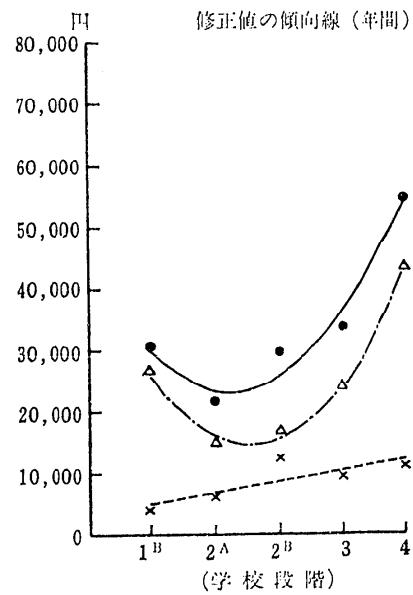
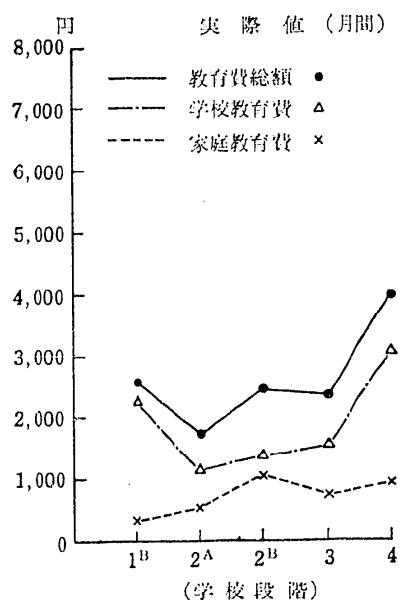
家庭教育費 $y = 5,342.40 + 1,696.8000x$

(2) 北会津調査

表 5 の実際値(1カ月)を図にすると、図 7 の実際値のようになる。

a. 学校教育費 幼稚園は小・中学校よりかなり高い。小学校で一度ひどく低下するが、小学校から高校の間は学校段階上昇とともに次第に高くなり、全体として

図 6 学校別、生徒 1 人当たり教育費(川崎) (昭和40年)



小学校段階を底辺とした下に凸型をなす。

b. 家庭教育費 幼稚園が特に低く、小学校から高校にかけて徐々に上昇するなどかなな丘状をなす。中学校、高校はほとんど差がない。総体的に、学校教育費と比べて著しく低い。詳細にその内部構造をみると、小学校高学年および中学校段階で、全体の約1~2割が学習塾、そろばん塾に通っている以外は、あまり家庭学習のための支出が行われていない。

c. 教育費総額 家庭教育費が総体的に低いため、学校教育費の影響が大きく、これとほとんど同様の変動傾向を示す。

これら学校教育費、家庭教育費、教育費総額を、文部省調査と比較できるようにした修正値について、学校段階別教育費の変動をみる。

教育費総額と学校教育費は下に凸型、家庭教育費は上に凸型の曲線を描いているので、いずれも2次放物線をあてはめて傾向線を算出した。

教育費総額

$$y = 25,294.83 - 18,452.4571x + 5,581.714286x^2$$

学校教育費

$$y = 25,188.54 - 20,354.2857x + 5,816.571428x^2$$

家庭教育費

$$y = 106.29 + 1,901.8286x - 234.857143x^2$$

(3) 文部省調査における教育費の学校段階別変動

文部省調査による各学校区分別教育費の全国平均値(市街地修正したもの、小都市・都市近郊農村修正したものおよび農山村修正したもの、表7参照)を昭和40、41年それぞれについて、学校段階をつなげると図8のようになり、いずれも同じような変動を示す。

a. 学校教育費 昭和40、41年ともに、幼稚園が小・中学校よりやや高い。小学校から高校にかけては学

校段階上昇とともに高くなり、全体として小・中学校を底辺とする凹型をなす。

b. 家庭教育費 小学校低学年から高校にかけてほぼ直線的に低下する。これは、学校段階が低いほど学習塾やおけいこごとに通う児童が多く、学校段階が上昇するにつれ、時間的、経済的理由からおけいこごとの支出が減少するためと考えられる。

c. 教育費総額 小・中学校段階はほぼ横ばい状態で、高校になると急激に上昇する。相対的に昭和40年より41年がやや高くなっているが、これは物価上昇の影響であろうと考えられる。

これら全国平均の教育費を、川崎あるいは北会津調査と比較できるように地域の修正をし、それに傾向線をあてはめると、図8の市街地修正したもの、小都市・都市近郊農村修正したもの、および農山村修正したものの傾向線のようになる。いずれの地域も、教育費総額と学校教育費は下に凸型の2次放物線、家庭教育費は右下りの直線となる。

昭和40年

市街地修正したものの傾向線

教育費総額

$$y = 42,054.00 - 11,857.5000x + 4,852.500000x^2$$

学校教育費

$$y = 18,270.65 - 8,160.3500x + 5,493.750000x^2$$

家庭教育費 $y = 24,424.60 - 5,620.9000x$

小都市・都市近郊農村修正したものの傾向線

教育費総額

$$y = 33,639.95 - 11,120.5500x + 5,559.750000x^2$$

学校教育費

$$y = 15,918.25 - 7,232.7500x + 5,476.750000x^2$$

家庭教育費 $y = 17,638.70 - 3,638.8000x$

図7 学校別、生徒1人当たり教育費(北会津)(昭和41年)

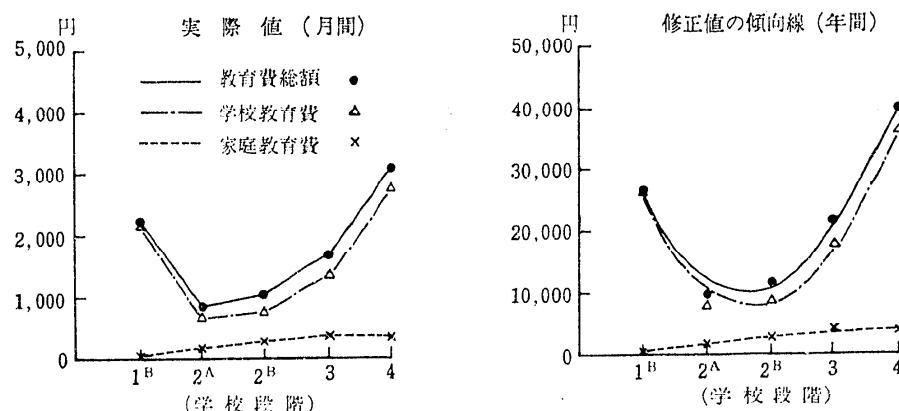
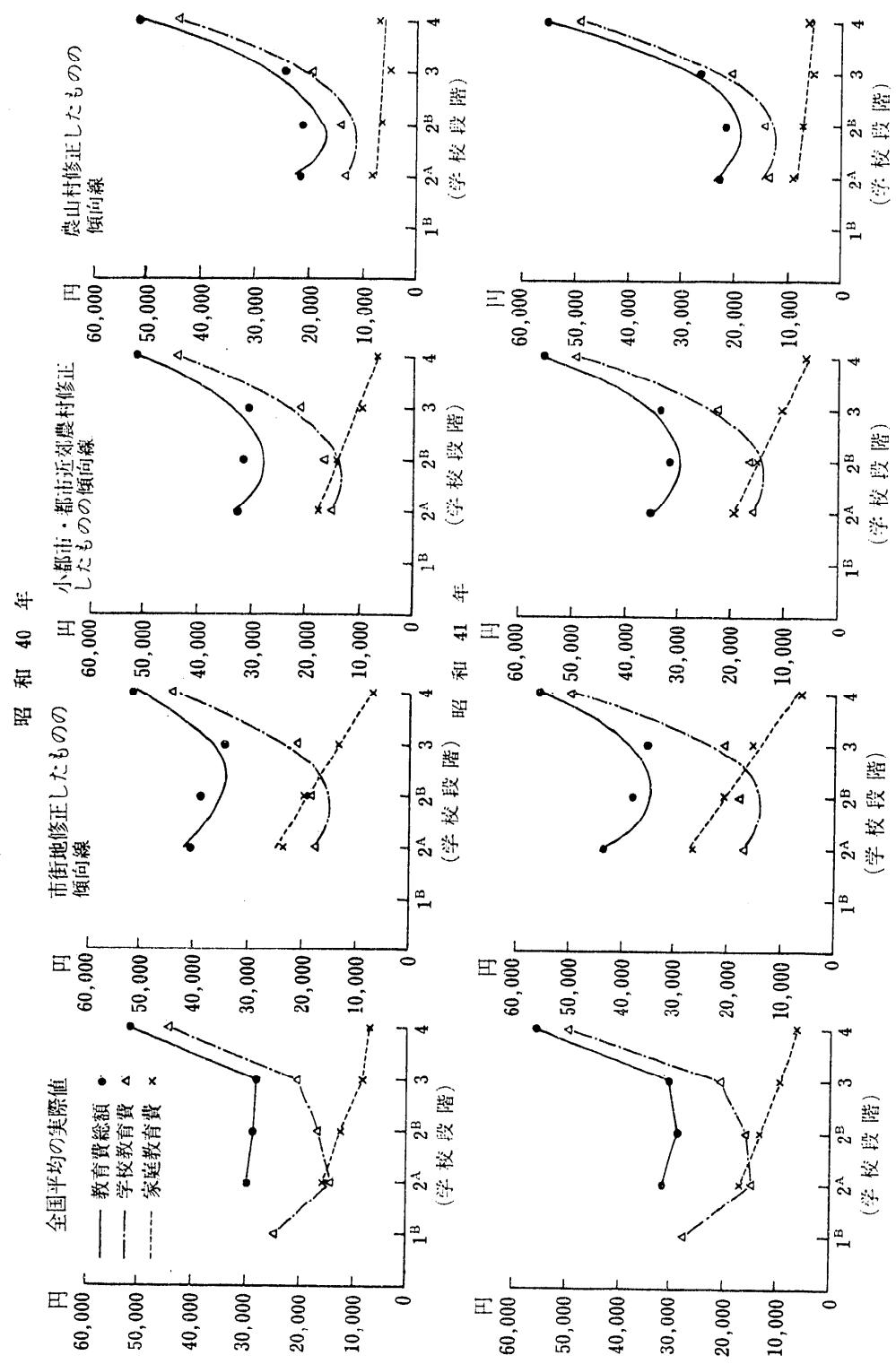


図 8 文部省調査による学校別、年間、生徒1人当たり教育費



農山村修正したものの傾向線

教育費総額

$$y = 22,241.10 - 11,146.9000x + 6,833.500000x^2$$

学校教育費

$$y = 13,833.05 - 7,814.9500x + 5,903.750000x^2$$

$$\text{家庭教育費 } y = 7,478.30 - 542.7000x$$

昭和41年

市街地修正したものの傾向線

教育費総額

$$y = 44,214.75 - 15,835.7500x + 6,453.750000x^2$$

学校教育費

$$y = 17,927.65 - 11,239.8500x + 7,102.250000x^2$$

$$\text{家庭教育費 } y = 26,935.60 - 6,541.4000x$$

小都市・都市近郊農村修正したものの傾向線

教育費総額

$$y = 35,822.10 - 13,304.9000x + 6,574.500000x^2$$

学校教育費

$$y = 16,256.05 - 8,810.9500x + 6,531.750000x^2$$

$$\text{家庭教育費 } y = 19,523.30 - 4,365.7000x$$

農山村修正したものの傾向線

教育費総額

$$y = 23,920.05 - 12,976.4500x + 7,766.250000x^2$$

学校教育費

$$y = 14,665.95 - 9,483.0500x + 6,927.250000x^2$$

$$\text{家庭教育費 } y = 8,415.10 - 976.4000x$$

B) 川崎・北会津調査と文部省調査との比較

(1) 川崎調査と文部省調査との比較

表4と表7の昭和40年の地域修正した値を教育費別

に図にすると、図9のようになる。

(i) 学校教育費 川崎は文部省調査とほぼ同様の変動傾向を示す。なかでも、中学校段階は文部省調査のいずれの地域よりも高く、小学校段階で文部省調査の小都市・都市近郊農村と同程度、高校も文部省調査とほとんど同じくらいである。川崎の中学校が高いのは、私立の中学校の生徒が含まれるため、授業料、その他の学校納付金等の間接支出金が高いためである。

b. 家庭教育費 川崎は文部省調査の変動傾向と異なり、小学校低学年では最も低く、小学校高学年では小都市・都市近郊農村なみに上り、その後ほぼ横ばい状態のゆるやかな丘状をなす。高校ではすべての地域の中で最高を示す。文部省調査ではいずれも学校段階上昇につれて家庭教育費が次第に低下していくのに対し、川崎では逆にむしろわずかながら上昇傾向にある。この変動の差は、文部省調査では、総体的に低い農山村地域を除いて、家庭教育費のなかの補助学習費と教養費その他が小学校段階で非常に高く、中・高校になるにつれそのいずれもが急ピッチで低くなる。一方川崎では、小学校段階での家庭教育費の支出が低く、学校段階上昇とともに補助学習費がわずかながら高くなり、教養費その他も中学校で少し低下する以外は小・高校の間にそれほど大差がないためと考えられる。

c. 教育費総額 川崎は小学校から中学校にかけては文部省調査の変動傾向と逆に上昇するが、これは家庭教育費の影響である。中学校から高校にかけては、文部省調査の市街地とほぼ同様に上昇している。

川崎市は文部省「父兄支出の教育費調査」の地域類型によると「市街地」に入る⁹⁾が、児童養育調査の結果に

図9 教育費別、年間、生徒1人当たり教育費（昭和40年）

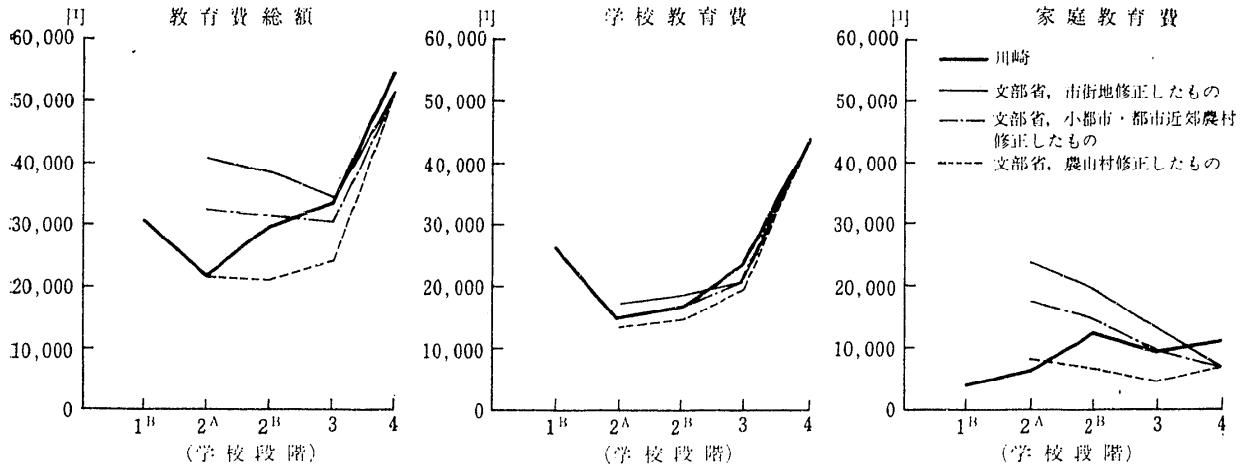
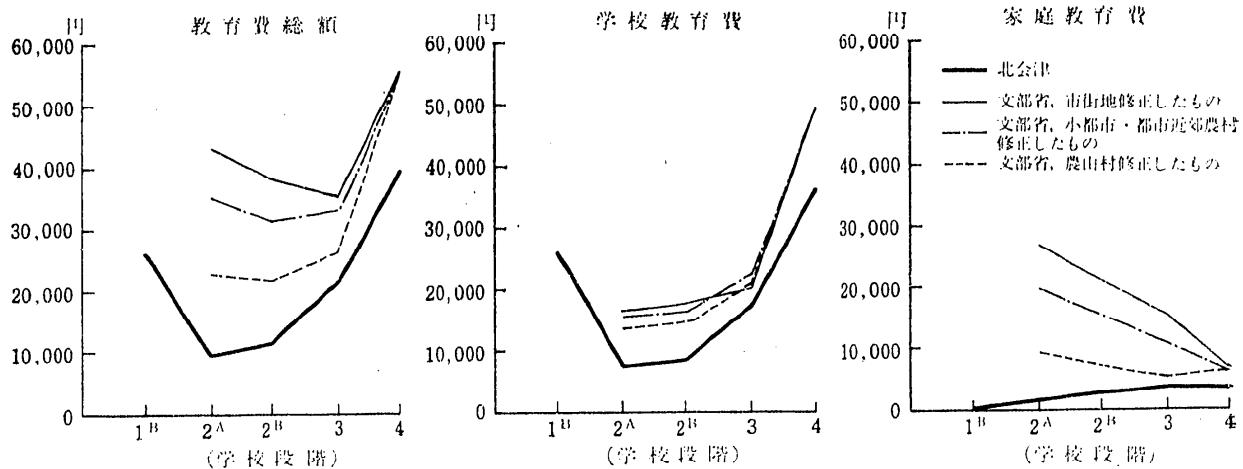


図 10 教育費別、年間、生徒1人当たり教育費（昭和41年）



よる教育費は、小学校低学年で農山村地域、高学年で小都市・都市近郊農村地域、中学校で市街地域にはば該当し、高校で川崎が少し全国平均を上回る。しかし、その内部構造はかなり異なる。中学校では、川崎は文部省調査の市街地域に比べて、家庭教育費がかなり低いにもかかわらず、学校教育費が高いために市街地域とほぼ同じ水準になっている。また、学校教育費のなかでも、川崎は教科学習費等の直接支出金が安く、授業料、その他の学校納付金等の間接支出金がかなり高い。これは文部省調査の公立学校対象に対して、川崎調査は私学通学生が含まれるためである。高校では中学の場合と異り、文部省調査に比べて川崎は、家庭教育費がかなり高く、学校教育費も一見それほど差がないため、全体として川崎が文部省調査の全国平均を上回っている。川崎の家庭教育費が高いのは、学校段階上昇につれ家庭での学習および教養のための支出がやや上昇するという特徴のためであり、学校教育費にそれほど差がないのは、中学の場合と同様、私学通学生が含まれることから、授業料、その他の学校納付金等の間接支出金が高く、教科学習費、通学費等の直接支出金が低いためである。

(2) 北会津調査と文部省調査との比較

表5と表7の昭和41年の地域修正した値を教育費別に図にすると、図10のようになる。

a. 学校教育費 北会津の学校段階別変動は文部省調査とほぼ同様であるが、金額は相対的にかなり低い。これは北会津では小・中学校でまだあまり給食を実施していない*ことから、給食費を中心に全体的な間接支出

金の低さによるものである。中学校では、直接支出金のなかの通学費の低さもめだつ。高校における開きは、教科学習費、通学費等の直接支出金の差によるものとみられる。

b. 家庭教育費 北会津は文部省調査の変動と異なり、幼稚園から高校へとわずかずつ上昇する。しかし、相対的には北会津の方が非常に低い。これは、北会津が純農村という地域の特殊性から、家庭教育費のなかでも教養費その他への支出が非常に少いためである。因みに、学習塾、おけいこ等の通塾者を調べてみると、小学校低学年においては全くみられず、小学校高学年、中学校においても全体のわずか1~2割にすぎない。また、その費用もきわめて低いものである。

c. 教育費総額 北会津は文部省調査の農山村にやや似た変動傾向を示すが、学校教育費、家庭教育費双方の影響をうけて総体的に非常に低い。

北会津村は文部省「父兄支出の教育費調査」の地域類型によると「農山村」に入る¹⁰⁾が、児童養育費調査の結果による教育費は、それよりはるかに低いものであった。学校教育費における小・中学校の給食普及状態の差によるものはともかくとして、家庭教育費における小学校の低さは大きな特徴といえる。

なお、掛川調査の実態と文部省調査の比較については、伊藤・佐々木・馬場「家計が負担する教育費（掛川）」、中鉢正美編『家族周期と家計構造』、昭和46年、pp. 191~208を参照されたい。

C) 川崎、北会津および掛川の3地域比較

川崎、北会津および掛川3地域の学校段階別、月間、生徒1人当たり教育費のかけかたをみるために、年度、地

* 小学校では希望者による肝油またはミルク給食、1人当たり月平均30円、中学校では全体の約2/3が給食実施、1人当たり月平均120円。

域を修正した表9を図にすると、図11のようになる。

(1) 学校教育費 3地域ともほぼ同様の変動傾向を示す。なかでも川崎と掛川は幼稚園から高校までほとんど類似しており、やや掛川が川崎を上回る。北会津は幼稚園を除いて、川崎、掛川よりかなり低い。これは小学校では給食費、中・高校では授業料の影響によるところが大きいとみられる。

(2) 家庭教育費 3地域のなかで掛川が最も高く、次いで川崎、北会津の順になる。いずれも幼稚園から小・中学校と次第に高くなるゆるやかな丘状をなす。川崎が掛川より低いのは、調査時期が掛川より3年前であること、川崎の調査対象が都市ブルー・カラーのみという条件の差によるものと考えられる。北会津は農村という地域性から、他の2地域よりかなり低くなつたものと思われる。

(3) 教育費総額 川崎、北会津および掛川ともにほぼ同様の変動傾向を示し、小学校から高校へと次第に高くなる。3地域のなかでは、幼稚園を除いて、掛川が最も高く、次いで川崎、北会津の順となる。これは多分に家庭教育費の影響によるものとみられる。

4. 総括

以上の結果、川崎、北会津および掛川3地域における生徒1人当たりの教育費のかけ方、ならびに文部省調査との比較については、次のような特徴がみられる。

(1) 学校教育費においては、3地域ともに小学校段階を最低点とした凹型をなす。川崎と掛川はほぼ同じ水準、北会津は全段階を通じてかなり低い水準となっている。文部省調査の場合もこれとほぼ同様の変動傾向を示し、総体的に低い北会津を除いては、金額の上でもほと

んど差は認められない。北会津は、小・中学校の給食実施不完全のためにかなり差がでているが、これを除けば差はかなり接近するであろう。

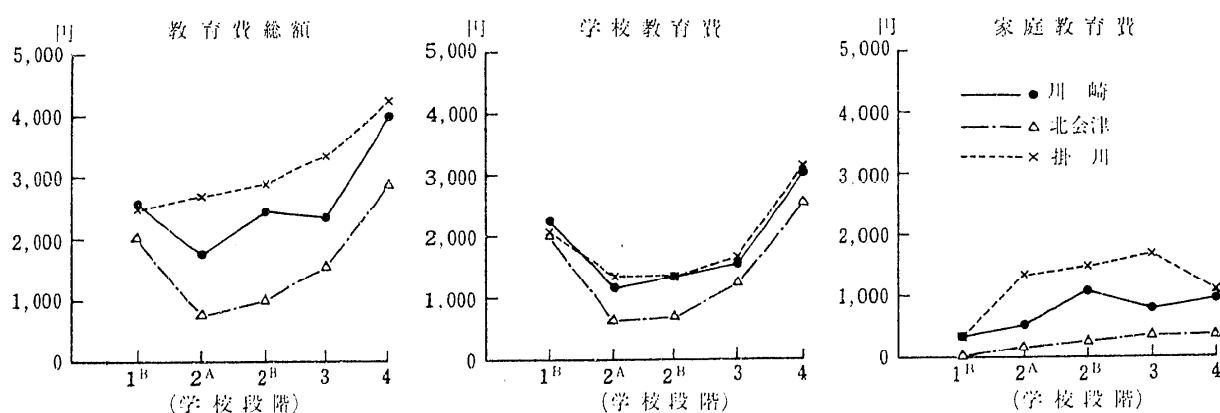
(2) 家庭教育費においては、3地域ともに、文部省調査の学校段階上昇につれ直線的に低下する傾向とは逆に、学校段階上昇とともに教育費もやや高くなる傾向にある。そのかけかたは、掛川が最も高く、川崎、北会津の順で低くなる。これらの違いは、家庭教育費のかけかたが、調査実施の年度や調査方法の差異、あるいはその他地域性から影響をうけたのではないかと思われる。

(3) 教育費総額においては、文部省調査の小学校高学年または中学校を最低点とする凹型に対し、川崎、北会津、掛川の3地域は、ともに小学校低学年を最低点として、学校段階上昇とともに次第に高くなる。そのかけ方は、家庭教育費の場合と同様、総体的に掛川、川崎、北会津の順が明らかにみられる。文部省調査と3地域の変動傾向が異なるのは、家庭教育費の差によるところが大きい。

児童養育費調査は、いずれの地域についても、調査世帯に対する条件の制約があるため、学校区分各段階の対象世帯を多数とることはできなかった。また、1ヵ月間の調査であるという調査上の制約もあるので、ここに述べた結果は、かららずしも実態を正確に示しているとはいえないであろう。しかし、子供の発達段階につれ、家計の教育費負担の増大する現状、多子家庭ほど1人当たりの教育費の縮小、とくに家庭教育費へのしわよせ等が具体的に明らかにされた。

ここでは教育費のかけかたについて、掛川は都市的、川崎はブルー・カラー的、また北会津は農村的特質を浮

図11 3地域の学校別、月間、生徒1人当たり教育費〈川崎・北会津・掛川〉(昭和40年基準)



彫りにした。なお、大都市、ホワイト・カラーの調査の必要性を痛感したところである。

本稿は、Iは佐々木が、IIは馬場が主として担当した。

引 用 文 献

3) 伊藤秋子・佐々木淑恵・馬場紀子「家計が負担する教育費の変動
(掛川)」中井正美編『家族周期と家計構造』昭和46年, pp. 191~

208.

- 4) 文部省『父兄が支出した教育費, 41.4~42.3』, p. 36.
- 5) 伊藤・佐々木・馬場「上掲論文」, p. 201.
- 6) 文部省『同上, 40.4~41.3』, p. 27.
- 7) 上掲書, p. 64.
- 8) 総理府統計局『家計調査年報, 昭和40年』, p. 462. 総理府統計局
『同上, 昭和41年』, p. 425. 総理府統計局『同上, 昭和43年』, p.
400.
- 9) 文部省『同上, 40.4~41.3』, p. 73.
- 10) 上掲書.

年金給付水準の国際比較

山崎泰彦

はじめに

昭和44年末の第62臨時国会で成立した厚生年金保険法の改正によって、いわゆる「2万円年金」が実現した。この「2万円年金」の給付水準は、厚生省当局の主張によれば、欧米先進諸国の水準と比較しても決して見劣りのしないものだ、ということであった。そして、昭和44年度の厚生白書では、年金給付水準の国際比較が行われており、この主張の裏付けがされている。

たしかに、従来の極めて低かった年金の給付水準から考えると、大幅な給付改善であったことは誰もが認める事であろう。しかし、果して「欧米水準をゆく」ものであるだろうか、という疑問が残る。本研究に着手した動機は、実はそのことにあった。

幸いにして年金給付水準の国際比較に関しては、上記の厚生白書での比較をはじめとして、すでにいくつかの研究が行われている。

そこで、これらの既存の研究を参考にしながら、若干の作業の結果をまとめてみた。

なお、本稿での研究は、あくまで計数的な比較の範囲内にとどまるものであることをお断りしておきたい。

I 年金総給付費の規模による比較

各国の年金給付水準を比較する一つの手がかりとして、従来から最も頻繁に用いられてきているのは、国民所得に対する年金総給付費の割合（以下「年金総給付費の規模」とする）である。次の表1がそれであり、資料としては ILO, *The Cost of Social Security* が使われている。これによれば、わが国の年金総給付費の規模は、わずか0.3%であって、アメリカの約 $1/11$ 、最も規模の大きい西ドイツと比べると約 $1/27$ となり、欧米諸国の水準と比較して著しく劣っている。

このような立遅れは、年金制度の仕組み自体に問題があつて生じたのではなく、年金制度の歴史の浅さおよび老齢人口の割合の低さ、という外部的な要因によるものだ、と一般に言われている。例えば、昭和45年10月に

表1 国民所得に対する年金総給付費の割合
(各国とも1963年) (単位 %)

日	本	0.3
ア メ リ カ		3.3
イ ギ リ ス		4.5
西 ド イ ツ		8.0
フ ラ ン ス		4.0
イ タ リ ア		5.9
ス ウ ェ ー デ ン		5.1

発表された「厚生行政の長期構想」では、次のような説明が行われている。

- (1) わが国の年金制度の大半をなす厚生年金保険および国民年金が、制度発足以来未だ日が浅いため、受給者数が少いこと。
- (2) 厚生年金保険および国民年金の制度発足以来日が浅いことは、同時に、当面支給される年金が短い資格期間に基づき特例的に支給される低い年金額であることを意味するものであること。
- (3) 総人口に対する老齢者の割合が低いこと。

以上のような判断は大体において正しいと思われるし、ここではあえて問題にしない。むしろ問題にしたいのは、上記の比較で用いられた資料に関してである。周知のように、ILO, *The Cost of Social Security* でいう年金総給付費とは、「社会保険および類似制度」の範囲内のものである。したがって、公務員の特別制度およびその他関連制度に関する年金給付費は、除外されていることに注意しなければならない。わが国の社会保障費の推計は、社会保障制度審議会事務局のものと厚生省企画室のものとがあり、双方の間には若干の相違がある。しかし、公的年金の費用の分類に関しては、双方とも年金保険と恩給に分け、公務員共済組合の費用は前者に含めている。

いま、ILO ベースに基づいてわが国の公的年金の費用をとると、その範囲に含まれるのは、厚生年金保険、厚生年金基金、船員保険、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合および国民年金の6つの制度で

ある。これらの制度の適用者数は、1968年度末現在で公的年金制度適用者数の91%を占めている。したがって、適用者数でみれば、これらの制度がわが国の公的年金制度を代表するものであることは言うまでもない。しかし、当面の研究課題である給付費に関しては、これらの制度は年金給付費の約27%を占めるにすぎず、恩給が約50%，公務員共済組合が約23%という大きな割合を占めているのである。

このように ILO ベースの狭義の年金制度をとるか、あるいは公務員の特別制度およびその他の関連制度を含む広義の年金制度をとるかによって、各国とも年金総給付費の規模が変わってくるわけであるが、とくにわが国の場合には著しい相違となる。しかも、ILO が狭義の年金制度をとることになったのは、主として世界各国の共通の分類表を作成するうえでの技術的な困難によるものである、とされていることを考えると、可能である限り広義の年金制度をとるべきであろう。そこで、広義の年金制度のもとでの総給付費の規模を比較したのが次の表2である。

表2 国民所得に対する年金総給付費の割合
(単位 %)

	1950	1955	1960	1968
日本	—	1.8 (0.1)	1.6 (0.3)	1.4 (0.4)
西ドイツ	7.8 (4.7)	—	10.2 (7.5)	12.3 (9.3)
イギリス	3.6 (2.8)	—	4.2 (3.7)	5.5 (5.1)
アメリカ	1.7 (0.5)	—	4.4 (2.9)	5.3 (3.7)

(注) () 内は、ILO ベースの場合。

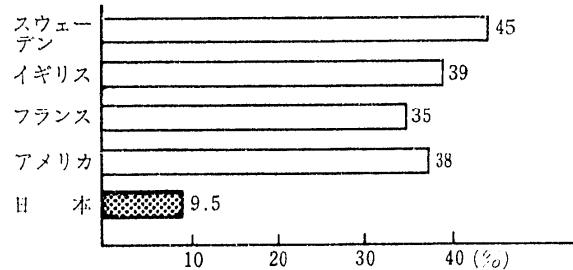
この場合でもわが国の年金総給付費の規模が、欧米諸国と比べて大きく立遅れているということには変りがない。しかし、1968年では規模が ILO ベースの0.4%から3.5倍の1.4%となり、アメリカの約1/4、西ドイツの約1/7と格差が縮小してくることに注目したい。なお、ここにあげた他の3カ国とは逆に、わが国の規模が次第に低下してきているのは、恩給のウェートが急激に下ってきつつあるからである。他の3カ国の中では、アメリカの上昇率が最も高く1950年に比べ1968年は約3倍になっている。他方、西ドイツは上昇率はそれ程でもないが、当初から非常に高い水準にあったことがわかる。また、各国とも共通して当初は ILO ベースの率との間の差が大きかったが、その後の一般制度の成熟にともないその差が縮小してきている。

II 1人当たり国民所得に対する老齢者1人当たりの年金給付費の割合による比較

Iで行った年金総給付費の規模による比較の結果を読みとる場合に留意すべきことは、国によって、総人口に占める65歳以上の老齢者人口の割合がかなり異なる、ということである。わが国の老齢者人口の割合は、1968年現在で6.8%であるが、これは西ドイツ、スウェーデンおよびイギリスの12~13%に対して約1/2である。老齢者人口の割合が低い場合、これが年金総給付費の規模を低下させる要因となる。その意味では、年金総給付費の規模の大小でもって、実質的な給付水準の高低を判断することはできない。例えば、老齢者人口の割合が上記3カ国の約1/2となっているわが国に関しては、仮に年金総給付費の規模がたとえ1/2であったとしても、老齢者1人当たりの年金給付水準はほぼ同一だということになる。

この点を考慮に入れるに、Iの比較よりも1人当たり国民所得に対する老齢者1人当たりの年金給付費の割合によって比較をする方がよりベターである。図1はこのような考え方に基づく比較であろう。ただしこの比較では、わが国に関しては公務員共済を含む年金保険の総給付費がとられており、その他の4カ国はいずれも ILO ベースの費用である。そこで、Iと同様に、広義の年金総給付費について、図1と同じ作業をした結果が表3である。この比較によれば、わが国の水準は1968年現在でイギリスの約1/2、西ドイツの約1/5となり、Iの比較の場合に比べ水準が上昇してくる。このことは、ヨーロッパの3カ国に比べて老齢者人口の割合が低いアメリカについても同様である。なお、わが国の1955年の水準は、当時のイギリスおよびアメリカの水準と同程度であった。

図1 年金水準(対1人当たり国民所得比)の国際比較



(備考) 1. ILO, *The Cost of Social Security, 1966* の年金給付額を65歳以上の人に支給したときの年金水準である。
2. 日本は昭和40年(1965年)、その他の国は1963年の数字である。

(資料) 国民生活審議会調査部会、老人問題小委員会報告、「深刻化するこれからの老人問題」、1968年10月、参考資料。

表 3 1人当たり国民所得に対する老齢者 (65歳以上)
1人当たり年金給付費の割合 (単位 %)

	1950	1955	1960	1968
日本	—	33.7 (1.8)	26.9 (5.1)	20.9 (5.5)
西ドイツ	84.3 (51.1)	—	94.6 (68.9)	98.3 (74.1)
イギリス	33.5 (26.3)	—	35.4 (31.3)	44.1 (40.9)
アメリカ	21.7 (6.3)	—	47.5 (31.6)	56.0 (39.0)

(注) () 内は、ILO ベースの場合である。

と推測されるが、これについては当時のわが国の所得水準がかなり低かったという事情もある。

しかし、この比較は、あくまで一応の目安となる程度のものでしかない。なぜならば、比較の前提に、年金総給付費のすべてが65歳以上の老齢者に支給される、という仮定がおかれていたからである。けれども、年金給付のなかには、必ずしも老齢であることを支給要件としない遺族給付、廃疾給付あるいは死亡一時金などが含まれている。また、主要な部門である老齢年金をとってみても、支給開始年齢が65歳以上の場合もあればそれ以下の場合もあり、さらに男女別に異なることもある。その他、退職要件の有無によっても、実質的な支給開始年齢の差がでてくる、といった問題がある。これらの点を考慮に入れると、わが国の場合は、比較のうえで若干有利になるであろう。

III 老齢年金の給付率による比較

IおよびIIの比較方法は、年金制度全体の総給付費をとるものであった。これに対して、ここで試みるのは、老齢年金の給付率による比較である。ここで言う給付率とは、*earnings replacement rate* あるいは *pension earnings ratio* と言われているものであって、老齢年金受給者の従前の収入あるいは勤労者の平均賃金に対する老齢年金額の割合である。ただし、日本、西ドイツおよびアメリカのようにいくつかの制度が存在する場合には、中心的な制度の給付率をとりあげることにする。

この方法は、昭和44年度および45年度の厚生白書で示唆されているのをはじめとして、外国でもいくつかの試みがある。また、ILO が老齢年金の給付基準を設定するにあたって採用しているのもこの方法である。すなわち、年金に関する新国際条約（第128号条約）では、30年以上の拠出期間を有する65歳以上の夫婦に対して、その者の従前所得（第26条規定）または普通成年

男子労働者の賃金（第27条規定）の45%以上の給付を行うこと、としている。

ところで、給付率によって比較を行う場合、大きく分けて2つの方法が考えられる。第1は、制度の仕組みのうえでモデルとして算出される給付率による比較の方法であり、第2は、現実の給付率による比較の方法である。上記の ILO 条約の基準のとり方も、極端に読めば、この両者の方法が混在しているとも言えよう。すなわち、第26条規定の場合、「従前」の範囲が統一化されておらず、所定の国内法令等によって定められた期間をとればよいこととされているから、その意味では第1の方法に近い。これに対して、第27条規定は第2の方法とほぼ同一のものである。

1. モデル計算上の給付率による比較

モデル計算によって給付率をもとめるといつても、実際には各種の方式が考えられる。まず、わが国の厚生年金保険の場合を例にとって、単純なモデルを考えてみよう。

厚生年金の老齢年金は、定額部分と報酬比例部分で構成されており、前者は $460 \text{ 円} \times \text{被保険者期間 (20 \sim 30 \text{ 年})}$ 、後者は平均標準報酬月額 $\times \frac{10}{1000} \times \text{被保険者期間}$ となっている。そして、今のところ、定額部分と報酬比例部分とを同額にするという方針がとられているから、被保険者期間30年の者を例にとれば、平均標準報酬の6割という給付率が尊かれる。あるいは、年金受給者が被保険者期間中を通して、退職時の全国平均賃金で推移してきたと仮定し、これをそのまま算定方式に代入して給付率をもとめることもできる。被保険者期間30年で1970年に退職した製造業男子労働者（平均賃金88,212円）についてみると、 $460 \text{ 円} \times 30 \text{ 年} + 88,212 \text{ 円} \times \frac{10}{1000} \times 30 \text{ 年} = 40,264 \text{ 円}$ となり、平均賃金に対する割合は、45.6%となる。

けれども、これらは極めて静態的なモデルであって、過去の標準報酬の価値が年々減価していくという、今日の成長経済のもとではまったく現実性を欠いている。とくに、これでもって、過去の報酬の実質価値を維持するような仕組みをもつ国（制度）と比較するとすれば、一層意味のないものとなる。

これに対して、アメリカ社会保障庁の M. Horlick は、かなり現実に近いモデルを考えている。彼は、1968年末に退職する製造業男子労働者について、その者が在職中全国平均賃金で推移してきたと仮定しているが、次

表 4 1968年末製造業男子退職者の老齢年金額の製造業男子平均賃金に対する割合および老齢年金算定方式

国	加入年数	下記の賃金に対する老齢年金の割合		老齢年金算定方式					
		退職前1年間算定方式の製造業男子平均賃金	式上の從前賃金	算定方式のタイプ	支給開始年齢	計	算	方	
オーストリア	30	49	—	57	最終5年(又は45~50歳)の平均賃金×一定率, 加入期間比例。	65	「算定基礎額」(最終5年の平均賃金)×(30%+1~10年の加入年数については, 1年につき0.6%+11~20年: " 0.9%+21~30年: " 1.2%+31年~ " 1.5%)		
	35	55	—	64.5					
	40	60	—	70					
ベルギー	35	33	41	47	生涯平均賃金(45年間又は1926年以後の全期間, 賃金については再評価)×60%	65	制度が成熟する2,000年に完全年金が発生。		
	40	37	46	53					
カナダ	—	22	39	22	普通的老齢年金+最も高い10年の平均賃金×25%。	67	所得比例年金を1967年に実施。1年につき賃金の2.5%が上積みされ, 1976年に最高である25%に達する。		
デンマーク	—	29	44	—	ミーンズ・テストを条件とする普通的老齢年金+加入期間比例の補足年金。	67	1年につき60クローネの補足年金×加入年数。		
フランス	30	22	33	20	最も高い10年のクレジットされた平均賃金×20%。過去の収入は指数調整される。	60	60歳以後の受給延期1年につき4%の増額。		
	35	43	68	40					
	40	65	98	60					
西ドイツ	30	43	—	45	生涯平均賃金×一定率。過去の収入は指数調整される。	65	「算定基礎賃金」×1.5%×加入年数。 「算定基礎賃金」= $\frac{\text{個人の賃金}}{\text{全国平均賃金}} \times \text{退職前4年間の最初の3年の全国平均賃金}$		
	35	50	—	51.5					
	40	57	—	60					
イタリア	35	54	—	57	最終3年の平均賃金×65%	40年の加入期間終了時	新制度の下で40年間の加入期間を有する1968年5月1日以後の退職者。改正法のもとで40年間の加入期間を有する1969年6月1日以後の退職者。		
	40	61	—	65	〃 ×74%				
オランダ	49	30	43	—	定額年金。	65	—		
ノルウェー	—	33	45	33	普通の年金+最も高い20年の平均賃金に比例する補足年金。過去の賃金は指数調整される。	70	全国基本額×45%。全国基本額=全国平均賃金の約 $\frac{1}{3}$ ×平均年金点数。平均年金点数=[年間賃金(上限あり)-基本額]÷基本額。		
スウェーデン	—	41	55	41	普通の年金+最も高い15年の平均賃金に比例する補足年金。過去の賃金は指数調整される。	67	全国基本額×60%。全国基本額=全国平均賃金の約 $\frac{1}{3}$ ×平均年金点数。平均年金点数=[年間賃金(上限あり)-基本額]÷基本額。		
スイス	1949年以降の期間	21	34	32	旧方式: 1948年以降の平均賃金にもとづく加重方式。新方式: 1948年以降の平均賃金×一定率。	65	年間1,000 フラン+平均年間拠出の最初の400 フラン×4.4+次の300 フラン×2.2。1969年現在の年金月額: 125 フラン+平均賃金月額×1.25%。		
イギリス	—	24	36	27	定額年金+1961年以降の拠出×一定率の graduated pension。	65	普通的定額年金+少額の所得比例年金。		
アメリカ	—	29	44	38	1951年以降の課税対象となる平均賃金(最も低い5年間を除く)に基づく加重方式。	65	クレジットされる平均賃金月額の最初の110 ドル×71.16%+次の290 ドル×25.88%+次の150 ドル×24.18%+次の100 ドル×28.43%。		
日本(1970年)	1942年以降の期間	28	29	53	定額年金+所得比例年金	60	400円×加入年数(20~30年)+平均標準報酬月額× $\frac{10}{1000}$ ×加入年数。1970年現在。		

(資料) Max Horlick, "The Earnings Replacement Rate of Old Age Benefits: An International Comparison," *Social Security Bulletin*, March 1970, pp. 3~16.

の点でこのモデルに現実性をもたせている。まず第1に、過去の収入の再評価が行われている国の場合には、その調整方式に基づいて、実際に過去の平均賃金の読みかえを行っている。第2に、完全年金が発生していない国の場合には、1968年時の経過年金を考えている。第3に年金額が加入年数に比例する制度をもつ国については、加入期間別の給付率を示しており、比較の基準を整合させている。

表4は、このようにしてえられた結果であり、1968年の製造業男子平均賃金に基づく給付率と、算定方式上の従前賃金（例えば、オーストリアのように退職前5年間が基準になる場合には、その期間の平均賃金）に基づく給付率が示されている。日本については、厚生年金保険制度発足当初（1942年6月）から加入し、1970年12月末に退職した者につき、1970年および1952年10月以降の製造業男子平均賃金月額、88,212円および46,256円をもとに、筆者が計算したものである。

この表で、1968年の製造業男子平均賃金に基づく給付率を単身者についてみよう。給付率がほぼ40%をこえ、高い水準にある国は、オーストリア、フランス、西ドイツ、イタリア、スウェーデンの5ヵ国である。ついで30%台の国は、ベルギー、オランダ、ノルウェーの3ヵ国となっている。20%台の比較的低い水準の国は、カナダ、デンマーク、スイス、イギリス、アメリカ、日本の6ヵ国である。

次に、算定方式上の従前賃金に基づく給付率による比較であるが、これは、国によって「従前」の範囲が異なり、また、従前の賃金が再評価されているか否かという違いもあるため、それ自体としてはあまり意味をもたないだろう。むしろ我々にとって興味があるのは、それぞ

れの給付率を比較してみるとことである。両者間に著しい差があるのは、ベルギー、スイス、アメリカ、日本などであるが、これは、算定方式上の賃金が、退職時の賃金水準を十分に反映していないことを意味している。

ところで、以上簡単に紹介したM. Horlickのモデル計算による比較は、比較の基礎となる収入とか加入年数などの基準をそろえているという点で、すぐれた研究である。けれども、これはあくまで平均的な製造業男子労働者についてのモデルによる給付水準を比較したものであるから、そのまま現実の水準を意味するものではない。一般に製造業男子労働者の賃金は比較的高いし、また、ここで用いられた賃金がそのまま拠出の基礎となって年金額が算定されるとは、必ずしも言えないものである。

2. 現実の給付率による比較

次に、現実に支給されている老齢年金額の平均賃金に対する割合（現実の給付率）によって比較してみよう。この方法による比較は、すでに昭和44年度および45年度の厚生白書で示唆されているので、まず最初にこれを紹介しておく。表5は44年度版のものであるが、白書はこれについて次のような判断を下している。

「諸外国においては、わが国のように国民のすべてが年金の適用を受けており、いわゆる皆年金を達成している場合は数が少ないので、いずれの国においても対象とされている被用者の受ける年金額により比較を行っているが、これによっても、今回の2万円年金は、イギリスの水準をこえ、西ドイツの労働者年金の額に接近している。」

なお、これらの国においては、賃金水準や物価がわが

表5 年金額等の国際比較

		日本	イギリス	スウェーデン	西ドイツ	アメリカ
支給開始年齢		60歳	65歳	67歳	65歳	65歳
老齢年金額	単身者	昭和45年11月の新規裁定分の平均は、20,000円となる見込	16,893円 (10,136円) 1968年	29,228円 (13,111円) 1967年	労働者年金 21,852円 (13,153円) 職員年金 36,801円 (22,081円) 〔配偶者加算なし〕 1966年1月	新規裁定 37,260円 (22,356円) 全受給者 35,374円 (21,224円) 〔単身者および有配偶者の総平均〕 1968年5月
	有配偶者	単身者の場合は 19,000円	27,404円 (16,442円) 1968年	43,842円 (19,729円) 1967年		
賃金月額（製造業）		50,216円	101,098円	116,907円	76,752円	188,172円

（資料）厚生省年金局調べ。

（注）1. 老齢年金の欄の（ ）内は、支給開始年齢をわが国と同じく60歳とした場合の年金額である。日本の年金額は、厚生年金保険の被保険者期間20年以上のものについて、改正案で計算したものである。

2. 賃金月額は、ILOの統計速報によるものでおおむね、1968年前半の数値である。日本については、毎月労働統計調査による昭和43年8月の賃金である。イギリスは、男子のみ。

表 6 (A) 老齢年金額 (イギリス: 週額, その他の国: 月額)

		1950	1955	1960	1965	1968	1970
日本 (円)	厚生年金保険(1) 国家公務員共済組合	— —	3,530 3,936	3,476 8,212	7,648 17,187	8,313 23,064	14,272 —
西ドイツ (マルク)	労働者年金保険(2) 職員年金保険(2) 両制度の平均(3)	60.50 92.90 73.78	89.70 137.20 107.08	159.70 258.30 196.67	215.40 353.50 269.54	272.70 457.19 341.31	— — —
スウェーデン (クローネ)	国民年金(4) (单身者 有配偶者)	— —	— —	229 363	333 (414) 521 (602)	435 (557) 676 (798)	480 (637) 747 (904)
イギリス (ポンド, シリング, ペンス)	国民保険 (单身者 有配偶者)	1 6 0 2 2 0	2 0 0 3 5 0	2 10 0 4 0 0	3 7 6 5 9 0	4 10 0 7 6 0	5 0 0 8 2 0
アメリカ (ドル)	OASDHI (单身者 有配偶者)	43.86 67.46	61.90 94.97	74.04 112.76	83.92 127.55	98.86 150.07	118.10 179.29

(注) (1)扶養加算を含む。 (2)被保険者に対する年金(職業不能年金, 稼得不能年金, 失業者および女子に対する老齢年金を含む)の平均額。 65歳支給の完全老齢年金額はやや高く, 例えば, 1965年時点で労働者年金223マルク, 職員年金371マルクであった。 (3)保坂哲哉氏の推計による。 (4) () 内は補足年金受給者の老齢年金額, 推定。

国よりも高いこと, また, いずれの国もすでに制度発足後相当長期の歴史を有しており, ここに掲げられている年金額も30年から40年という, 厚生年金保険の2万円の基礎とされている24年程度と比較して長い被保険者期間を持つ人々に支払われる額であること, 厚生年金保険では退職すれば60歳から支給されるのに対し, これらの国では65~67歳が支給開始年齢であることを考慮すると, わが国の2万円年金は, これらの諸外国の年金と比較して見劣りしないものである。」

厚生白書は, 給付率それ自体こそ算出していないが, 下欄に賃金月額を示していること, および説明の内容からも, 老齢年金の額による比較にとどまらず, 賃金水準に対する相対的な水準による比較を考えていると思われる。そして, 厚生白書のいわんとしていることは, 後者の方法による比較およびその他の諸々の条件を考慮すれば, 「2万円年金」の水準はかなり高いものになる, ということである。

このような厚生白書の結論が正しいか否かは別問題として, ここでは表6の比較の方法に若干の問題点があると思われる所以それを指摘しておこう。

- 老齢年金額の時点をそろえること。
- 老齢年金額と賃金の双方の時点をそろえること。
- スウェーデンおよびイギリスの場合は, 所得比例年金を含めること。

4. わが国については, 「2万円年金」のみならず全体の平均の老齢年金額をもとりあげること。外国の場合はいずれも後者をとっているのであるから, これは当然のことである。

5. わが国の賃金は, 特定の時点ではなく年間の平均賃金をとること。これは, 賞与のウェイトがかなり高いため, 特定の時点での賃金と年間の平均賃金との間の格差がかなりあるためである。

以上の点を考慮して本稿の作業を進めていこう。

○老齢年金額

わが国に関しては, 厚生年金保険の他に国家公務員共済組合をとりあげた。これは, 現在なお受給者数におい

表 6 (B) 被保険者期間別老齢年金受給権者
および平均年金月額 (厚生年金保険)

(1) 1970年9月末現在全受給権者分

	20年未満	20年以上	計
受給権者数	211,449	147,730	359,179
平均年金月額	12,188	16,422	13,930

(2) 1970年9月新規裁定者分

	20年未満	20年以上	計
受給権者数	1,767	2,768	4,535
平均年金月額	12,934	18,376	16,255

(注) 在職老齢年金の受給権者分は含まれていない。

表7 製造業平均賃金

	1950	1955	1960	1965	1968	1970
日本 (1) (内)	—	—	28,536 (22,630)	44,332 (36,106)	64,782 (52,699)	88,212 (71,447)
西ドイツ (マルク) (2)	68.40	97.73	119.43	182.00	206.00	—
スウェーデン (3) (クローネ)	2.73	4.64	6.32	9.45	10.46	12.93
イギリス (4) (シリング、ペニス)	156.8	231.1	303.3	403.3	472.4	578.3
アメリカ (5) (ドル)	59.33	75.62	89.72	107.53	122.51	134.40

(注) (1)男子、月額。 () 内は、男女平均。 (2)男子、週額。 (3)男子、時間当たり。 なお、月当たり労働時間は、それぞれ175時間 (1950年)、176時間 (1955年)、167時間 (1960年)、161時間 (1965年)、155時間 (1968年) である。 (4)男子、週額。 (5)男女平均、週当たり。

て、厚生年金保険をしのぐ規模を誇っている各種の公務員共済組合を無視してはわが国の年金水準を考えられない、と判断したからである。スウェーデン、イギリスおよびアメリカについては、扶養加算があるので単身者と有配偶者のそれについてあげた。わが国の場合も厚生年金保険については、単身者と有配偶者に分けるべきであるが、統計上は扶養加算を含む1人当たりの平均しかとれない。けれども、扶養加算額は1968年時点で各400円、1969年末からは配偶者1,000円、第1子600円、第2子以下400円とごく少額であるので特に問題にする必要はない。

スウェーデンについては、補足年金受給者の老齢年金額も掲げたが、イギリスの *graduated pension* については資料を入手しえなかった。ただし、イギリスの場合は、1966年度の新規裁定の *graduated pension* は平均2シリング7ペニスにすぎなかったというから無視してもかまわないであろう。一方、スウェーデンの補足年金は、イギリスと同様に経過期間中であると言うものの表

に示したようにすでにかなりの水準に達している。とくに新規裁定年金だけについてみると1968年には平均343クローネであった。

さらにわが国の1970年の老齢年金額については、被保険者期間別老齢年金額および受給権者数をとってみたが、これは、いわゆる「2万円年金」の水準を比較するために他ならない。

○賃金

賃金に関しては、ILOの新国際条約の基準に従って製造業の男子労働者平均賃金をとったが、アメリカのみは資料上男女平均賃金しかとれなかった。なお、厚生白書では製造業男女平均賃金をとっている。男子平均賃金をとるかあるいは男女平均賃金をとるかということであるが、ここであげた欧米諸国の場合、両者の水準にはほとんど格差がないため、それ程大きな問題にはならない。しかし、わが国の場合は両者の間にかなりの格差が存在するので注意を要する。ちなみに、1968年について男子平均賃金を100としたときの男女平均賃金の水準

表8 (A) 老齢年金給付率 (単位 %)

		1950	1955	1960	1965	1968	1970
日本	厚生年金保険	—	—	12.2 (15.4)	17.3 (21.2)	12.8 (15.8)	16.2 (20.8)
	国家公務員共済組合	—	—	28.8 (36.6)	38.8 (47.6)	35.6 (43.8)	—
西ドイツ	労働者年金保険	20.6	21.4	31.2	27.6	30.9	—
	職員年金保険	31.7	32.8	50.5	45.3	51.8	—
	両制度の1人当たり平均	25.2	25.6	38.4	34.6	38.7	—
スウェーデン	国民年金	单身者 —	—	21.7	21.9 (27.2)	26.8 (34.4)	24.0 (31.8)
	有配偶者	—	—	34.4	34.3 (39.6)	41.7 (49.2)	37.3 (47.3)
イギリス	国民保険	单身者 16.6	17.3	16.5	16.7	19.1	17.3
	有配偶者 26.8	28.1	26.4	27.0	30.9	28.0	
アメリカ	OASDHI	单身者 17.2	19.1	19.3	18.2	18.8	20.5
	有配偶者 26.5	29.3	29.3	27.7	28.6	31.1	

(注) 表6および表7参照。日本の()内は男女平均賃金に対するもので、スウェーデンの()内は補足年金受給者に関するものである。

表 8 (B) 被保険者期間別老齢年金給付率
(厚生年金保険) (単位 %)

	20年未満	20年以上	計
1970年9月末現在 受給権者分	13.8 (17.1)	18.6 (23.0)	15.8 (19.5)
1970年9月新規 裁定者分	14.7 (18.1)	20.8 (25.7)	18.4 (22.8)

(注) 表6および表7参照。()内は男女平均賃金に対するもの。

を示すと、わが国が81であるのに対して、西ドイツが92、スウェーデンが94となっている。

○給付率

現実に支給されている老齢年金の平均賃金に対する割合(現実の給付率)をみよう。まず単身者について1968年時点での比較すると、西ドイツが最も高く、労働者年金保険が30.9%、職員年金保険が51.8%、両制度の平均では38.7%となっている。これに次ぐのがスウェーデンであり、基本年金受給者が26.3%となっているが、補足年金受給者の場合は34.4%と高く西ドイツの水準に接近している。イギリスおよびアメリカは、いずれも19%前後でほぼ同じ水準にある。有配偶者については、西ドイツとの比較ができないのでこれを除くと、1968年時点でのスウェーデンが最も高く、基本年金受給者が41.7%、補足年金受給者が49.2%となっている。これに次いでイギリスおよびアメリカがほぼ同水準で30%前後の給付率を示している。

わが国の厚生年金保険の給付率の水準は、1968年時点でも、また法改正された後である1970年時点でもみても、いずれも他の4カ国より劣っている。しかし、1970年の20年以上の被保険者期間を有する受給者の場合は18.6%であり、ほぼイギリスおよびアメリカの単身者の水準に達している。さらに、これを男女平均賃金をもとにした給付率(23.0%)、あるいは「2万円年金」のモデルとされた20年以上の被保険者期間を有する新規裁定老齢年金受給者分の給付率(20.8%)について比較すると、イギリスおよびアメリカの水準を若干上回っている、とみることができる。次に、国家公務員共済組合の給付率をみると、1968年時点では35.6%となっており、ほぼ西ドイツなどの高い水準に達していると考えられる。なお、わが国で最高の給付率を誇っているのは、地方公務員共済組合の41.7%である。

ところで、以上の比較においては、西ドイツの場合は配偶者加算がないため、またわが国の厚生年金保険の場合はこれがあるにしても極めて低いものであることから、両国の給付率を他の3カ国の単身者の給付率と比較

した。けれども、仮に両国とも単身者に支給される老齢年金額でもって夫婦が生活するケース(現実にもこのようなケースが多いと思われる)を想定してみよう。そうすると、西ドイツの水準はスウェーデンをやや下回ることになり、イギリスおよびアメリカとの格差も縮小していく。またこの場合、わが国の厚生年金保険の水準は、イギリスおよびアメリカからも大きく立遅れることになる。ただし、被用者年金被保険者の妻については国民年金への任意加入が認められているので、国民年金が成熟する将来の姿はまた別のものになろう。

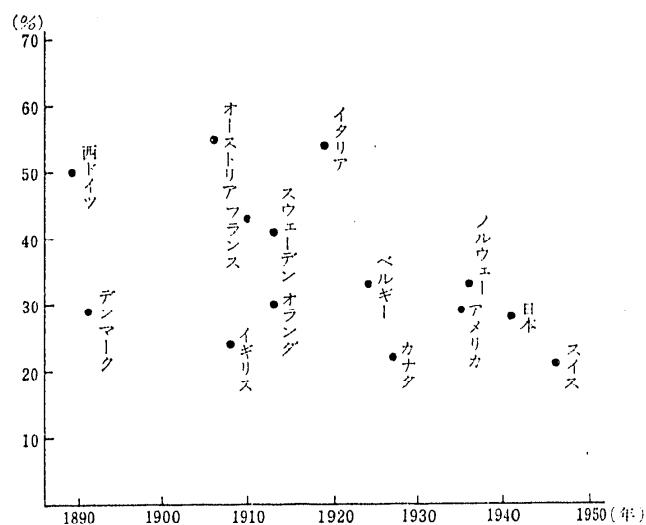
次に時系列でこれをみよう。まず第1に注目されるのは、現在最も高い水準にある西ドイツの場合、1950年代においてはイギリスおよびアメリカの水準と比べてそれ程高い水準ではなかった、ということである。この国で1960年代に入って給付率が急激に上昇したことは、1957年の年金改革が決定的な影響を及ぼしているものと思われる。スウェーデンについては、補足年金受給者の給付率が制度の経過とともに上昇してきていることが注目される。これに対して、イギリスおよびアメリカの場合は、1950年代からほとんど変化をみせていなかったが、1968年および1970年になってやや上昇している。このように欧米4カ国の場合は、給付率が横這い、もしくは上昇傾向にあるのに対して、わが国の厚生年金保険の場合は変動が著しい。これは、政策改定方式をとっていることの当然の結果であって、1965年および1970年に上昇しているのは、主として、1965年および1969年の法改正に基づく給付改善によるものである。

む す び

以上、いくつかの方法により年金給付水準の比較を試みてきた。しかし、当面の課題を、わが国の水準が欧米水準と比べてどの程度のものか、厚生白書が主張するように果して欧米水準に達しているのかどうか、といった点に限ったとしても、その結論を下すことは、必ずしも容易なことではない。ただ、若干の作業をもとにして指摘しうることは、「2万円年金」の現実の水準は、単身者について比較する限り、欧米諸国の中で比較的水準が低いイギリスおよびアメリカの水準に達しているとみてよい。けれども、年金制度全体の給付水準は、依然として大きく立遅れている、ということである。

このように、「2万円年金」の水準が欧米水準にある程度接近したものであるという判断が可能であるとしても、全体の水準が著しく劣っているのはなぜか。その原因は、「厚生行政の長期構想」の説明にもあるように、

図2 年金制度創設年と給付率（単身者）との関係



（注）表4参照。西ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、ベルギーについては、加入年数35年の場合をとった。

老齢人口の割合の低さ、および制度の未成熟にあることは明らかである。ところで比較に当っては、このうち前者によって生じている水準の低さについては、政策の範囲をこえるものであるから、この部分をマイナスして考えなければならない。したがって、真に考慮すべき要因は、制度の成熟度と1人当たり年金額の水準である。そして、その意味で、国全体の年金給付水準を比較するうえで最も適切だと思われる方法は、IIの方法——老齢者1人当たり年金給付費の相対的な水準による比較——である。このことは、次の関係を示せば明らかであろう。

$$\frac{\text{年金総給付費} / \text{1人当たり国民所得}}{\text{老齢者人口}} = \frac{\text{年金受給者数}}{\text{老齢者人口}} \times \frac{1 \text{人当たり年金額}}{1 \text{人当たり国民所得}} = \text{受給率(成熟度)} \times \text{給付率}$$

ただし、この方法には先に述べたように、極めて大きな仮定がおかかれていることに注意しよう。

ところで、年金の給付水準を決定する要因は何であろうか。やや古くなるが、1950年前後の資料によるM.S. Gordonの研究¹⁾では、一般に、年金制度の経過年数が長い国ほど給付率が高いこと、また、所得比例的な制度をもつ国の給付率の方が均一的な制度のそれより高い場合が多い、ということが指摘されている。同じことは、先に紹介したM. Horlickの研究結果からも一応読みと

れるだろう（図2参照）。なお、M. S. Gordonは、工業化の程度（非農業人口）および老齢者人口の割合と給付率の間には、ほとんど関係がみられないということ、逆に給付率と65歳以上老齢者の就業率との間には、かなり密接なマイナスの相関関係がある、としている。

最後にふれておかなければならないことは、ここでの研究は、あくまで計数的な比較にとどまるものである、ということである。各國の制度の内容とかそれを支えている諸々の背景についてもふまえたうえでないと、十分な判断は下せない。特に、年金制度は老後の生活保障体系の一部門にすぎないとすれば、その他の現物給付とかサービスと決して無関係には考えられない。また、年金のあるべき水準についても国によって考え方がかなり異なっている。例えば、今日欧米諸国では、年金も含めて社会保障給付は、ディーセントな生活水準を保障すべきであるという考え方方が定着しつつあるが、イギリスのように依然として最低生活の保障を基調として制度が展開している国もある。さらに、年金の給付水準を比較する場合、本稿のように公的年金制度だけでよいのか、という問題もある。企業年金が広く普及しつつある欧米諸国の場合、両者の関係を切離しては考えられないし、国によっては両者の境界すら見分けがつきにくくなっている。こういったことも今後の研究課題となろう。

（付記）本研究は、山田雄三所長、平石長久および保坂哲哉両主任研究員の助言によるところが多い。誌面をかりて厚くお礼申しあげたい。

1) Margaret S. Gordon, "Income Security Programs and the Propensity to Retire" Retirement and the Individual: Hearings Before the Subcommittee on Retirement and the Individual of the Special Committee on Aging (U. S. Senate, 90th Cong., 1st sess.), Part I, June 1967, pp. 323~335.

なお、本稿は拙稿「年金給付水準の国際比較」(社会保障研究所所内研究資料、No. 7002、昭和46年3

月)をもとに、これに若干の加筆訂正を行ったものである。

執筆者紹介(執筆順)

福武 直	東京大学教授
橋本 敏	関西学院大学教授
三浦 文夫	社会保障研究所研究第3部長
竹村 栄一	東京都監査事務局
國井 國長	國井社会生活研究所長
伊藤 秋子	お茶の水女子大学助教授
佐々木淑恵	お茶の水女子大学副手
馬場 紀子	お茶の水女子大学研究生
山崎 泰彦	社会保障研究所研究員

労働調査論研究会編
『戦後日本の労働調査』
東京大学出版会 1970年 436ページ

村山孝喜著 林知己夫監修
『統計調査ハンディブック』
日刊工業新聞社 1971年 476ページ

前田正久

情報化社会の進展について、正確な事実知識、とくに統計情報を集めることができます必要になってきていることはいうまでもない。それについて一方では統計調査や実態調査の技法も日々進歩を重ねてきている。ここに取り上げたのは、従来の積み重ねをふまえながら、目新しくかつハンディな概説書である。そして、入門書としても好適と考えられる。

『戦後日本の労働調査』

社会保障の体系はできるだけ広い国民層を、でき得べくんば全国民を包含するものでなければなるまいが、児童手当制度が発足し、年金給付水準も次第に引上げられ、老人医療の制度化もはかられつつあるわが国社会保障の現状からはすでに体系化は成れりとする向きもあるであろう。しかし、眞の医療制度はいかにあるべきかを考える時、老齢化する人口をかかえたわが国の向後の老人に対する生活や医療の保障、あるいは福祉の推進を考える時、それが多数の制度の並立によって可能になるのではなく、より有効な少数の制度によって国民のすべてがおおわれて然るべしとする考え方などとあわせて、再び真しにその体系化が論じられなければならない秋であろう。

そして、これらの論議結果が正鵠を得るために、制度のわが国で育ち来った歴史的背景を知悉しなければならないであろうことは論を待つまでもない。かつて、山田雄三所長は、「研究の中心は、何といっても正確な『事実知識』を集めることであり、したがって実態調査、統計解析、国際比較などに十分力を入れることが肝要である。……」とされ、「……われわれは広い事実知識を提供しなければならず、そこから当然『展望』とか『見通し』とかについて意見の相違が生れてくるであろう。

ただ、この場合にも、直接意見の相違について争うと

いうより、むしろ考慮すべき事実知識を考慮しているか、いないかというような点で争うべきものなのである。特に、社会保障の問題に関しては、単に制度そのものの技術論にとどまらず、広く経済的・社会的背景を考慮することが必要であり、これによって、一層新しい展望をつかむことが大切である」と本誌の巻頭言で述べておられる。

新しい展望は過ぎこしかたの事実知識の収集が基盤となってこそ生れてくるという認識——それは研究代表である氏原正治郎教授がその“はしがき”の中で述べられておられる本書刊行の趣旨そのものもあるが——に立てば、この『戦後日本の労働調査』は極めて優れた事実知識の集成といわなくてはなるまい。

本書は氏原正治郎教授を代表者として、1966年に発足をみた22名のメンバーによる「労働調査研究会」の手によって編されたものであり、その序説において本書が上梓された経緯について次のように述べられている。

「……もちろん、戦前においても、社会現象に貫く法則と、その発現形態についての理性的認識を目的として意識しつつ、自覚化された方法で資料を収集・整理しようとした科学的実態調査の試みがなかったわけではない。……だが、それらはまだ、戦前においては、社会科学的研究の方法として、確固たる地位を占めるにはいたらなかった。すでに昭和初頭において、日本資本主義の構造についての卓越した分析が提示されたのであるが、それを労働問題の実態調査研究をとおして、豊富化し、吟味する試みはほとんどなされなかったといっても過言でない。昭和期の戦時体制の進展は、労働・社会問題についての社会科学的実態調査を厳しく制約し歪曲せざるを得なかったのである。

かくて、労働・社会問題についての実態調査研究が組織的かつ大規模に行われるに至ったのは、第2次世界大

戦後のことである。……

われわれの研究グループが労働・社会問題についての科学的実態調査を本格的に開始したのは、『戦後労働組合の実態』についての調査を組織した、1947年春のことである」と、そして、この研究グループは昭和30年代末までに80余に及ぶ実態調査を手がけ、それ以降さらにそのつみ重ねに拍車がかかったようである。しかし、このような推移の中で、徐々に静かに方法への反省の機運がつよまってきたことが述べられている。もっとも、その反省の意味するところは、厳密には各人各様であつたろうが、もし共通項をとり出すとするならば、それは次の2点であったとして、本書上梓の運びとなった導入経緯が述べられている。『第1には、昭和30年代に行われてきた多数の実態調査は、調査において駆使された分析用具においても、調査の技術的方法においても、一段と精緻になって來たが、そのような実態調査をとおして定立された経験的諸命題が、わが国の労働・社会問題の核心をとらえるうえで、また日本資本主義の全体像をとらえるうえで、果してどの程度有効性を保持してきたか、という点についての反省であった。……

第2には、われわれをとりまく歴史的現実の推移についての、われわれなりの認識があった。……われわれの問題関心も動きつつあったし、必ずしもいまだ明確にはなっていないとはい、今後の新たな諸問題に接近するうえで、われわれが昭和30年代をとおして創造してきた理論的枠組、作業仮設、調査の技術的方法などが、果してどこまで有効でありうるか、という不安と懐疑が蓄積されてきたことも事実だったのである』と、以上の反省をふまえて発足した「労働調査論研究会」は今日まで没頭してきた実態調査の手を休めて、

(1) 問題関心

それぞれの調査者が、いかなる価値観・世界観のもとに歴史的現実の提起するいかなる問題に関心を寄せたか。

(2) 調査の仮設

その問題を解くために、先行する理論的・実証的研究の成果をいかにうけとめ、自らいかなる理論的枠組を設定し、検証のためいかなる作業仮説を設定したか。

(3) 調査技術

いかにして調査組織を作り、いかにして費用を調達し、また、いかなる調査対象を選定し、いかなる調査技術を採用したか。

(4) 結論

いかなる結論を得、それが既存の理論になにをつけ加

え得たか、また、つけ加え得なかつたか。

(5) 実践的含み

この調査の結論がいかなる実践的含みをもつていたか。

という5つの基準によって65種に及ぶ当該実態調査の総吟味を行っている。

吟味された65種の調査は前期と後期に二分され、前期はさらに、A前史、B労働組合、C基礎過程、に3区分され、後期もA労働組合、B労働市場、C小経営・中小商工業、D貧困・社会保障の4区分によって極めて組織的に整理収録されている。

前期調査として収録されているのは終戦の年の1945年から1953~54年までに実施した諸調査であり、この時期の諸調査は「講座派」理論に基づく日本資本主義論を調査に当つての理論的枠組としていることを特徴にあげることができる。そしてA前史に収録されているのは、今日この研究会の中心的メンバーがかつて東大(学生)社会科学研究会、東大経済学部大河内演習のメンバーとして実践した諸調査であり、B労働組合には名のとおり終戦直後における民主革命の担い手、日本資本主義の変革主体にかかわる労働組合、労働争議に関する諸調査が収録されている。Cの基礎過程には、かかる変革主体のあり方を規定している産業構造、労働市場、住宅問題などに関する諸調査が収録されている。

1954~55年から1969年までの間における諸調査が後期としてまとめられているが、これらの諸調査ではその対象領域に対する部分理論・作業仮設が重視され、精緻化されていることが多い。

したがって、細分のA労働組合に収録されている諸調査も、前期のそれとはやや異なり労働組合の組織と機能、労働協約、労働争議などに関するものであり、B労働市場としては、労働力の給源、熟練形成、労働移動形態、賃金構造、労働時間、労働力需要構造ならびに技術革新に伴うこれらの変化に関する諸調査がまとめられ、C小経営・中小商工業には産業構造調査にあたるもののが、D貧困・社会保障には、社会階層論、下層労働者家族の再生産構造論に関するものおよびこれに関連する政策的含みの提示を意図するものが収録されている。

先にも述べたように、本書は方法的反省と自覚とをふまえて、労働・社会問題について今日まで行われてきた実態調査研究の意義と限界を、その認識活動の全過程に即して具体的に吟味し検討した成果として具現したものであるが、もし、従来、実施してきた諸調査が長期的見通しの上に立った調査系の中において、より十分に位

置づけされながら実行され、観察集団が十分にわが国を代表し得る規模であり、その推定値が使い得るような標本設計であったならば、その効用はまた別の視点から高く評価されることとなり、統計情報としての有用性という側面からの整理も必要であったろうが、それらの観点に立っての整理に堪えるにはあまりにも事例研究が多い。

しかし、統計的立場からのこれらの指摘は本書の成果をいささかも損ずるところとはならない。本書が特に有意義であるのは、この種文献解題が得てして陥り勝ちな、調査事項重点、分析結果披露への偏向を排除して基準にしたがった五つの枠組によって、第Ⅰのパートでは公式名称、調査主体、研究費、第Ⅱパートでは調査目的、調査仮設、調査事項（これは原則的に別葉として紹介される）、第Ⅲパートでは調査対象、調査時点、資料収集・整理方法、第Ⅳパートでは結論抜粋、主要報告書目次、第Ⅴパートでは仮説設定時の参考文献、関連・批判文献、資料の保管状況が、一つの統計調査でさえ、企画、資金から使用文献までを含めて結論に至るまでを簡潔に取りまとめるのは生はんかな業ではできないにもかかわらず、簡にして要、見事に配列されてわれわれの前に提示されている点であろう。

『統計調査ハンディブック』

統計調査の最も重要な目的の一つは科学的認識の前提であり、行動や政策決定のための情報形成にある。単に特定の時刻、場所における現状認識だけでは記録にとどまって統計情報としては100%有用ではない。現状の認識は暗黙のうちに将来の予測を含み、それが故に存在価値をもっている。すべての統計調査においてその目的とするところは、ある瞬間に支配した状態を見出すことではなく、その基礎に横たわる傾向や関係を見出し実状を近似的に決定することにある。

しかし、統計調査では経費、時間、労力との関連も無視し得ない。むしろ現実問題としては与えられた経費、許された時間内で、いかにしたら最も確かな、最も豊富な統計情報が得られるかという点に心をくだかねばならないのが常である。

情報化社会の進展について統計情報の需要はますます大きく、一方、統計学も分化しつつその理論は磨き上げられつつある。ただ、もどかしさを感じるのはこの昇華しつつある理論と実践との場とのふれ合いがしつくりといかないという点である。おびただしい数にのぼる統計書のいくつかは近寄り難い理論の場でありすぎ、あるも

のは前提条件を顧慮しない公式的あてはめに堕し、統計現場に働く人々にとっては真に座右の書となるようなものがなかなか見当らない。

こうした中において、それこそが著者の企図したところであったろうが、座右において本当に使いやすい本書が刊行された。本書の構成は、まず最初に“統計とは何か”に始って「統計の基礎知識」が実際に即して手際よく記され、ついで“標本設計”が可能であるように「サンプリングの理論」、「調査対象の設定とサンプリング台帳（枠フレーム）」、「実際のサンプリング」を実例を引用しながら平易に解説されている。なかでも、地域抽出法を用いる場合などへの配慮からか、国勢調査の調査区についての詳細が閲覧等の手続きにまで及んで記されており、とかく手続きのやかましい官庁資料を利用する場合の実用上の便を考えての著者の行動いた執筆姿勢がよくうかがわれる。

次のパートでは、「実査に当つての計画と訓練」、「調査票の設計」について“はしがき”の中で「……すでに行われたよい調査は、非常に参考になるものである。特に、調査の質問は問題によってはすでにほぼ決まったいい回しがあるから、それを用いれば他の調査の結果と同一レベルで比較することができて便利である。調査がさかんになればなる程、このことは重要になってくる」と著者が強調されているとおり、“模範”「質問一回答例」が本書の4割近いスペースをさいて刻明に示されている。次いで「集計」の仕方が述べられ、「推定論と検定論」から極めて示唆に富む「調査における誤差」のいろいろが豊富な事例によって分りやすく紹介されている。

パート11以下は若干特殊技術論に入り、まず「態度や意見測定のための社会測定の技法」が述べられ、ついで、「重回帰分析、因子分析、数量化理論」が紹介され、最後に「標準分類」が紹介されて本書はとじられている。

本書の目次構成は以上のようなあるが、統計の場に働く者にとっては頗ってもない好個のハンディブックであるだけに以下稿を追つてするいささかのコメントをお許し願いたい。

- ① サンプリング理論の項において誤差式が示されているが、統計の初心者にとってはまだまだ馴じみにくいことを考慮すれば、標本誤差の算出が容易であるように、ワーク・シートが示されていることが望ましかった。
- ② p.50 の世帯や世帯員の一般定義例として著者は

建設省の地代家賃実態調査を用いられているようであるが、このような場合の定義例にはより普遍的な国勢調査などを中心例示にとりながら、他の調査との定義の異なりを明らかにされるべきではなかったろうか。同様に、(4)世帯の労働力類型も、これは極めて特異例であって、被保護階層における生活の主宰者たるべき者の労働力の欠如状況をみた保護統計上の労働力類型であるにすぎないのであって、あたかも一般世帯の労働力類型例示であるかのごとく紹介されたのはうなづけない。

③ p.141においてプリテストを一義的に準備調査としておられるのはどうか。これらの用語の用い方は必ずしも統一されているものではないかも知れないが、試験調査、準備調査、事前調査などの用語の違いがどこかで明らかにされていることが望ましかった。

④ p.167 以降の“質問一回答例”には多大のスペースがさかれている。はしがきで述べられている点にことごとく反対するものではないが、ここで用いられている例示は、世論調査、意識調査であるものが多く、傷病調査など保健衛生分野の例示や社会調査で用いられている事例が少ない。その意味では事例集としては偏りがあり、また、これらの質問一回答が何時の時点で、誰がどのように質問し回答したかが明らかでなければ、それはなじんだ表現例としては有用であっても、模範的な、質問一回答例として、果して著者が強調される程のメリットがあるものかどうかは疑問視せざるを得ない。

⑤ p.375 にはパート 8 として集計に関する有益な示唆が行われてはいるが、統計データの生産過程で極めて重要な部分であるだけに次の点について今少し筆がすすめられるべきであったろう。その一つはデータの発表形式としては望ましい統計表の様式や構造があり、フィールドの各コマ (cell) に計上されるべき表章単位やその記号などへの注意を含めた表章手続きに関する点へのもう一步のつっ込みであり、第二はせっかく図 8.4 でハンド・ソート・パンチ・カードが示されながら、ここでの記述程度ではその使用法が明らかでない点であり、第三は機械集計に関する記述の不足である。EDPS に関する記述を詳細に挿入するにはあまりにも紙数を費やすことになって不可能であろうが、計算センターなどの使用が比較的容易になり、イン・プットの方法も従来

のパンチ・カード→カード・リーダー、一辺倒でなく、OMR や OCR などの使用が実用化している現状からは、奈辺の記述が、国勢調査区間の記述に示された程度の配慮によって追加されるべきであつたろう。

⑥ p.401, 10.2.2 「肯定的聞き方」と「否定的聞き方」で回答は違うか——の結論として“ここでは有意差はない。したがって、この程度のことは、聞き方によってはっきり差があるとはいえないことになる”とある。この結論やこの論理構成に誤りがあるというのではない。しかし、実査（面接法）に当ってはこの肯定的、否定的表現のいずれを採用するかによっては、調査員自身の混乱を惹起する所以ともなり、ここでの説明ではおおいきれない誤り——それは後述の 10.3.3 の範囲に入るものかも知れないが——が生じるのではないかと思われるがその点はどうであろうか。

⑦ 本文最後のパート 13 では標準分類が示されているが、これはいさか目次構成上唐突の感をまぬがれず、これはむしろ 152 ページ周辺において国勢調査分類などとの関連において標準分類の位置づけを行い、分類なるものの概念、実査に当って標準分類により難い場合の措置などが付加記述されるべきであつたろう。

⑧ さて、全般的にみてもし可能であるならば、“調査計画”の項が別途設けられ、全国的規模で行う場合の標本調査、局地的な統計調査、大学や研究所の教授が実習参加の学生とともに直接フィールドに参加する各種調査といった区分による計画時の配慮点、それぞれの区分ごとの調査の限界、マニュアルの要否などについての言及が望まれるとともに、9 推定と検定、11 尺度、12 分析と論をすすめる前提として、“統計解析”に関する一般原則の記述が望ましかった。ある種の作業においては、まことに初步的な統計解析こそが必要である場合も多いからである。

好著であることを認めながら数多くのコメントをつける結果となったが、監修の辞の中において斯界の権威林知己夫先生が「読んで楽しい理論と実践とが一致した統計書」という賛辞をおくられているように最近における得難い統計書として、ひろく人々におすすめできる点では吝かなものではない。

（まえだ まさひさ 厚生省統計調査部統計調査官）

次号 (Vol. 7, No. 4) 予告

卷頭言 鈴木武雄

論文

経済法則と社会保障 松尾 均

企業と社会保障 桐木逸郎

イギリス年金制度改革案について 村上 清

企業の非物的分配機能 向井 利昌

資料

地方小都市における老齢者世帯の研究 森岡清美・伊藤秋子他

研究ノート

スウェーデンのホームヘルパー制度 小野寺 百合子

社会保障統計

この「社会保障統計」欄をよむ上に：

1. 社会保障の概念規定については、まだ十分な結論がなされていない。従来の「社会保障」の概念にとらわれることなく、もう少し広く、「社会開発」的視点から資料を収集し、主な計数を定期的に紹介することにしている。
2. 毎会計年度ごとに刊行される1~4号の4冊によって一つの体系的概観を図ることにしている。1号 人口、労働等の社会保障をめぐる基礎的事項、2号 医療、公衆衛生および人口動態、3号 社会保障費および社会保険、4号 社会福祉、公的扶助および社会保障関連制度の順に基本的な諸統計を配置する予定にしている。なお、以上の他に、その号かぎりの特殊表をも付加する建前をとっている。
3. 本欄の構成は主要資料の図示、国際比較および国内資料の収録の3区分を原則としている。可能な限り最新の数字に入れ替えることとしているが、更新すべき数字の入手がまだ不可能であるものについては、従来採用の数字をそのまま再録することがある。
4. 本号では産業別国内総生産、個人消費支出、国家財政および社会保障費について国際比較を行い、国内資料は国の予算(社会保障関係)、社会保障費、振替所得、失業保険、労災保険、医療保険および年金保険等の諸資料を掲載している。
5. 各統計表中に使用している記号は、次のような場合に用いてある。

計数のない場合	—
計数不明の場合	...
統計項目のあり得ない場合	•
数値が微小(0.05未満)の場合	0.0
使用した計数の年次等が異なる場合	*

(曾原利満、大本圭野)

目 次

図 1 政府管掌健康保険加入者の年齢別受診率	83
図 2 政府管掌健康保険加入者の年齢別受診1件当たり点数	83
国際比較	
表 1 各国の要素費用による産業別国内総生産(1968年)	84
表 2 各国の個人消費支出(1968年)	86
表 3 各国の国家財政	88
表 4 社会保障費収入の財源別割合(1963年)	89
表 5 社会保障費の主要項目構成比(1963年)	90
表 6 国民所得に占める社会保障費の割合	92
国内資料	
表 7 国の予算における社会保障関係費	93
表 8 社会保障関係総費用の年次推移	94
表 9 社会保障関係国庫負担の年次推移	95
表 10 振替所得の推移	95
表 11 失業保険の推移	96
表 12 労働者災害補償保険の推移	97
表 13 政府管掌健康保険の推移	97
表 14 組合管掌健康保険の推移	98
表 15 日雇労働者健康保険の推移	99
表 16 国民健康保険の推移	99
表 17 主要制度別にみた医療保険給付の診療費諸率(昭和34年度)	100
表 18 主要制度別にみた医療保険給付の診療費諸率(昭和44年度)	101
表 19 船員保険の推移	102
表 20 厚生年金の推移	103
表 21 国民年金の推移	104
表 22 財政投融资資金計画(使途別分類)	105
表 23 厚生年金保険還元融資・国民年金特別融資資金枠の推移	106

図1 政府管掌健康保険加入者の年齢別受診率(千人当り受診件数、昭和44年4月)

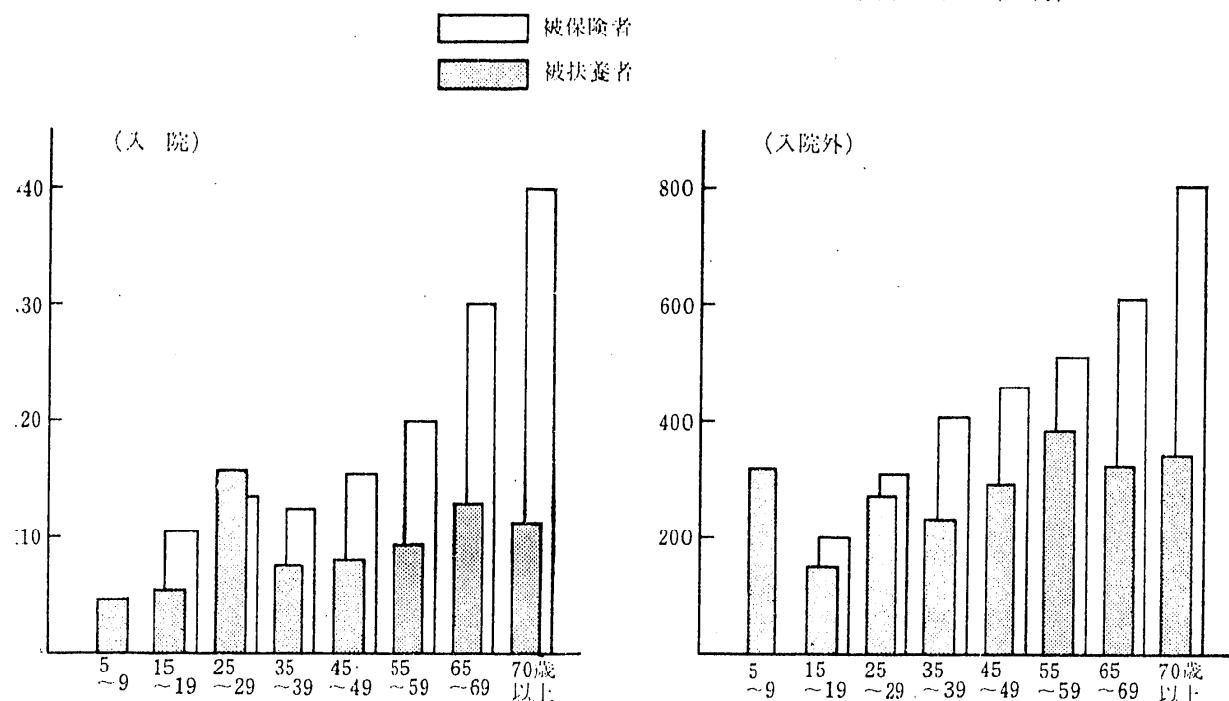
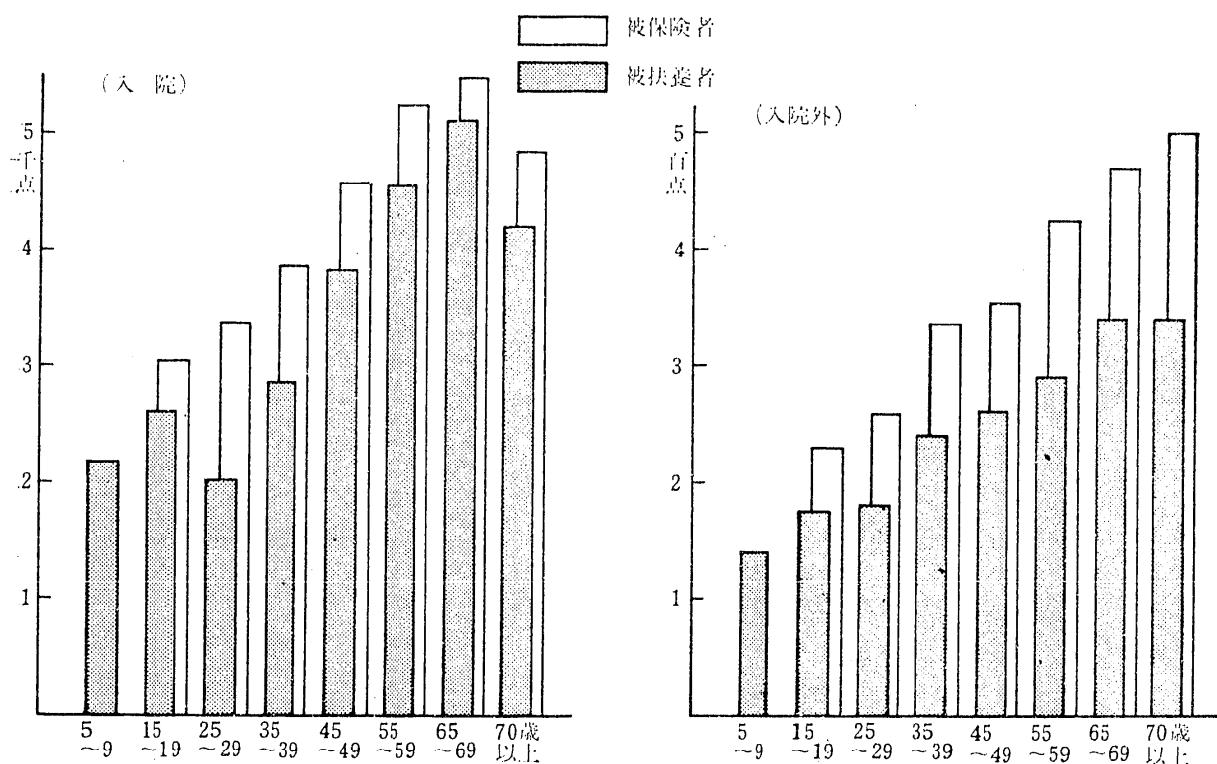


図2 政府管掌健康保険加入者の年齢別受診1件当たり点数(昭和44年4月)



注) 図1, 2ともに厚生省「医療給付受給者状況調査報告(昭和44年4月診療分)」掲載の数字から作成した。

国際比較

表1 各国の要素費用によ

(単位)	総額	農林・狩獵 ・漁業	鉱・採石業	製造業	建設業
ヨーロッパ州					
スウェーデン 10億クローネ	109.7	6.5	1.0	34.8	11.4
ノルウェー 100万クローネ	58,518	3,968	567	14,516	4,797
フィンランド 100万マルク	29,834	4,564	238	7,885	2,747
デンマーク 100万クローネ	89,844	8,151	42	25,325	8,365
オーストリア 10億シリング	240.7	21.5	86.5	27.6	
イギリス 100万ポンド	36,267	1,127	687	12,527	2,456
西ドイツ 10億ドイツマルク	530.7	21.1	20.8	215.2	35.4
ベルギー 10億フラン	905.3	49.2	15.3	273.8	59.3
オランダ 100万ギルダー	81,350	5,710	34.340		
イタリア 10億リラ	41,437	4,591	309	11,290	3,341
スペイン 10億ペセタ	1,642.6	267.8	17.5	418.8	84.0
ポルトガル 10億エスキュード	130.4	24.8	0.8	46.0	6.9
ポーランド 10億ズロッティ	653.8	140.3	132.8	62.3	
チェコスロバキア 10億コルナ	257.8	33.7	154.9	28.9	
ユーゴスラビア 10億新ディナール	101.8	24.3	34.6	9.0	
北アメリカ州					
カナダ 100万カナダドル	54,166	3,188	2,212	13,606	3,304
アメリカ合衆国 10億ドル	876.0	25.3	14.2	246.4	39.5
メキシコ 10億ペソ	114.3	18.1	1.7	34.0	4.5
南アメリカ州					
ペネズエラ 100万ボリバール	42,601	3,258	10,777	14,917	4,565
コロンビア 100万ペソ	88,725	27,179	2,149		
アジア州					
日本 10億円	40,957	4,142	289	12,366	3,105
台湾 10億ドル	144.0	33.2	2.4	32.8	6.8
フィリピン 100万ペソ	23,958	8,245	427	4,147	871
インド 10億ルピー	281.9	149.7	2.8	35.1	11.2
トルコ 10億トルコリラ	102.1	33.7	1.7	16.3	7.5
イスラエル 100万イスラエルポンド	11,398	903	2,833	783	320
マレーシア 100万マラヤドル	7,180	2,037	551		
アフリカ州					
アラブ連合 100万エジプトポンド	2,164.8	643.4	488.9	81.7	
大洋州					
オーストラリア 100万オーストラリアドル	21,612	1,844	475	6,143	1,809
ソ連 10億ルーブル	243.1	52.0	126.3		23.4

注) 1. 西ドイツは市場価格による。また、電気・ガス・水道業は鉱・採石業に含まれている。
 2. ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビアおよびソ連は物的純生産物であり、また、卸・小売業の欄には商業・その他の物的純生産部
 3. アメリカ合衆国は市場価格による。
 4. メキシコは1950年市場価格により、また、金融・保険・不動産業と住宅所有はサービスに含まれている。
 5. イスラエルのサービスは卸・小売業に含まれている。
 6. マレーシアは1966年の数値が示されている。
 7. スウェーデン、オーストリア、カナダ、メキシコ、インド、アラブ連合、オーストラリアは1967年の数値が示されている。

資料 United Nations "Yearbook of National Accounts Statistics 1969".

る産業別国内総生産(1968年)

電気・ガス・水道業	運輸・倉庫・通信業	卸・小売業	金融・保険・不動産業	住宅所有	行政・国防	サービス業
3.0	8.5	12.3	5.0	6.0	5.7	16.7
1,885	11,020	7,237	1,718	1,811	2,925	8,073
818	2,225	2,926	804	1,973	1,418	4,236
1,844	8,979	12,100	2,629	5,059	13,345	4,005
7.7	16.1	21.9	10.4	2.1	29.4	17.6
1,288	3,065	4,082	882	1,801	2,582	6,549
...	31.1	70.9	20.2	23.4	49.0	46.0
23.7	73.2	108.3	33.2	53.6	65.9	160.7
-----	6,640	-----	15,310	-----	6,890	12,450
1,045	3,017	5,033	2,091	2,310	4,924	3,485
32.6	108.5	202.5	75.8	72.9	113.6	248.3
3.1	7.8	15.9	3.9	4.0	8.9	10.0
•	41.5	81.6	•	•	•	•
•	10.9	29.4	•	•	•	•
•	7.8	26.1	•	•	•	•
1,757	4,683	7,361	3,704	1,812	3,961	8,578
20.0	53.5	142.2	55.1	64.1	123.1	95.3
1.8	4.7	29.7	•	•	3.0	16.9
-----	28,566	-----	-----	-----	-----	-----
1,325	5,837	12,324	2,928	5,222	5,385	6,893
-----	3,395	7,116	4,100	-----	1,453	4,999
3.0	9.0	19.3	3.7	9.8	17.0	7.7
150	853	2,588	877	1,393	1,991	2,416
2.0	11.0	30.2	4.0	6.5	12.0	17.3
1.0	8.5	8.2	3.8	6.0	10.1	5.3
868	1,061	2,042	699	754	2,364	...
152	249	1,117	124	303	537	1,007
27.8	115.6	205.0	-----	81.0	521.4	-----
748	1,817	3,136	743	1,199	981	2,717
•	14.5	26.9	•	•	•	•

月の金額が示されている。

表2 各 国 の 個 人

(単位)	総額	飲食費	タバコ	被服費
ヨーロッパ州				
スウェーデン 10億クローネ	73.1	23.2	2.3	7.0
ノルウェー 100万クローネ	34,727	11,434	1,020	4,496
フィンランド 100万マルク	20,436	7,024	705	1,714
デンマーク 100万クローネ	58,371	19,222		4,736
オーストリア 10億シリング	165.3	60.0	4.9	22.0
スイス 100万フラン	42,950	14,455		3,250
イギリス 100万ポンド	27,020	8,082	1,578	2,652
西ドイツ 10億ドイツマルク	297.3	94.9		33.1
ベルギー 10億フラン	657.7	191.8	14.4	58.6
オランダ 100万ギルダー	51,240	14,770	1,590	7,130
イタリア 10億リラ	29,740	12,395	878	2,975
スペイン 10億ペセタ	1,239.0	665.2		164.2
ポーランド 10億ズロッティ	409.9	236.9	13.1	67.3
ユーゴスラビア 10億新ディナール	61.9	32.0		10.7
北アメリカ州				
カナダ 100万カナダドル	40,987	9,971	1,062	3,170
アメリカ合衆国 10億ドル	538.9	114.2	9.7	50.1
南アメリカ州				
ペネズエラ 100万ボリバール	19,903	6,531	590	1,364
アジア州				
日本 10億円	26,682	9,463		3,128
台湾 10億ドル	100.0	46.9	4.7	5.4
イスラエル 100万イスラエルポンド	9,289	2,611	163	931
マレーシア 100万マラヤドル	4,956	2,383	264	322
大洋州				
オーストラリア 100万オーストラリアドル	16,183	4,433	482	1,548

注) 1. 海外居住者=海外居住者支出-(国内非居住者支出+海外送付現物贈与純額).

2. デンマークの家事費と保健衛生費は教養娯楽費等に含まれている.

3. スペインの光熱費は飲食費とタバコに含まれている.

4. ペネズエラは1957年市場価格による.

5. 日本の海外居住者欄には統計上の不完全 595 が含まれている.

6. 台湾の地代賃・水道料は家事費に含まれている.

7. マレーシヤは1966年.

8. オーストラリアの家事費は教養娯楽費等に含まれている.

資料 United Nations "Yearbook of National Accounts Statistics 1969".

消費支出 (1967年)

地代家賃 ・水道料	光熱費	家・具・設・備・器 費	家事費	保健衛生費	交通通信費	教養娯楽・そ の他サービス	海外居住者
7.5	2.9	4.9	1.2	3.0	11.6	8.3	1.3
2,808	1,315	2,620	1,124	1,734	3,939	3,796	441
2,256	851	1,141	430	812	2,624	2,867	12
5,362	1,251	5,766	7,222	12,721	2,091
9.8	5.5	13.4	4.6	7.6	18.4	19.0	...
5,385	1,945	2,585	1,240	2,755	4,715	5,300	1,320
3,284	1,340	1,695	684	625	3,519	3,540	21
34.6	14.8	35.8		12.2	25.0	42.0	...
67.0	32.6	57.9	32.2	51.8	66.8	77.6	7.0
4,230	2,750	5,000	2,260	4,330	2,690	5,840	650
2,953	970	849	1,193	2,239	3,025	2,959	△ 708
102.7	...	109.4	279.6				△82.0
...	11.8	27.5	...	10.5	23.0	19.8	...
...	3.6	4.3	...	2.3	5.3	3.3	...
6,567	1,377	1,730	1,401	3,637	5,760	6,358	△ 46
76.6	18.9	39.7	19.7	47.7	81.6	76.9	3.9
3,055	1,234	647	323	1,635	2,103	2,213	206
2,559	814	2,363	7,686				669
...	3.9	16.1		5.9	2.6	14.5	...
1,334	173	752	331	633	777	1,747	△ 189
348	97	215	170	226	457	496	△ 22
1,981	430	1,168	...	1,084	2,253	2,794	10

表3 各国の国家財政

(単位)	年次	歳入	歳出		備考
			総額	(再掲)社会保険・ 公衆衛生費等	
ヨーロッパ州					
スウェーデン	100万クローネ	1971	45,542	46,082	14,885 (32.3) %
ノルウェー	100万クローネ	1971	20,663	22,718	4,199 (18.5)
フィンランド	100万マルク	1971	10,126	10,307	1,977 (19.2)
デンマーク	100万クローネ	1971	35,001	32,831	...
オーストリア	100万シリング	1970	100,128	104,876	25,400 (24.2)
スイス	100万フラン	1970	7,571.0	7,594.2	1,277.3 (16.8)
イギリス	100万ポンド	1969	20,024	19,760	5,375 (27.3)
西ドイツ	100万ドイツマルク	1969	235,620	237,240	80,130 (38.8)
ベルギー	100万フラン	1970	297,100	339,494	58,859 (17.3)
オランダ	100万ギルダー	1971	29,650	31,503	4,226 (13.4)
フランス	100万フラン	1969	146,743	149,769	...
イタリア	10億リラ	1970	10,627	12,281	100 (0.8)
スペイン	100万ペセタ	1969	270,542	277,219	27,924 (10.1)
ポルトガル	100万エスクード	1968	21,657.0	23,562.5	2,798.0 (11.9)
ポーランド	10億ズロッティ	1970	372.7	377.7	47.1 (12.5)
チェコスロバキア	10億コルナ	1970	140.1	140.6	50.4 (35.8)
ユーゴスラビア	10億新ディナール	1969	19,649	18,432	1,727 (9.4)
北アメリカ州					
カナダ	100万カナダドル	1969	14,091	13,525	3,602 (26.6)
アメリカ合衆国	100万ドル	1972	217,593	229,232	87,399 (38.1)
メキシコ	100万ペソ	1970	27,534.0	27,285.4	3,840.7 (14.1)
南アメリカ州					
ペネズエラ	100万ボリバル	1971	9,710	9,568	2,128 (22.2)
コロンビア	100万ペソ	1971	14,058.4	15,381.6	1,362.2 (8.9)
アジア州					
日本	10億円	1970	8,313	8,285	2,119 (25.6)
フィリピン	100万ペソ	1970	3,303.0	3,196.7	194.8 (6.1)
インド	100万ルピー	1971	42,367	54,451	...
トルコ	100万リラ	1969	24,497	25,697	912 (3.5)
イスラエル	100万イスラエルポンド	1970	5,019.4	8,148.9	348.4 (4.3)
マレーシア	100万マレーシアドル	1969	1,906.3	2,735.0	255.9 (9.4)
アフリカ州					
アラブ連合	100万ポンド	1971	653.2	689.2	58.0 (8.4)
ガーナ	100万新セディ	1970	360.6	433.6	87.7 (20.2)
大西洋州					
オーストラリア	100万オーストラリアドル	1970	3,955	4,829	431 (8.9)
ニュージーランド	100万ニュージーランドドル	1970	1,325.3	1,138.5	86.8 (7.6)
ソ連	100万ルーブル	1970	144,900	144,600	30,300 (21.0)

資料 United Nations "Statistical Yearbook 1970" 日本語版。

表4 社会保障費収入の財源別割合 (1963年)

(単位 %)

国	社会保障費収入総額 (100万各國通貨単位)	拠出		社会保 障費税	公費負担			その他	備考
		被保険者	事業主		合計	国庫負担	他の公 費負担		
ヨーロッパ州									
スウェーデン	13,468.1	クローネ	16.9	22.8	—	57.6	34.9	22.7	2.7
ノルウェー	4,596.5	クローネ	31.2	30.1	0.1	36.9	16.0	20.9	1.7
フィンランド	2,388.2	マルク	7.2	40.5	—	46.8	29.1	17.7	5.5
デンマーク	6,360.4	クローネ	12.9	9.6	0.8	76.6	58.9	17.2	0.6
オーストリア	34,323	シリング	24.4	47.8	—	22.5	22.1	0.4	5.3
スイス	5,121.4	フラン	32.2	24.3	—	28.3	6.9	21.4	15.6
イギリス	3,619.2	ポンド	21.6	20.1	—	53.9	47.1	6.8	4.4
西ドイツ	67,035	ドイツマルク	25.3	41.9	1.5	22.7	27.7	—	8.6
ベルギー	108,766.3	フラン	20.0	44.5	0.3	27.7	27.7	0.0	7.5
オランダ	8,295.1	フローリン	40.5	40.0	—	12.0	9.7	2.3	7.5
フランス	63,374.4	フラン	15.9	61.6	2.7	15.7	13.5	2.2	4.1
イタリア	4,562,443	リラ	14.3	60.4	0.1	15.4	15.2	0.2	9.8
スペイン	50,780	ペセタ	82.6	—	0.5	8.1	8.1	0.0	8.8
ポルトガル	5,974.6	エスキュード	19.4	51.8	—	9.2	9.2	—	19.9
ポーランド	44,587	ズロッティ	—	62.8	—	36.8	36.8	—	0.8
チェコスロバキア	28,901	クローネ	1.8	32.6	—	65.1	65.1	—	0.5
ユーゴスラビア	591,733	ディナール	—	86.3	—	6.6	6.6	—	7.1
北アメリカ州									
カナダ	4,557.2	カナダドル	7.0	9.9	17.8	56.1	35.7	20.4	9.2
アメリカ合衆国	43,116	ドル	24.7	38.9	—	30.2	19.4	10.8	6.2
メキシコ	5,140.54	ペソ	—	68.5	—	25.7	25.7	—	5.8
南アメリカ州									
ペネズエラ	668.94	ボリバール	10.3	17.8	—	70.7	70.7	—	1.2
コロンビア	852.46	ペソ	7.9	23.2	—	57.6	57.6	—	1.3
アジア州									
日本	1,636,308	円	26.2	31.3	—	33.2	29.4	3.8	9.3
台湾	1,077.5	台湾ドル	10.2	17.5	—	69.3	47.7	21.6	3.0
フィリピン	275.25	ペソ	23.1	30.9	—	33.9	33.6	0.3	10.0
インド	3,470.5	ルピー	26.2	34.7	0.0	29.9	3.0	26.9	9.2
トルコ	1,891.4	トルコポンド	31.8	47.4	—	6.1	6.1	—	14.7
イスラエル	591.6	イスラエルポンド	25.2	26.0	—	30.9	24.6	6.3	17.9
マラヤ連邦	337.59	マラヤドル	18.7	35.8	—	29.2	29.2	—	16.3
アフリカ州									
ガーナ	8.11	ガーナポンド	1.2	21.9	—	75.0	75.0	—	1.9
大洋州									
オーストラリア	776.0	オーストラリアポンド	9.2	10.7	—	76.9	63.9	13.0	3.2
ニュージーランド	186.3	ニュージーランドポンド	46.9	4.2	—	47.1	47.1	—	1.8
ソ連	17,260	ルーブル	—	26.6	—	73.4	73.4	—	1960

資料 ILO, *The Cost of Social Security*, 1961-1963.

表5 社会保障費の主

国 (通貨単位)	社会保険および類似 制度		児童(家族)手当		公務員一軍人・文官	
	金額	%	金額	%	金額	%
ヨーロッパ州						
スウェーデン(クローネ)	5,834.9	51.6	970.2	8.6	599.8	5.3
ノルウェー(クローネ)	2,698.4	61.3	258.3	5.9	578.1	13.1
フィンランド(マルク)	674.8	33.4	303.5	15.0	228.1	11.3
デンマーク(クローネ)	3,125.0	49.5	628.2	10.0	468.8	7.4
オーストリア(シリング)	22,006	64.0	4,416	12.8	5,071	14.7
スイス(フラン)	2,289.7	57.4	32.6	0.8	430.8	10.8
イギリス(ポンド)	1,547.8	43.0	150.9	4.2	272.7	7.6
西ドイツ(ドイツマルク)	44,081	68.4	1,565	2.4	10,220	15.9
ベルギー(フラン)	58,356.6	55.0	17,317.4	16.3	17,519.3	16.5
オランダ(フローリン)	4,824.9	67.7	976.9	13.7	899.5	12.6
フランス(フラン)	29,938.2	47.5	14,606.3	23.2	11,217.0	17.8
イタリア(リラ)	2,714,239	65.5	580,077	14.0	503,745	12.2
スペイン(ペセタ)	29,459	75.3	3,098	7.9	5,559	14.2
ポルトガル(エスキュード)	1,822.9	40.7	882.6	19.6	988.6	22.0
ポーランド(ズロッティ)	17,797	41.1	8,496	19.6	—	—
チェコスロバキア(クローネ)	18,081	62.6	4,443	15.4	—	—
ユーゴスラビア(ディナール)	421,699	76.0	94,081	17.0	—	—
北アメリカ州						
カナダ(カナダドル)	1,311.0	32.6	539.3	13.4	161.6	4.0
アメリカ合衆国(ドル)	22,443	56.9	—	—	3,967	10.1
メキシコ(ペソ)	2,852.91	64.7	—	—	916.40	20.8
南アメリカ州						
ペネズエラ(ボリバール)	216.18	32.3	—	—	—	—
コロンビア(ペソ)	220.88	26.1	150.34	17.7	—	—
アジア州						
日本(円)	717,430	58.0	—	—	164,016	13.3
台湾(台湾ドル)	174.4	16.0	—	—	178.6	16.4
フィリピン(ペソ)	21.27	14.5	—	—	38.53	26.2
インド(ルピー)	418.2	16.5	—	—	942.0	37.2
トルコ(トルコポンド)	363.3	35.1	—	—	556.0	53.7
イスラエル(イスラエルポンド)	286.0	57.1	12.1	2.4	—	—
マラヤ連邦(マラヤドル)	35.94	18.7	—	—	57.28	29.9
アフリカ州						
ガーナ(ガーナポンド)	0.12	1.5	—	—	1.59	20.1
大洋州						
オーストラリア(オーストラリアポンド)	465.6	64.6	—	—	44.3	6.1
ニュージーランド(ニュージーランドポンド)	125.7	68.3	—	—	11.4	6.2
ソ連(ルーブル)	11,537	66.8	466	2.6	—	—

注 1) 社会保障支出総額を示す。

2) 社会保険および類似制度に含まれる。

資料 ILO, *The Cost of Social Security, 1961-1963.*

要項目構成比 (1963年)

(単位 100万各國通貨単位)

公共保健サービス		公的扶助および類似制度		戦争犠牲者給付		制度間に配分されない管理費		総額 ⁽¹⁾	
金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
2,531.1	22.4	1,290.6	11.4	13.9	0.1	70.8	6.3	11,311.3	100.0
576.6	13.1	245.4	5.6	39.3	0.9	7.0	0.2	4,403.1	100.0
434.1	21.5	259.6	12.8	122.7	6.1	—	—	2,022.8	100.0
1,254.0	19.9	722.6	11.4	20.3	0.3	94.2	1.4	6,313.1	100.0
144	0.4	1,237	3.6	1,509	4.4	—	—	34,383	100.0
715.8	17.9	520.3	13.0	—	—	—	—	3,989.2	100.0
1,100.0	30.5	415.0	11.5	114.9	3.2	—	—	3,601.3	100.0
530	0.8	3,901	6.1	4,178	6.5	—	—	64,475	100.0
2,042.3	1.9	6,477.4	6.1	4,122.5	3.9	—	—	106,015.5	100.0
—	—	371.0	5.2	48.6	0.7	—	—	7,123.9	100.0
—	—	3,104.8	4.9	4,111.5	6.5	—	—	62,977.8	100.0
28,504	0.7	61,513	1.5	254,443	6.1	—	—	4,144,521	100.0
992	2.5	—	—	—	—	—	—	39,108	100.0
63.8	1.4	726.5	16.2	—	—	—	—	4,483.9	100.0
16,467	38.0	—	—	518	1.2	—	—	43,278	100.0
5,741	19.9	636	2.2	— ²⁾	—	— ²⁾	—	28,901	100.0
8,374	1.5	2,852	0.5	27,735	5.0	—	—	554,741	100.0
1,155.6	28.7	541.3	13.4	318.7	7.9	—	—	4,027.5	100.0
2,430	6.2	5,183	13.2	5,386	13.7	—	—	39,409	100.0
637.20	14.5	—	—	—	—	—	—	4,406.51	100.0
452.80	67.7	—	—	—	—	—	—	668.98	100.0
476.10	56.2	—	—	—	—	—	—	847.32	100.0
82,734	6.7	139,312	11.3	132,975	10.8	—	—	1,236,467	100.0
284.5	26.1	451.3	41.4	—	—	—	—	1,088.8	100.0
58.55	39.8	6.08	4.1	22.70	15.4	—	—	147.13	100.0
1,171.0	46.2	1.3	0.0	—	—	—	—	2,532.5	100.0
105.5	10.2	9.7	0.9	—	—	—	—	1,034.6	100.0
99.2	19.8	92.2	18.4	10.8	2.2	—	—	500.9	100.0
96.79	50.5	1.75	0.9	—	—	—	—	191.76	100.0
6.16	77.7	—	—	0.06	0.8	—	—	7.93	100.0
87.4	12.1	17.2	2.3	106.1	14.7	—	—	720.6	100.0
33.2	18.0	0.7	0.4	13.1	7.1	—	—	184.1	100.0
5,257	30.5	—	—	—	—	—	—	17,260	100.0

表 6 国民所得に占める社会保障費の割合

(単位 100 万各國通貨単位)

国 (通貨単位)	国民所得		社会保障費 ¹⁾		国民所得に占める社会保障費の割合(%)		備 考
	1960	1963	1960	1963	1960	1963	
ヨーロッパ州							
スウェーデン(クローネ)	57,284	72,490	7,721.7	11,037.0	13.4	15.2	
ノルウェー(クローネ)	24,680	30,872	2,946.1	4,264.5	11.9	13.8	{1959.7—60.6 {1962.7—63.7
フィンランド(マルク)	12,452	16,408	1,341.9	1,948.9	10.8	11.8	
デンマーク(クローネ)	30,715	41,304	4,071.0	6,126.2	13.3	14.8	{1959.4—60.3 {1962.4—63.3
オーストリア(シリング)	125,000	152,600	21,158	31,710	16.9	20.8	
スイス(フラン)	31,285	42,320	2,597.8	3,712.7	8.3	8.8	
イギリス(ポンド)	20,835	24,680	2,883	3,406	13.8	13.8	{1960.4—61.3 {1963.4—64.3
西ドイツ(ドイツマルク)	229,800	288,200	44,309	57,577	19.3	20.0	
ベルギー(フラン)	458,300	551,900	77,160.0	96,428.3	16.8	17.5	
オランダ(フローリン)	35,149	42,560	4,408.5	6,627.4	12.5	15.6	
フランス(フラン)	227,000	299,600	37,665.8	57,668.2	16.6	19.2	
イタリア(リラ)	15,692,000	22,193,000	2,390,622	3,630,766	15.2	16.4	
スペイン(ペセタ)	527,300	821,700	20,874	32,850	4.0	4.0	
ポルトガル(エスキュード)	60,345	74,407	3,193.4	3,571.5	5.3	4.7	
ポーランド(ズロッティ)	375,500	460,100	33,288	43,001	8.9	9.3	
チェコスロバキア(クローネ)	163,000 ²⁾	172,900 ²⁾	24,739	28,901	15.2	16.7	
ユーゴスラビア(ディナール)	2,887,000 ²⁾	4,580,000 ²⁾	309,163	481,415	10.7	10.5	
北アメリカ州							
カナダ(カナダドル)	27,380	30,521	3,404.8	3,963.2	12.4	13.0	{1960.4—61.3 {1962.4—63.3
アメリカ合衆国(ドル)	417,100	484,300	28,975	37,023	6.9	7.7	{1959.7—60.7 {1962.7—63.7
メキシコ(ペソ)	147,800	173,800	2,343.97	3,493.19	1.6	2.0	1961,63
南アメリカ州							
ペネズエラ(ボリバール)	19,294	22,364	548.04	642.25	2.8	2.9	{1959.7—60.6 {1962.7—63.6
コロンビア(ペソ)	25,102	35,533	434.59	792.48	1.7	2.2	1961,63
アジア州							
日本(円)	13,009,100	19,980,800	659,650 ³⁾	1,127,560 ³⁾	5.1	5.6	{1960.4—61.3 {1963.4—64.3
台湾(台湾ドル)	48,008	51,544	734.8	1,048.2	1.5	2.0	
フィリピン(ペソ)	10,604	14,776	123.50	130.47	1.2	0.9	{1959.7—60.6 {1962.7—63.6
インド(ルピー)	141,400	154,000	2,054.9	2,507.6	1.8	1.6	{1960.4—61.3 {1962.4—63.3
トルコ(トルコポンド)	44,359	59,056	599.0	938.1	1.5	1.6	
イスラエル(イスラエルポンド)	3,475	6,107	277.1	364.2	8.0	6.0	{1960.4—61.3 {1963.4—64.3
マラヤ連邦(マラヤドル)	4,709	5,423	171.36	187.75	3.6	3.5	
アフリカ州							
ガーナ(ガーナポンド)	473 ⁴⁾	595 ⁴⁾	6.14	4.86	1.3	0.8	{1959.10—60.9 {1962.10—63.9
大洋州							
オーストラリア(オーストラリアポンド)	5,794	7,214	548.9	702.6	9.5	9.7	{1958.7—60.6 {1962.7—63.6
ニュージーランド(ニュージーランドポンド)	1,121	1,253	159.6	173.4	14.2	13.8	{1960.4—61.3 {1962.4—63.3
ソ連(ルーブル)(ポンド)	145,000 ²⁾	168,800 ²⁾	14,729	17,241	10.2	10.2	

注 1) 社会保障給付費を示す。

2) 物的純生産。

3) 厚生省推計。

4) 国民総生産。

資料 ILO, *The Cost of Social Security, 1961—1963.*

国内資料

表7 国の予算における社会保障関係費

(単位 100万円)

	34		35		36		37	
	当初予算額	対前年比 (%)						
一般会計予算	1,419,248	108.2	1,569,674	110.6	1,952,776	124.4	2,426,801	124.3
厚生省予算	130,547	121.7	164,718	126.2	227,628	138.2	272,316	119.6
社会保障関係費	146,876	116.4	179,318	122.1	245,394	136.8	295,301	120.3
生活保護費	39,792	108.8	44,662	112.2	55,578	124.4	61,034	109.8
社会福祉費	12,022	106.0	13,084	108.8	17,169	131.2	23,053	134.3
社会保険費	40,413	179.0	64,023	160.6	99,548	153.3	117,271	117.8
失業対策費	29,880	94.7	30,424	101.8	35,145	115.5	41,639	118.5
保健衛生対策費	24,767	102.5	26,223	105.9	37,951	144.7	52,301	137.8
	38		39		40		41	
	当初予算額	対前年比 (%)						
一般会計予算	2,850,008	117.4	3,255,438	114.2	3,658,080	112.4	4,314,270	117.9
厚生省予算	331,312	121.7	398,980	120.4	481,941	120.8	580,240	120.4
社会保障関係費	361,628	122.5	430,904	119.2	516,689	119.9	621,747	120.3
生活保護費	72,143	118.2	91,798	127.3	106,106	115.6	124,018	116.9
社会福祉費	30,139	130.7	37,216	123.5	42,947	115.4	51,106	119.0
社会保険費	138,750	118.3	163,627	117.9	209,530	128.1	265,005	126.5
失業対策費	53,166	127.7	59,694	112.3	66,675	111.7	75,938	113.9
保健衛生対策費	67,427	128.9	78,566	116.5	91,429	116.4	105,678	115.6
	42		43		44		45	
	当初予算額	対前年比 (%)						
一般会計予算	4,950,910	114.8	5,818,598	117.5	6,739,574	115.8	7,949,764	117.9
厚生省予算	671,373	116.5	768,675	114.5	903,932	117.6	1,103,520	122.1
社会保障関係費	719,468	115.7	815,672	113.1	946,963	116.1	1,137,110	120.1
生活保護費	145,261	117.3	164,021	112.9	182,964	111.5	217,185	118.7
社会福祉費	60,317	117.6	70,836	117.3	88,454	124.9	111,037	125.5
社会保険費	320,800	121.1	388,256	121.0	467,679	120.5	583,799	124.8
失業対策費	82,055	108.1	84,625	103.1	85,862	101.5	84,480	98.4
保健衛生対策費	111,036	105.1	107,934	95.5	122,004	113.0	140,609	115.2

資料 厚生省『厚生白書』

表8 社会保障関係総費用

(単位 100万円)

区分		37 (決算)	38 (決算)	39 (決算)	40 (決算)	41 (決算)	42 (決算)	43 (決算)	44 (決算)	45 (予算)	
実 広 義 の 社 会 保 障 支 出	狹義の社会保障	公的扶助	86,715	101,358	117,641	137,667	165,308	182,084	206,669	229,479	272,453
	社会福祉	31,220	45,526	59,400	65,081	74,232	91,831	108,168	124,601	161,953	
	社会保険	673,791	824,218	1,008,167	1,228,431	1,433,453	1,679,337	1,968,936	2,286,783	2,975,386	
	公衆衛生	74,495	99,494	164,742	194,373	218,915	221,927	251,001	279,249	339,817	
	および医療	小計	866,221	1,070,596	1,349,950	1,625,552	1,891,908	2,175,179	2,534,774	2,920,112	3,749,609
	恩給	151,870	160,926	182,672	189,946	209,260	234,494	270,740	291,348	322,040	
	戦争犠牲者援護	小計	14,821	22,206	27,383	35,782	31,067	35,258	35,938	38,126	44,509
	雇用対策	累計	166,691	183,132	210,055	225,728	240,327	269,752	306,138	329,474	366,549
	住宅等	小計	1,032,912	1,253,728	1,560,005	1,851,280	2,132,235	2,444,931	2,840,912	3,249,588	4,116,158
	社会保障および関連制度	合計	1,117,978	1,337,919	1,647,080	1,949,142	2,237,955	2,564,219	2,974,645	3,374,920	4,277,064
実 広 義 の 社 会 保 障 収	狹義の社会保障	公的扶助	86,715	101,358	117,641	137,667	165,308	182,084	206,669	229,479	272,453
	社会福祉	31,220	45,526	59,400	65,081	74,232	91,831	108,168	124,601	161,953	
	社会保険	979,324	1,184,520	1,393,330	1,797,748	2,147,621	2,570,220	3,057,519	3,654,167	4,311,104	
	公衆衛生	74,495	99,494	164,742	194,373	218,915	221,927	251,001	279,249	339,817	
	および医療	小計	1,171,753	1,430,898	1,735,113	2,194,869	2,606,076	3,066,064	3,623,357	4,287,496	5,085,327
	恩給	151,870	160,926	182,672	189,946	209,260	234,494	270,740	291,348	322,040	
	戦争犠牲者援護	小計	14,821	22,206	27,383	35,782	31,067	35,258	35,938	38,126	44,509
	雇用対策	累計	166,691	183,132	210,055	225,728	240,327	269,752	306,138	329,474	366,549
	住宅等	小計	1,338,444	1,614,030	1,945,168	2,420,597	2,846,403	3,335,816	3,929,495	4,616,970	5,451,876
	社会保障および関連制度	合計	1,423,510	1,698,221	2,032,243	2,518,459	2,952,123	3,455,104	4,063,228	4,742,304	5,612,782

資料 総理府社会保障制度審議会『社会保障統計年報』

表 9 社会保障関係国庫負担

(単位 100万円)

区分		37 (決算)	38 (決算)	39 (決算)	40 (決算)	41 (決算)	42 (決算)	43 (決算)	44 (決算)	45 (予算)
広義の社会保障	公的扶助	68,830	80,690	93,598	109,737	127,478	145,258	164,876	183,099	217,318
	社会福祉社	22,736	33,063	43,192	47,218	53,671	67,173	79,782	93,234	119,810
	社会保険	147,605	180,900	201,934	284,752	327,390	398,099	487,883	565,179	654,685
	公衆衛生および医療	53,257	75,479	88,169	106,532	125,657	136,302	140,051	152,281	184,841
	小計	292,427	370,131	426,893	548,239	634,196	746,832	872,592	998,793	1,176,654
	恩給	125,232	135,670	150,219	157,274	176,588	198,304	229,765	243,976	274,491
小計	戦争犠牲者援護	14,821	22,206	27,383	35,782	31,067	35,258	35,390	38,118	44,456
	小計	140,053	157,876	177,602	193,056	207,655	233,562	265,155	282,094	318,947
	累計	432,480	528,008	604,495	741,295	841,851	980,394	1,137,747	1,275,887	1,495,601
社関会連保制度	住宅等	22,346	24,015	31,372	34,655	43,395	52,718	62,789	67,228	85,857
連度	雇用対策	41,028	39,878	38,213	39,095	40,401	44,112	47,355	51,258	50,819
小計	小計	63,374	63,893	69,585	73,750	83,796	96,830	110,144	118,486	136,676
社会保障および関連制度合計		495,854	591,900	674,080	815,045	925,647	1,077,224	1,247,891	1,394,373	1,632,277

資料 総理府社会保障制度審議会『社会保障統計年報』

表 10 政府から個人への移転

(単位 10億円)

年度	昭和35年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44
1 健康保健	99.3	125.6	154.8	188.3	234.2	297.0	351.0	413.8	459.3	529.7
2 国民健康保険	56.7	77.8	92.2	117.2	153.5	195.3	231.3	289.6	372.1	436.9
3 厚生年金	10.7	12.2	14.1	16.3	18.2	37.6	54.4	65.0	76.7	98.7
4 国民年金	26.3	30.2	31.2	35.6	41.4	43.1	49.5	61.7	70.6	78.4
5 共済組合	50.5	62.5	72.9	110.9	137.5	166.2	196.5	234.1	278.8	328.0
6 船員保険	5.3	6.3	7.8	9.9	12.0	14.3	17.0	18.7	20.3	22.6
7 失業保険	39.6	48.7	71.5	97.0	107.6	113.9	125.6	128.9	144.1	152.4
8 労災保険等	27.2	32.1	38.9	43.5	51.0	58.4	63.2	70.9	87.0	100.4
小計	315.6	395.4	483.4	618.7	755.5	925.8	1,088.6	1,282.6	1,508.9	1,747.1
9 恩給	124.8	130.4	131.9	143.9	161.5	169.6	194.4	216.4	250.2	265.5
10 地方吏員恩給	27.6	31.0	43.0	29.0	29.8	30.7	33.0	37.6	43.3	45.4
11 公務災害補償	0.8	0.9	1.1	1.1	1.4	1.6	1.6	1.8	2.0	1.4
12 交付国債	21.6	20.6	6.9	8.4	15.4	17.5	23.5	30.8	33.7	46.0
13 生活保護	61.1	74.6	85.0	100.5	115.7	136.6	158.0	180.6	205.8	229.2
14 その他	39.1	49.2	78.2	111.3	134.6	164.6	187.4	204.0	235.0	256.0
合計	590.6	702.0	829.4	1,013.0	1,214.0	1,446.2	1,686.5	1,953.7	2,279.5	2,590.6

資料 経企庁『国民所得統計年報 昭和46年版』

国内資料
社会保険

表 11 失業保険の推移(年度平均)

	昭和38年度	39	40	41	42	43	44
(一般失業保険)							
適用状況							
事業所数	479,914	520,815	550,805	579,958	612,250	640,848	666,993
被保険者数	16,500,686	17,598,274	18,140,265	18,786,277	19,496,411	20,079,707	20,765,528
収入状況							
保険料収納済額(万円)	658,871	758,241	889,536	1,024,807	1,203,097	1,427,248	1,708,951
給付状況							
失業 <small>{受給者実人員(人)}</small>	615,719	617,754	596,358	584,860	548,829	529,447	508,953
保険金 <small>{支給総額(万円)}</small>	712,802	787,592	825,279	903,277	918,747	1,125,644	1,234,244
傷病 <small>{受給者実人員(人)}</small>	1,143	1,818	1,927	2,098	2,140	2,274	2,424
給付金 <small>{支給総額(万円)}</small>	1,799	2,350	3,463	4,182	4,615	5,512	6,809
技能習 <small>{受給者実人員(人)}</small>	6,628	9,896	12,837	12,282	12,764	13,778	13,249
得手当 <small>{支給総額(万円)}</small>	1,078	2,279	3,000	4,316	4,174	5,227	6,112
寄宿 <small>{受給者実人員(人)}</small>	654	832	886	727	653	498	453
手当 <small>{支給総額(万円)}</small>	250	315	340	295	362	375	245
就職 <small>{支給人員(人)}</small>	28,083	28,303	31,778	31,851	31,396	31,769	33,701
支度金 <small>{支給総額(万円)}</small>	62,697	72,573	82,672	96,695	105,864	119,448	154,712
移転費 <small>{支給件数(件)}</small>	298	576	515	597	1,127	794	1,304
支給金額 <small>{万円}</small>	527	1,103	827	941	2,778	1,650	3,452
福祉施設給付金(万円)	724	497	538	624	1,184	991	1,057
受給率 ¹⁾ (%)	3.6	3.4	3.2	3.0	2.7	2.5	2.4
(再掲)一般失業保険金の給付状況 ²⁾							
初回受給者数(人)	130,179	137,838	137,734	133,670	126,927	125,482	122,467
受給者実人員(人)	611,679	613,043	590,405	579,151	543,272	524,264	504,029
保険金給付週数(千週)	2,191	2,180	2,108	2,043	1,916	1,831	1,776
保険金給付額(万円)	704,849	776,142	810,101	886,460	902,994	975,369	1,083,839
受給者の平均 <small>{日額(円)}</small>	459	509	550	621	673	761	872
保険金 <small>{月額(円)}</small>	11,523	12,660	13,731	15,346	16,621	18,605	21,504
支給終了者数(人)	27,071	71,906	66,189	62,952	59,286	55,347	52,642
(日雇失業保険)							
適用状況							
日雇労働被保険者数 ³⁾	461,234	487,417	446,809	420,774	371,834	340,811	316,049
日雇労働被保険者手帳交付数	73,047	38,009	35,285	32,818	28,994	27,117	25,215
収入状況							
保険料収納総額(万円)	14,473	14,240	13,418	16,391	17,426	17,476	17,490
給付状況							
受給者実人員総数(人)	222,082	216,322	210,318	208,351	200,779	197,873	187,270
保険金給付額 ⁴⁾ (万円)	30,450	29,076	29,542	37,302	40,740	41,771	41,116
受給者実人員(人)	221,773	215,346	209,337	207,127	199,565	196,824	186,245
給付延日数(千日)	1,061	942	909	879	865	840	790
給付総額(万円)	30,045	28,292	28,798	36,151	39,517	40,912	40,180
受給者受給日数(日)	4.8	4.4	4.3	4.2	4.3	4.3	4.2
1人当たり受給月額(円)	1,355	1,314	1,376	1,745	1,980	2,079	2,157
特別受給者実人員(人)	464	976	981	1,224	1,214	1,049	1,025
給付総額(万円)	244	555	604	1,091	1,140	860	936

注 1) 一般失業保険の受給率は失業保険金受給者実人員を被保険者数と受給者実人員との計で除したもの。

2) 失業保険の中、公共職業訓練を受ける場合、広域職業紹介地域における特別措置による場合の延長給付を除く。

3) 日雇労働被保険者手帳交付数より推計したものである。

4) 保険金給付額は決算終了後の確定数であり、普通給付と特別給付の給付総額は各月の累計額であるから必ずしも一致しない。

資料 労働省『失業保険事業年報』。

表 12 労働者災害補償保険の推移

	昭和38年度	39	40	41	42	43	44
年度末現在適用状況							
事業場数	879,657	834,539	856,475	914,945	947,032	1,078,919	1,159,665
労働者数(千人)	19,482	19,350	20,141	21,548	22,121	24,101	26,147
保険料徴収状況							
保険料収納済額(百万円)	52,350	60,431	64,948	70,992	90,029	106,046	127,383
保険給付の状況							
総数(件)	3,248,549	3,396,331	3,716,362	4,327,847	4,341,036	4,625,726	4,799,347
金額(百万円)	43,510	51,042	58,372	63,206	70,318	86,026	101,063
療養補償費(件)	2,231,981	2,345,704	2,604,849	3,142,892	3,132,221	3,363,688	3,485,136
日数(千日)	37,380	38,625	40,774	47,376	46,463	50,929	54,488
金額(百万円)	14,670	17,641	21,276	26,672	29,189	36,414	41,725
休業補償費(件)	823,053	841,757	893,110	981,030	974,637	998,840	1,004,738
日数(千日)	21,608	22,508	23,247	24,525	25,004	26,600	27,405
金額(百万円)	10,586	12,528	14,175	16,760	19,157	23,061	27,100
第2種障害補償(件)	74,198	74,190	73,028	73,348	71,793	73,774	74,759
金額(百万円)	10,243	11,706	12,736	12,715	13,797	16,345	19,012
遺族補償(件)	6,629	6,216	6,584	1,853	1,295	1,347	1,289
金額(百万円)	5,622	6,110	6,437	1,196	5,070	5,435	5,782
葬祭料(件)	6,457	6,070	5,880	5,920	5,700	5,759	5,712
金額(百万円)	348	377	388	421	428	476	510
年金等(件)	106,231	122,394	132,947	122,804	155,390	182,348	227,713
金額(百万円)	2,041	2,679	3,359	5,442	7,237	9,185	12,135

注 遺族補償一時金の中、昭和40年度以前の件数、金額は旧法による遺族補償費を示す。

資料 労働省『労働者災害保険事業年報』

表 13 政府管掌健康保険

	昭和30年度	35	38	39	40	41	42	43	44
年度末現在適用状況									
事業所数	244,309	382,782	477,239	513,381	537,108	565,145	591,296	614,185	640,266
被保険者数	5,242,120	8,902,213	10,864,129	11,425,874	11,702,370	12,203,333	12,525,006	12,854,257	13,148,464
被扶養者数	6,738,615	9,676,500	11,203,914	11,917,551	12,030,257	12,400,562	12,097,312	12,554,071	12,807,676
平均標準報酬月額(円)	11,781	15,012	21,464	24,010	26,110	30,445	33,903	38,166	43,354
保険料収納状況									
保険料徴収決定済額(万円)	4,826,397	9,902,906	17,330,951	20,268,479	23,103,877	28,205,720	33,691,717	39,775,208	45,743,914
保険料収納済額(万円)	4,435,582	9,308,247	16,453,432	19,222,111	22,102,293	27,330,311	32,953,233	39,077,111	45,138,397
保険給付状況									
保険給付決定額(万円)	4,650,662	8,738,873	17,841,293	22,654,368	27,146,257	31,530,778	35,849,962	41,617,463	48,583,044
被保険者分(万円)	3,832,494	7,186,219	14,902,133	18,976,197	22,784,034	26,564,699	29,953,738	34,475,956	40,322,822
(再掲)療養の給付(万円)	3,052,913	6,044,910	12,919,511	16,685,945	20,174,400	23,707,578	26,706,927	30,822,819	36,178,611
(再掲)傷病手当金(万円)	696,420	988,271	1,637,263	1,858,705	2,083,741	2,314,584	2,531,360	2,858,164	3,214,009
被扶養者分(万円)	818,167	1,552,653	2,939,159	3,678,170	4,362,222	4,966,079	5,896,223	7,141,508	8,260,221
(再掲)療養の給付(万円)	763,699	1,488,496	2,745,903	3,468,050	4,142,115	4,770,891	5,655,458	6,895,794	7,875,152
諸率									
被保険者1人当たり被扶養者数	1.29	1.09	1.03	1.04	1.03	1.02	0.92	0.97	0.97
保険料収納率(%)	91.9	94.0	94.9	94.8	95.7	96.9	97.8	98.2	98.7
被保険者1人当たり保険料(円) ¹⁾	8,776	11,120	15,362	17,140	18,885	22,510	26,900	30,940	34,377
被保険者1人当たり保険料(円)	9,063	10,133	16,532	19,930	23,154	25,988	28,557	32,370	36,951
傷病手当金1人当たり	27.2	25.0	26.3	26.0	26.2	26.2	26.4	26.2	26.3
金額(円)	5,508	6,161	8,960	9,880	11,118	12,385	13,887	15,659	2,444

注 1) 被保険者1人当たり保険料は保険料徴収決定済額(本年度分)を年度平均被保険者数で除したものである。

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表 14 組合管掌健康保険

	昭和30年度	35	38	39	40	41	42	43	44
年度末現在適用状況									
組合合数	907	1,091	1,279	1,320	1,339	1,331	1,355	1,382	1,415
適用事業所数	...	44,653	60,233	67,710	71,692	73,970	77,740	81,736	86,450
被保険者数	3,313,199	5,046,091	6,565,172	7,098,033	7,326,155	7,592,004	8,025,511	8,513,057	9,087,551
被扶養者数	6,394,474	7,690,243	8,521,593	9,057,090	9,128,389	9,383,717	9,718,894	10,207,155	10,841,448
平均標準報酬月額(円)	17,658	22,157	27,788	30,493	32,581	39,206	43,352	48,154	54,247
保険料収納状況									
保険料徴収決定済額(万円)	...	8,006,035	13,222,123	15,936,143	18,578,847	22,921,691	26,745,061	31,515,046	37,439,986
保険料収納済額(万円)	4,031,794	7,995,846	13,198,498	15,906,897	18,546,021	22,888,112	26,686,651	31,483,671	37,411,593
保険給付状況									
保険給付決定額(万円)	3,611,044	6,097,417	11,327,126	14,064,740	16,653,302	18,993,790	21,780,219	25,870,230	31,060,083
被保険者分(万円)	2,391,131	3,820,879	7,324,610	9,191,228	10,909,033	12,562,190	14,163,183	16,415,279	19,822,396
(再掲)療養の給付(万円)	1,806,173	3,134,458	6,361,781	8,126,031	9,739,270	11,296,933	12,690,896	14,728,896	17,839,194
(再掲)傷病手当金(万円)	522,438	535,896	791,091	856,513	918,646	1,004,974	1,129,573	1,288,619	1,501,528
被扶養者分(万円)	839,744	1,520,403	2,659,201	3,282,074	3,853,596	4,345,121	5,162,102	6,299,803	7,506,046
(再掲)療養の給付(万円)	777,613	1,466,683	2,511,954	3,117,307	3,675,560	4,183,811	4,958,838	6,080,918	7,140,784
付加給付(万円)	380,169	756,135	1,343,313	1,591,438	1,890,672	2,086,479	2,454,935	3,155,148	3,731,641
諸率									
被保険者1人当たり被扶養者数	1.93	1.52	1.30	1.28	1.25	1.24	1.21	1.20	1.19
保険料収納率(%)	...	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9
被保険者1人当たり保険料(円)	12,138	16,428	20,679	22,822	25,366	30,437	33,943	37,697	42,002
被保険者1人当たり保険給付費(円)	10,986	12,194	17,012	19,418	22,839	25,359	27,653	31,022	34,899
傷病手当金1件当たり 日数	21.6	19.5	20.8	20.9	21.2	21.6	20.0	21.4	22.1
傷病手当金1件当たり 金額(円)	6,505	7,602	9,678	10,311	11,543	13,193	14,889	16,894	19,663

注 1) 昭和30年度の保険料収納済額と被保険者1人当たり保険料は保険料収入決算額による。

資料 健康保険組合連合会『健康保険組合事業年報』

表 15 日雇労働者健康保険の推移

	昭和38年度	39	40	41	42	44	45
適用状況							
健康保険印紙購入通帳数 ¹⁾	47,681	46,863	45,818	45,300	45,355	45,236	44,482
有効被保険者手帳所有者数 ²⁾	955,269	947,662	957,031	1,018,459	1,053,795	1,086,659	1,100,839
平均賃金日額(円) ¹⁾	745	866	943	1,033	1,159	1,276	1,685
保険料収納状況							
印紙売りさばき額(万円)	452,518	466,265	480,574	522,427	553,189	577,628	598,298
保険料徴収決定額(万円)	64,215	72,070	72,931	76,906	79,434	78,041	71,766
保険料徴収済額(万円)	54,959	61,408	60,985	64,276	67,706	68,005	64,409
保険給付状況							
保険給付決定額(万円)	1,416,330	1,705,612	1,989,356	2,403,262	2,918,221	3,630,426	4,230,972
被保険者分(万円)	1,182,507	1,425,181	1,658,084	2,000,664	2,427,020	3,027,099	3,539,029
(再掲)療養の給付(万円)	1,134,721	1,374,567	1,607,030	1,946,275	2,370,997	2,968,934	3,479,281
(再掲)傷病手当金(万円)	37,133	38,398	38,129	38,377	37,665	37,194	36,795
被扶養者分(万円)	233,822	280,431	331,272	402,598	491,201	603,327	691,943
(再掲)家族療養費(万円)	226,564	272,549	322,126	391,683	478,616	589,981	678,013
諸率							
保険料収納率(%)	85.6	85.2	83.6	83.6	85.2	87.1	89.7
被保険者1人当たり保険料(円)	5,694	5,846	6,008	6,063	6,003	5,936	6,087
被保険者1人当たり保険給付費 ³⁾ (円)	15,851	18,818	21,993	24,778	27,692	33,409	38,434
傷病手当金1件当たり(日数(日))	16.9	17.0	17.2	17.6	17.8	18.1	18.2
傷病手当金1件当たり(金額(円))	4,645	8,824	5,122	5,353	5,462	5,522	5,550

注 1) 年度平均を示す。

2) 年度末現在を示す。

3) 被保険者1人当たり保険料と被保険者1人当たり保険給付費はそれぞれ保険料収納額(印紙売りさばき額と保険料徴収決定額本年度分の合計)と保険給付決定額を年度平均有効被保険者手帳所有者数で除したものである。

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』。

表 16 国民健康保険

	昭和30年度	35	38	39	40	41	42	43	44
年度末現在適用状況									
保険者数	3,169	3,599	3,570	3,564	3,541	3,495	3,471	3,458	3,454
世帯数	5,621,421	10,700,876	11,413,048	11,434,136	11,590,802	11,793,060	12,052,377	12,348,890	12,608,536
被保険者数	28,711,436	46,171,092	44,780,780	43,605,021	43,244,666	42,798,682	42,659,586	42,496,950	42,416,621
保険料収納状況									
保険料(税)認定期額(万円)	1,447,801	4,030,676	5,842,438	7,257,766	9,638,034	10,835,851	12,782,337	15,673,075	18,589,220
保険料(税)収納額(万円)	1,277,650	3,745,608	5,588,083	6,913,934	9,192,775	10,369,539	12,289,325	15,091,532	17,908,816
保険給付状況									
保険給付費(万円)	3,608,870	11,832,543	22,303,205	27,368,058	32,530,147	37,666,467	45,018,814	55,331,629	64,027,149
(再掲)療養の給付(万円)	3,405,522	11,475,064	21,741,607	26,748,274	31,880,705	37,007,887	44,726,911	55,012,339	63,583,107
諸率									
1世帯当たり被保険者数	5.1	4.3	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.4
保険料収納率(%)	88.25	92.93	95.10	95.26	95.38	95.70	96.14	95.29	96.34
被保険者1人当たり保険料(円) ¹⁾	515	884	1,294	1,648	2,226	2,525	2,881	3,688	4,383
被保険者1人当たり保険給付費(円) ²⁾	1,256	2,563	4,939	6,276	7,512	8,779	8,801	13,020	15,094

注 1) 被保険者1人当たり保険料は調定期額を示す。

2) 被保険者1人当たり保険給付費は保険給付費を30、35年度は年度末被保険者数で36年度以降は年度平均被保険者数で除したものである。

資料 厚生省保険局『国民健康保険事業年報』。

表 17 主要制度別にみた医療保険給付の診療費諸率(昭和34年度)

	政管健保	組合健保	国保	船保	日雇健保
被保険者分					
診療費 被保険者1人当たり診療費	6,778	6,306	2,160	7,984	·
被保険者 1,000人当たり件数	4,489	5,187	2,237	4,880	·
診療 1件当たり日数	6.0	5.3	·	5.4	6.3
診療 1件当たり金額	1,510	1,216	965	1,636	1,664
一般診療 被保険者1人当たり診療費	5,665	5,193	·	7,041	·
被保険者 1,000人当たり件数	3,785	4,412	·	4,176	·
診療 1件当たり日数	6.0	5.3	4.1	5.6	6.6
診療 1件当たり金額	1,496	1,177	965	1,686	1,623
入院 被保険者1人当たり診療費	2,690	2,227	·	4,281	·
被保険者 1,000人当たり件数	198	164	·	321	·
診療 1件当たり日数	20.0	19.4	16.3	20.5	19.8
診療 1件当たり金額	13,603	13,564	9,738	13,343	13,550
入院外 被保険者1人当たり診療費	2,975	2,966	·	2,760	·
被保険者 1,000人当たり件数	3,587	4,248	·	3,855	·
診療 1件当たり日数	5.3	4.8	3.7	4.4	5.8
診療 1件当たり金額	829	698	651	716	943
歯科診療 被保険者1人当たり診療費	1,113	1,113	·	942	·
被保険者 1,000人当たり件数	704	775	·	704	·
診療 1件当たり日数	5.7	5.4	3.8	4.1	5.3
診療 1件当たり金額	1,581	1,436	857	1,339	1,845
被扶養者分					
診療費 被保険者1人当たり診療費	1,727	2,996	·	2,801	·
被保険者 1,000人当たり件数	3,603	6,567	·	5,998	·
診療 1件当たり日数	4.5	4.6	·	4.2	4.9
診療 1件当たり金額	479	456	·	467	561
一般診療 被保険者1人当たり診療費	1,484	2,555	·	2,461	·
被保険者 1,000人当たり件数	3,111	5,638	·	5,277	·
診療 1件当たり日数	4.5	4.6	·	4.3	5.1
診療 1件当たり金額	477	453	·	466	571
入院 被保険者1人当たり診療費	513	862	·	904	·
被保険者 1,000人当たり件数	91	158	·	171	·
診療 1件当たり日数	15.5	15.4	·	15.8	17.4
診療 1件当たり金額	5,623	5,448	·	5,301	5,961
入院外 被保険者1人当たり診療費	971	1,693	·	1,557	·
被保険者 1,000人当たり件数	3,019	5,480	·	5,106	·
診療 1件当たり日数	4.1	4.3	·	3.9	4.6
診療 1件当たり金額	321	309	·	305	336
歯科診療 被保険者1人当たり診療費	243	441	·	340	·
被保険者 1,000人当たり件数	493	929	·	721	·
診療 1件当たり日数	4.4	4.5	·	4.0	14.3
診療 1件当たり金額	494	475	·	472	241

表 18 主要制度別にみた医療保険給付の診療費諸率(昭和44年度)

	政管健保	組合健保	国保	船保	日雇健保
被保険者分					
診療費 被保険者1人当たり診療費	27,383	19,922	14,774	29,814	•
被保険者1,000人当たり件数	5,941	5,302	4,384	5,229	•
診療 1件当たり日数	4.7	4.1	3.86	5.1	5.3
診療 1件当たり金額	4,609	3,758	3,370	5,702	5,449
一般診療 被保険者1人当たり診療費	24,498	17,162	•	27,192	•
被保険者1,000人当たり件数	5,057	4,420	•	4,439	•
診療 1件当たり日数	4.8	4.1	•	5.4	5.4
診療 1件当たり金額	4,845	3,883	•	6,126	5,700
入院 被保険者1人当たり診療費	7,951	5,087	4,234	13,234	•
被保険者1,000人当たり件数	189	124	112.0	336	•
診療 1件当たり日数	19.0	17.6	16.77	20.1	20.5
診療 1件当たり金額	42,183	40,913	37,805	39,409	46,081
入院外 被保険者1人当たり診療費	16,546	12,075	9,018	13,958	•
被保険者1,000人当たり件数	4,868	4,296	3,610	4,103	•
診療 1件当たり日数	4.2	3.7	3.46	4.2	4.8
診療 1件当たり金額	3,399	2,811	2,498	3,402	3,928
歯科診療 被保険者1人当たり診療費	2,885	2,761	1,521	2,622	•
被保険者1,000人当たり件数	884	882	661.9	790	•
診療 1件当たり日数	4.5	4.5	3.83	3.8	4.4
診療 1件当たり金額	3,264	3,131	2,298	3,322	3,736
被扶養者分					
診療費 被保険者1人当たり診療費	5,978	8,002	•	11,514	•
被保険者1,000人当たり件数	4,785	6,318	•	9,125	•
診療 1件当たり日数	3.6	3.7	•	3.7	3.8
診療 1件当たり金額	1,249	1,267	•	1,262	1,328
一般診療 被保険者1人当たり診療費	5,259	6,960	•	10,241	•
被保険者1,000人当たり件数	4,061	5,295	•	7,826	•
診療 1件当たり日数	3.6	3.6	•	3.7	3.8
診療 1件当たり金額	1,295	1,314	•	1,309	1,388
入院 被保険者1人当たり診療費	1,465	1,921	•	3,010	•
被保険者1,000人当たり件数	96	121	•	206	•
診療 1件当たり日数	14.0	14.5	•	14.1	14.7
診療 1件当たり金額	15,212	15,843	•	14,576	16,316
入院外 被保険者1人当たり診療費	3,794	5,039	•	7,231	•
被保険者1,000人当たり件数	3,965	5,174	•	7,620	•
診療 1件当たり日数	3.3	3.4	•	3.4	3.5
診療 1件当たり金額	957	974	•	949	991
歯科診療 被保険者1人当たり診療費	719	1,042	•	1,273	•
被保険者1,000人当たり件数	723	1,023	•	1,299	•
診療 1件当たり日数	3.9	4.0	•	3.7	3.9
診療 1件当たり金額	993	1,019	•	980	1,013

資料 厚生省『事業年報』、『国民健康保険事業年報』、
健康保険組合連合会『健康保険組合事業年報』。

表19 船員保険の推移

	昭和38年度	39	40	41	42	43	44
年度末現在適用状況							
船舶所有者 <small>普通保険</small> <small>失業保険</small>	11,368 8,182	11,500 8,240	11,227 8,077	11,123 7,879	10,812 7,723	10,862 7,772	10,783 7,671
被保険者数 <small>普通保険</small> <small>失業保険</small>	243,021 143,398	250,135 147,621	251,831 149,682	256,056 153,629	255,809 166,150	258,722 174,783	258,706 179,709
被扶養者数	449,977	467,500	483,438	480,950	487,618	484,245	469,722
平均標準報酬月額(円) <small>普通保険強制適用</small> <small>普通保険任意継続</small> <small>失業保険</small>	27,826 21,019 30,292	30,162 24,839 32,812	34,920 27,121 38,401	39,049 30,671 43,044	43,979 31,014 48,735	48,796 33,833 53,674	57,167 31,538 61,882
保険料収納状況							
保険料徴収決定額(万円)	1,382,304	1,537,150	1,942,421	2,410,257	2,738,281	3,100,977	3,612,562
保険料収納済額(万円)	1,304,951	1,441,908	1,855,107	2,325,192	2,656,878	3,009,006	3,511,967
疾病給付状況							
疾病給付決定額(万円)	777,874	933,251	1,098,720	1,252,154	1,370,215	1,492,901	1,653,822
被保険者分(万円)	641,740	766,920	905,524	1,036,145	1,118,834	1,200,385	1,317,265
(再掲)療養給付額(万円)	350,427	432,163	523,475	594,667	642,686	711,057	796,079
(")傷病手当金(万円)	272,409	313,610	351,837	410,370	444,626	454,044	485,229
被扶養者分(万円)	136,134	166,332	193,196	216,009	251,381	292,515	336,614
(再掲)家族療養費(万円)	117,822	146,323	172,993	194,179	227,624	268,049	305,941
年度末現在年金・一時金給付状況							
年金合計 <small>件数</small>	31,194	33,007	34,764	37,341	40,302	42,630	32,792
年金合計 <small>金額(万円)</small>	123,608	137,342	310,651	348,896	390,354	425,957	543,283
年金合計 <small>1件当たり金額(円)</small>	39,626	41,610	89,360	93,435	96,857	99,920	165,676
老齢年金 <small>件数</small>	4,944	5,896	6,722	8,060	9,546	10,553	12,087
老齢年金 <small>金額(万円)</small>	27,664	33,862	83,006	103,945	127,676	144,433	268,179
老齢年金 <small>1件当たり金額(円)</small>	55,955	57,432	123,484	128,964	133,748	136,864	221,874
通算老齢年金 <small>件数</small>	3	6	8	11	25	38	54
通算老齢年金 <small>金額(万円)</small>	4	11	27	36	83	137	346
通算老齢年金 <small>1件当たり金額(円)</small>	11,906	18,258	33,442	32,701	33,287	36,053	64,158
障害年金 <small>件数</small>	3,231	3,241	3,254	3,451	3,731	3,981	3,643
障害年金 <small>金額(万円)</small>	18,946	19,437	31,038	33,977	37,827	42,331	56,389
障害年金 <small>1件当たり金額(円)</small>	58,637	59,973	95,383	98,454	101,385	106,333	154,787
遺族年金 <small>件数</small>	20,141	21,018	22,011	23,070	24,277	25,383	14,358
遺族年金 <small>金額(万円)</small>	68,367	75,665	178,511	193,157	207,285	222,021	192,649
遺族年金 <small>1件当たり金額(円)</small>	33,944	36,000	81,101	83,726	85,383	87,468	134,174
寡婦(鰐夫)年金 <small>件数</small>	2,678	2,637	2,569	2,564	2,550	2,522	2,500
寡婦(鰐夫)年金 <small>金額(万円)</small>	8,196	7,907	16,786	16,596	16,392	16,071	24,501
寡婦(鰐夫)年金 <small>1件当たり金額(円)</small>	30,606	29,984	65,342	64,728	64,281	63,723	98,044
遺児年金 <small>件数</small>	197	209	200	185	173	153	155
遺児年金 <small>金額(万円)</small>	431	459	1,283	1,185	1,092	963	1,221
遺児年金 <small>1件当たり金額(円)</small>	21,900	21,984	64,174	64,078	63,091	62,941	78,751
一時金 <small>件数</small>	1,813	1,518	1,528	1,725	1,626	1,546	1,296
一時金 <small>金額(万円)</small>	50,427	45,725	51,590	57,929	59,768	67,666	60,686
一時金 <small>1件当たり金額(円)</small>	278,142	301,221	337,630	335,821	367,574	437,684	468,260
行方不明手当金 <small>件数</small>	255	756	1,634	573	461	432	488
行方不明手当金 <small>金額(万円)</small>	893	2,666	61,716	2,665	2,540	2,543	3,694
行方不明手当金 <small>1件当たり金額(円)</small>	39,681	35,270	37,770	46,512	55,091	58,866	75,698
失業給付状況							
失業給付支払額	78,589	91,775	98,287	116,393	114,134	122,937	132,425
(再掲)失業保険金 <small>件数</small>	158,416	151,916	147,722	159,243	149,303	128,830	113,129
(再掲)失業保険金 <small>金額(万円)</small>	1,403,757	1,409,498	1,411,492	1,522,376	1,443,809	1,303,254	1,277,105
(再掲)失業保険金 <small>年度末受給人員</small>	78,323	90,700	97,315	115,144	111,838	118,472	128,229
積立金							
年度末現在積立金(万円)	2,583,847	2,996,152	3,639,651	4,545,476	5,688,524	7,110,116	8,896,134
諸率							
被保険者1人当たり被扶養者数	1.85	1.87	1.92	1.88	1.91	1.87	1.82
保険料収納率	94.4	93.8	95.5	96.5	97.0	97.0	97.0
被保険者1人当たり保険料(疾病給付相当分)(円)	29,714	33,319	37,797	47,185	53,534	59,862	67,148
被保険者1人当たり疾病給付費(円)	31,912	37,704	43,435	49,070	52,765	56,656	63,854
傷病手当金1件当たり(金額(円))	27.03	26.91	26.90	26.74	26.73	26.84	26.86
失業保険1日当たり金額(円)	14,972	16,511	18,330	20,951	23,830	26,835	30,327

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表 20 厚生年金

		昭和30年度	35	38	39	40	41	42	43	44
年度未現在適用状況										
事業所	数	264,516	510,511	553,919	583,400	614,524	644,548	671,736	703,272	
被保険者数	第1~3種合計	8,226,824	13,223,618	16,758,522	17,853,891	18,395,171	19,162,791	20,691,286	21,551,119	
平均標準	第1~3種平均(円)	10,260	16,670	19,553	18,853	22,532	25,533	28,598	30,790	
報酬月額	第4種(円)	11,884	16,690	21,956	23,981	29,342	31,839	34,877	38,360	47,526
保険料取納状況		16,344	17,858	22,925	24,478	25,666	27,473	29,345	31,132	33,918
保険料微収決定額(万円)		3,432,674	8,158,422	14,245,743	16,559,795	30,181,166	37,217,937	41,352,519	46,013,910	56,209,418
保険料収納額(万円)		3,432,414	8,071,604	14,144,251	16,368,760	29,736,905	36,071,125	40,281,276	45,055,661	55,360,404
保険料収納率		91.7	95.5	95.6	95.4	96.2	96.9	97.4	97.9	98.5
年度未現在年金給付額定状況										
年金合計	金額(万円)	163,438	302,485	427,772	479,514	567,622	677,923	782,422	905,146	1,018,813
年金合計	1件当たり金額(円)	433,989	882,344	1,294,289	1,482,535	4,241,607	5,165,207	6,054,101	7,171,509	13,212,954
老齢年金	金額(万円)	26,554	28,509	30,257	30,917	74,726	76,192	77,376	79,230	129,689
老齢年金	1件当たり金額(円)	3,413	41,408	105,159	133,023	165,982	259,239	317,021	384,069	446,159
通算老齢年金	金額(万円)	14,458	172,731	447,030	572,370	1,798,733	2,433,913	3,069,044	3,831,325	7,446,978
通算老齢年金	1件当たり金額(円)	42,363	41,714	42,510	43,028	91,781	93,887	96,809	99,756	166,913
障害年金	金額(万円)	•	•	2,552	4,245	9,874	17,605	24,348	33,537	46,678
障害年金	1件当たり金額(円)	•	•	4,412	7,255	36,216	64,578	90,386	126,819	260,543
遺族年金	金額(万円)	59,850	83,923	82,648	81,578	76,029	79,198	83,550	87,376	99,397
遺族年金	1件当たり金額(円)	191,327	280,949	283,684	283,171	584,137	621,478	671,767	719,883	1,176,230
一時金	金額(万円)	31,968	33,477	34,324	34,712	76,831	78,471	80,403	82,389	131,573
一時金	1件当たり金額(円)	100,175	177,154	237,413	260,668	285,737	32,881	357,278	399,854	436,207
一時金	金額(万円)	228,203	408,665	559,163	619,739	1,822,521	2,045,237	2,221,915	2,492,103	4,326,846
積立金	金額(万円)	22,780	23,068	23,552	23,775	63,783	63,540	62,190	62,325	99,192
積立金	1件当たり金額(円)	207,018	250,657	290,523	254,955	272,086	275,744	271,903	261,631	219,554
積立金	金額(万円)	271,609	335,442	498,259	510,533	574,058	614,081	682,073	740,775	699,440
積立金	1件当たり金額(円)	13,120	13,383	17,144	20,024	21,098	23,248	25,085	28,314	31,857
年金未現在積立金(万円)		11,353,530	35,013,143	89,055,943	109,966,887	144,144,209	185,902,031	2,336,279,591	288,426,169	355,399,995

注 1) 被保険者1人当たり保険料は保険料収入額決定額を第1~4種合計の年度平均被保険者数で除したものである。

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表21 国民年金

	昭和38年度	39	40	41	42	43	44
年度末現在適用状況							
被保険者数	18,832,541	19,320,087	20,015,723	20,995,692	21,726,533	22,310,948	23,407,136
保険料免除被保険者数	2,082,360	2,109,110	2,045,344	1,957,408	1,924,709	1,870,779	1,871,726
保険料収納状況							
保険料収納済額(万円)	2,258,051	2,350,008	2,471,998	3,166,132	4,878,506	5,146,834	6,340,634
印紙収入検認額(万円)	2,108,865	2,226,839	2,362,207	3,021,519	4,669,254	5,167,725	6,386,111
現金収入(万円)	149,196	123,169	109,791	144,613	209,252	229,370	537,666
検認率 ¹⁾	85.3	88.1	90.1	90.8	91.6	93.0	93.7
年度末現在拠出制年金受給権者							
年金合計	件数	28,539	49,319	70,269	92,445	117,048	138,769
	金額(万円)	68,845	117,188	164,890	540,927	690,226	821,781
	1件当たり金額(円)	24,123	23,761	23,465	58,513	58,970	59,219
障害年金	件数	957	2,294	4,219	8,415	17,776	26,570
	金額(万円)	2,655	6,408	11,869	57,653	121,889	182,112
	1件当たり金額(円)	27,743	27,934	28,133	68,512	68,569	68,540
母子年金	件数	26,392	44,576	62,377	79,323	93,783	105,973
	金額(万円)	65,053	108,483	149,546	473,136	556,482	625,936
	1件当たり金額(円)	24,649	24,337	23,975	59,647	59,337	59,066
準母子年金	件数	34	43	47	54	52	61
	金額(万円)	70	89	97	297	294	347
	1件当たり金額(円)	20,612	20,651	20,630	55,000	56,446	56,885
遺児年金	件数	1,156	2,406	3,626	4,653	5,437	6,165
	金額(万円)	1,067	2,208	3,377	9,841	11,562	13,385
	1件当たり金額(円)	9,227	9,177	9,313	21,150	21,266	21,711
死亡一時金	件数	—	24,628	34,688	39,012	43,898	47,878
	金額(万円)	—	12,314	17,344	24,722	29,294	32,104
	1件当たり金額(円)	—	5,000	5,000	6,337	6,673	6,705
年度末現在福祉年金支給状況							
総数	件数	2,682,772	2,932,433	2,947,018	2,991,700	3,066,275	3,163,924
	金額(万円)	3,699,521	3,882,953	4,554,425	5,256,437	5,821,256	6,383,857
	1件当たり金額(円)	13,790	13,241	15,454	17,570	18,333	20,177
老齢福祉年金	件数	2,240,499	2,498,346	2,525,851	2,582,531	2,663,466	2,767,025
	金額(万円)	2,805,010	3,001,395	3,593,434	4,222,530	4,651,872	5,130,191
	1件当たり金額(円)	12,520	12,014	14,227	16,350	17,465	18,540
障害福祉年金	件数	248,069	271,301	291,530	310,644	328,937	342,610
	金額(万円)	534,375	582,877	695,788	815,179	980,587	1,102,374
	1件当たり金額(円)	21,541	21,485	23,867	26,242	29,811	32,176
母子福祉年金	件数	193,402	162,062	129,066	98,120	73,560	54,054
	金額(万円)	358,818	297,506	264,145	217,890	188,047	150,673
	1件当たり金額(円)	18,553	18,358	20,466	22,206	25,564	27,875
準母子福祉年金	件数	802	724	571	405	312	235
	金額(万円)	1,318	1,176	1,057	839	751	620
	1件当たり金額(円)	16,434	16,239	18,520	20,716	24,064	26,383
積立金	年度末現在積立金(万円)	10,443,100	14,754,168	19,463,391	25,321,287	33,561,293	43,519,399
							55,847,817

注 1) 検認率は「検認実施月数」に「前納月数」を加えた月数を「検認対象月数」で除したものである。

資料 厚生省社会保険庁『事業年報』

表 22 財政投融資資金計画（使途別分類）

(単位：億円)

区 分	年度	産投会 計出資	資金運用部資金			簡 保 資 金	公 募 入 債 金 等	財 投 合 計
			年 金 金 等	郵 資 金 等	小 計			
(1) 住 宅	46	—	2,762	2,892	5,654	1,020	1,980	8,654
	45	—	2,159	2,161	4,320	856	1,720	6,896
(2) 生 活 環 境 整 備	46	1	2,265	1,779	4,044	250	904	5,199
	45	1	1,774	1,360	3,134	193	840	4,168
(3) 厚 生 福 祉 施 設	46	—	1,112	71	1,183	—	—	1,183
	45	—	951	66	1,017	—	—	1,017
(4) 文 教 施 設	46	—	232	341	573	391	—	964
	45	—	205	292	497	293	—	790
(5) 中 小 企 業	46	—	2,273	3,334	5,607	515	462	6,584
	45	—	1,940	2,754	4,694	425	404	5,523
(6) 農 林 漁 業	46	—	817	1,197	2,014	150	—	2,164
	45	2	696	987	1,683	100	—	1,785
(1) ~ (6) 小 計	46	1	9,461	9,614	19,075	2,326	3,346	24,748
	45	3	7,725	7,620	15,345	1,867	2,964	20,179
(7) 国 土 保 全 ・ 災 害 復 旧	46	—	174	256	430	187	—	617
	45	—	180	256	436	124	—	560
(8) 道 路	46	—	485	909	1,394	1,359	755	3,508
	45	—	401	754	1,155	1,064	859	3,078
(9) 運 輸 通 信	46	—	1,405	2,464	3,869	773	1,009	5,651
	45	115	1,031	1,876	2,907	608	1,093	4,723
(10) 地 域 開 発	46	15	434	635	1,069	214	493	1,791
	45	11	351	499	850	171	399	1,431
(7) ~ (10) 小 計	46	15	2,498	4,264	6,762	2,533	2,257	11,567
	45	126	1,963	3,385	5,348	1,967	2,351	9,792
(11) 基 幹 産 業	46	187	—	1,957	1,957	91	64	2,299
	45	146	—	1,707	1,707	96	79	2,028
(12) 輸 出 振 興	46	650	—	3,540	3,540	—	—	4,190
	45	760	—	3,040	3,040	—	—	3,800
合 計	46	853	11,959	19,375	31,334	4,950	5,667	42,804
	45	1,035	9,688	15,752	25,440	3,930	5,394	35,799

注 1. 開発銀行、地方公共団体等については、財政投融資の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分した。

2. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険および国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上した。

資料 財政調査会『昭和45年予算の話』

表 23 厚生年金保険還元融資・国民年金特別融資資金枠の推移

(単位: 億円)

	厚生年金保険						国民年金						合計					
	40	41	42	43	44	45	40	41	42	43	44	45	40	41	42	43	44	45
総額	815	1,013	1,101	1,279	1,561	1,933	123	151	202	231	284	424	938	1,164	1,303	1,510	1,845	2,357
年金福祉事業団	354	354	367	392	471	670	16	16	13	8	9	10	370	370	380	400	480	680
住宅	235	250	285	300	388	562	—	—	—	—	—	—	235	250	285	300	388	562
療養施設	40	45	30	37	35	43	5	5	5	3	4	5	45	50	35	40	39	48
厚生福祉施設	79	59	52	55	48	65	11	11	8	5	5	5	90	70	60	60	53	70
第1種	72	52	52	55	—	—	6	6	8	5	—	—	78	58	60	60	—	—
第2種	7	7	—	—	—	—	5	5	—	—	—	—	—	12	12	—	—	—
特別地方債	324	503	557	676	849	920	95	123	163	185	228	365	419	626	720	861	1,077	1,285
住宅	43	47	50	60	65	65	—	—	—	—	10	10	43	47	50	60	75	75
病院	95	109	125	145	163	170	32	36	49	55	67	80	127	145	174	200	230	250
厚生福祉施設	54	75	82	85	87	95	55	69	99	115	151	155	109	144	181	200	238	250
環境衛生施設	132	120	133	153	168	177	8	8	15	15	—	—	140	128	148	168	168	177
簡易水道	—	37	42	42	45	—	—	10	—	—	—	65	—	47	42	42	45	65
下水道	—	115	125	47	60	131	—	—	—	—	—	—	—	115	125	47	60	131
上水道	—	—	—	144	261	282	—	—	—	—	—	—	—	—	—	144	261	282
その他	137	156	177	211	241	343	12	12	26	38	47	49	149	168	203	249	288	392
医療金融公庫	62	83	93	131	131	175	8	7	14	15	21	19	70	90	107	146	152	194
社会福祉事業振興会	3	6	11	15	17	19	3	4	11	13	16	19	6	10	22	28	33	38
国立病院特別会計	12	14	14	35	38	44	1	1	1	10	10	11	13	15	15	45	48	55
公害防止事業団	10	23	25	30	55	105	—	—	—	—	—	—	10	23	25	30	55	105
一般地方債	50	30	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	30	34	—	—	—

資料 厚生省年金局資金課調べ。

研究会抄録

第Ⅰ（経済分析）研究会

本年度とりあげた2つの共同研究課題につき、大要して次のような研究報告がなされた。

1. 所得保障の費用と効果に関する理論的実証的研究

現行の所得保障制度は、福祉的観点からみた有効性、制度間資源配分の効率性、給付・負担における公平性など、多くの点で問題が山積し、理論的にも再検討を迫られている。

本研究では所得保障体系の一元化をねらいとした逆所得税構想の意味を理論的に吟味し、さらにこれを展開するとともに、その実証研究を通して実効性を明らかにしようと試みる。そこでまず、逆所得税に関する最近の理論的展開と、2, 3の実験試行を究明して、そこでの問題点を追跡する。理論的にいうと、労働インセンティヴ、選別主義の基準と効果、ならびに逆所得税を含む一般モデルの設計など、また費用負担方式の問題にも未開拓のものがこされている。

2. 公共財視点からみた生活関連社会資本の投資基準とその効果に関する研究

経済成長と社会間接資本の間に逆関数関係の存在することは、これまでしばしば指摘されている。社会間接資本が国民生活水準の向上と密接な関連をもっている以上、経済成長過程における社会間接資本の最適配分をもたらすための投資基準について理論的な解明が必要である。鈴村論文は、公共投資基準についてのアロー・クルツ理論を手がかりにして、公共財としての社会間接資本を含むモデルを展開する。このモデルでは、投資、消費および資本ストックに関する制約条件のもとで、消費と社会的間接資本の関数である効用の極大化を求め、その結果は、社会間接資本の直接、間接効果が、民間生産資本の消費財生産における限界収益性とひとしくなるときに最適配分が行われる、という結論になる。

小野論文は、類似の発想にもとづき、社会間接資本を含む生産関数をわが国のデータについて推定したものである。1906~37年と、1954~68年の2期間を比較してみると、成長への貢献度に関するかぎり、前期では社会

間接資本が民間生産資本をしのぎ、逆に後者では、民間生産資本が社会間接資本を大幅に凌駕している。別言すれば、戦後の経済成長は民間生産資本の高成長によって推進され、それだけにまた社会間接資本の相対的不足が深刻化したといえるであろう。

第Ⅱ（統計調査）研究会

研究会の大半はプロジェクトの第1である「社会保障水準指標の作成」に充てられた。まず宮崎勇「OECDにおける社会指標の作業」、安川正彬「社会保障水準指標の検討」、前田正久「統計データを用いた将来予測の一例——主として傷病について」などを皮切りとした。宮崎報告は、その出席した専門家会議（45年12月開催、福祉水準を表示しうるよう現行の国民所得勘定を整理しなおすこと、国民所得勘定とは独立に Social Indicators を合成した指標を開発すること、の2つの目標をもつ）について、その討議内容や参加各國の動向を解説している。安川報告は当プロジェクトの性格や論点を明らかにしようとした、また前田報告はわが国死因、死亡率、受療率などについて将来予測を行っている。

ついで本年度の主要目標である統計収集の方法および問題点をめぐって3回にわたって討議が行われた。それは年金、医療、公的扶助、社会福祉、児童福祉などの各部門に存在する基本的諸統計のうち、年齢階級および所得階級の部分についての収集であるが、その議論の主なものはつぎのとおりであった。

年金 年齢階級別被保険者数、受給者数、受給金額などについては、制度によっては生年別である場合もあるが、各制度を通じて統一することは可能である。これに反して受給者について所得階級別を加味した統計を作成することには多くの難点が存している。すなわち年金以外の所得は特別調査を行なわないかぎり把握できない、退職時あるいは過去の給与の平均値は推計しうるが制度全体を通じた共通の所得階級は得られない、などである。なお、田村正雄「年金給付水準について」の報告があり、その性格および測定方法について論ぜられた。

また単に年金に限らないのであるが、社会保障給付について世帯の側からの家計構造的考察が必要であること、しかも総理府家計調査や国民生活実態調査で必ずしも可能でないことも問題とされた。

医療 年金と同じく年齢階級別受給者数、医療給付金額などについては問題はないのであるが、所得階級別が加味されると難点が生ずる。まずこの種の統計は臨時に集計されることが多く、年次的に追跡することはできない。つぎに制度の建前から年間所得（国保）によるものと、標準報酬（国保以外のほとんどすべての制度）によるものとがあり、統一的に把握できない。なお、谷口泰範「昭和44年度政管、組合健保の被保険者1人当たり標準報酬等級別総所得金額について」の報告があり、この両者を対比し統一することが試みられた。

生活保護・社会福祉・児童福祉 生活保護統計では年齢階級、所得階級の別に各種の統計が存しており、むしろ選択の問題であるといってよい。これに対して社会福祉、児童福祉では、施設利用者数についても、またニードである要保護者数についても、階級別統計は極めて少ない。

プロジェクトの第2である「家計構造に関する統計的研究——とくに老齢者世帯について」は、大本圭野「住居費の決定因について」、森岡清美「掛川市の高齢者世帯生活調査における世帯について」が報告されたにすぎない。大本報告は都市規模別にみた家計費における住居費を取上げ、森岡報告は、老齢者世帯について同居、別居の状況、主な収入源、老齢者のいきがい、老齢者のニードなどについて論じている。なおこのプロジェクトに関連して、前年度研究会の大半を充てた児童養育費調査の報告を収録して『家族周期と家計構造』の刊行が行

われた。

第 III (社会分析) 研究会

昭和45年度第3研究会は「生活構造の視点からみた『多問題家族の研究』」というプロジェクトの外に、「社会福祉計画の国際比較」を新たに設け研究をすすめている。この社会福祉の国際研究は、今まで多くの人びとに関心をもたれながらも、わが国では必ずしも十分な研究が行われていたとはいえない。それは1つには社会福祉そのものの考え方方に加えて、その制度および計画は国によって異り、その上必ずしも計画を数量的に表わしにくいという事情によるものであった。このため本研究会においても、初年度ということもあって、各国の社会福祉制度および最近の動向を知るために、国内において入手可能な資料収集と合わせて、若干のヒヤリングによって情報を得ることとしている。

そこで7月には、「国際社会福社会議（ICSW）の最近の動向」ということで、全国社会福祉協議会組織部長前田大作氏の報告をもとに討論を行い、とくにECAFE地域の社会福祉の動向をみてきた。つづいて12月には「未婚の母親問題を中心に」を立正女子短大・日下部禧代子氏に、また同じく「シーボーム委員会報告をめぐって」ということで、明治学院大学・三和治氏に報告をいただき、イギリスにおける社会福祉の最新の情報を得ることができた。

このようにこのプロジェクトは、国際比較に入る前の予備的作業として、文献収集、ヒヤリングを行ってきておりが、次年度からは特定の国を選定して、今少しインテンシブな研究を行う計画である。

社会保障研究所日誌 (1971.7~1971.9)

46.7.1 第3研究会（第3回）報告内容「わが国における多問題家族研究の経験——渋谷区、目黒区における調査を中心として——」報告者 日本社会事業大学教授 小松源助、明治学院大学助教授 高野史郎

46.7.5 平恒次イリノイ大学教授来所、山田所長、小沼研究第1部長、地主研究第2部長、三浦研究第3部長および保坂主任研究員と懇談

46.7.13 第2研究会（第5回）報告内容「社会保障水準指標のための基礎資料について——年金その他について——」司会 研究第1部長 小沼正

46.7.14 ジェイムス・中村コロンビア大学教授来所、山田所長、保坂主任研究員および城戸研究員と懇談

46.7.20 第2研究会（第6回）報告内容「掛川市の高齢者世帯世話調査における世帯について」報告者 専門委員 森岡清美

46.7.22 役員会（第70回）(1) 事業実施状況について、(2) その他
同 第1研究会（第5回）報告内容「社会資本と生産性効果・福祉効果」報告者 専門委員 小野旭

46.7.27 ISSA 文献委員会
同 第6研究会（第4回）報告内容「老人対策について」報告者 厚生省社会局老人福祉課長 山口新一郎

46.7.29 第4研究会（第4回）報告内容「経済政策の目的と問題領域（Lampman著）をめぐって」報告者 研究員 高橋紘士

同 第5研究会（第4回）報告内容「経済成長と社会保障の国際比較」報告者 専門委員 小山路男

46.7.31 第3研究会（第4回）報告内容「社会福祉の国際比較——ICSWの最近の動向——」報告者 全国社会福祉協議会 前田大作

46.8.12 Husby Ralph イリノイ大学助教授来所、山田所長、地主研究第1部長および保坂主任研究員と懇談

46.9.7 第6回公開研究座談会（協和銀行赤坂支店会議室）テーマ「西欧における社会保障の動向」レポート 健康保険組合連合会 上村政彦、主任研究員 保坂哲哉、コメント 専門委員 高橋武、慶應大学助教授 藤沢益夫、司会 所長 山田雄三

46.9.9 特別研究会 報告内容「ILOの直面している諸問題」報告者 ILO 社会保障部 楠口富男

46.9.14 第2研究会（第7回）報告内容「社会保障水準指標のための基礎資料について——年金その他について——」司会 研究第1部長 小沼正

46.9.21 第5研究会（第5回）報告内容「戦前中央財政社会支出の推計」報告者 主任研究員 保坂哲哉

46.9.23 役員会（第71回）(1) 事業実施状況について、(2) その他
同 第4研究会（第5回）報告内容「国民の健康改善……ローリック編著 1970年代の社会経済学」報告者 主任研究員 保坂哲哉

46.9.28 第3研究会（第5回）報告内容「『生活構造論』の展開過程——多問題家族調査の理論枠設定のために——」報告者 研究員 渡辺益男

同 第6研究会（第5回）報告内容「抜本改正について」報告者 専門委員 小山路男
同 海外社会保障情報編集委員会